

酒田市子ども・子育て支援事業計画
【令和 2～6 年度】
(案)



酒 田 市

目 次

第1章 計画の位置づけ	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定方法	3
第2章 現状と第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	
1 子ども・子育てを取り巻く環境 ～酒田の現状と課題～	4
(1) 人口構成と将来の予測	4
(2) 出生率・結婚	6
(3) 世帯状況・居住環境	9
(4) 女性の就労状況	10
(5) 子どもの状況	11
2 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	13
(1) 評価の流れ	13
(2) 第1期計画総合評価	13
(3) 基本施策ごとの評価	14
(4) 数値目標のある事業の達成状況	36
第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方	
1 基本理念	39
2 基本的視点	39
3 計画の目標と体系	40
第4章 次世代育成支援	
1 目標の具現化に向けた施策の展開	41
2 基本施策	41
施策の体系図	42
3 具体的施策の展開	43
基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり	43
基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり	57
基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり	61
基本施策4 子どもと心身の健やかな成長のための環境づくり	70
基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり	80
基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり	86
基本施策7 特別な支援を必要とする子どもを きめ細やかに支える環境づくり	91
4 施策の効果の検証につなげる評価指標及び数値目標の設定	102

第5章 子ども・子育て支援

1	子ども・子育て支援の推進	105
2	区域設定	105
3	人口推計	106
4	子ども・子育て支援の体系	107
5	幼児期の教育・保育の利用者数の見込みと 提供体制の確保の内容及びその時期	108
(1)	保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育	108
(2)	幼稚園、認定こども園（教育利用）	109
6	地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと 提供体制の確保の内容及びその時期	111
(1)	利用者支援事業	111
(2)	地域子育て支援拠点事業	111
(3)	妊婦健康診査	112
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	112
(5)	養育支援訪問事業、 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	113
(6)	子育て短期支援事業	113
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	114
(8)	一時預かり事業	114
(9)	延長保育事業	115
(10)	病児・病後児保育事業	116
(11)	放課後児童健全育成事業	117
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	119
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	119
7	幼児期の教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	119
8	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	120

第6章 子どもの貧困対策

1	現状と課題、施策の基本的方向性	121
2	対策の進め方	122
3	子どもの貧困に関する指標	123

第7章 計画の推進に向けて

1	推進のための役割	124
2	計画の点検、評価	124
3	計画の推進体制	125

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人でしたが、昭和50年に200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けました。昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。平成28年の出生数は97万6,978人となり、明治32年の統計開始以来、初めて100万人を割りました。平成30年は、過去最少の91万8,397人となっています。

合計特殊出生率¹をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。昭和64（平成元）年にはそれまで最低であった昭和41年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。近年は微増傾向が続いていましたが、平成28年は1.44と前年より0.01ポイント下回り、平成29年は1.43、平成30年は1.42と再び低下の傾向にあります。

こうした状況に対応し、子どもを産み育てやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法を整備し、新たな子ども・子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」を平成27年にスタートさせました。この新制度では、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるという理念のもと、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、市町村が中心となって取組を進めてきました。平成28年からは、企業による子育て支援が新制度の柱に加わり、仕事と子育ての両立支援を推進しています。

本市でも、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられた子ども・子育て支援事業計画により、平成27年度から5年間の計画期間において、子育て中の家庭の不安感や負担感の解消を図るとともに、子どもを産み育てやすいまちの実現に向けて取組を進めてきました。その結果、平成30年度のニーズ調査では、希望どおりに子育て支援事業を利用できたと感じる割合は、平成25年度のニーズ調査に比べて増加（62%→73%）したものの、子育てに不安感や負担感を持つ割合も増加（37%→39%）するなど、取組による成果と課題が明らかになっています。また、本市の出生数も減少が続いており、平成27年の688人から平成30年には552人まで減少しています。

このことから、平成27年度から5年間の第1期計画における成果と課題を踏まえたうえで、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、本市のすべての子どもの育ちを保障し、子育て中の保護者を支援していくため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度からの5年間の計画期間とした、第2期となる子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

1. 「合計特殊出生率」：出生率計算の際の分母の人口数を出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものです。

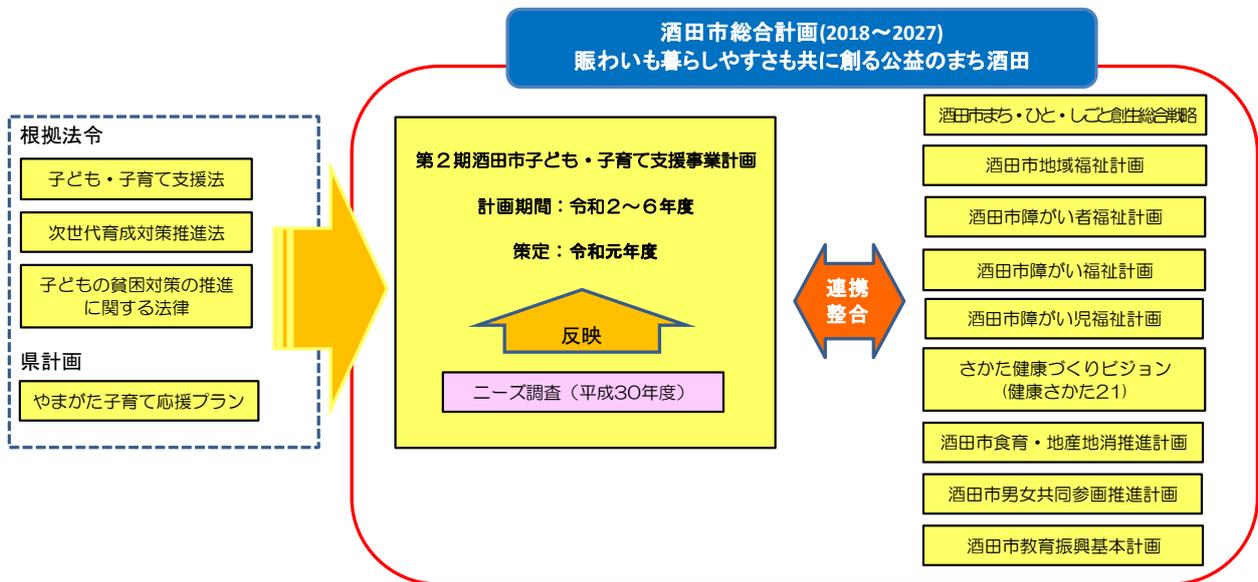
2 計画の位置づけ

本計画は、本市で生活するすべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための施策として位置づけます。

本計画は、酒田市の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置づけるものです。

本計画は、「酒田市総合計画」を上位計画とし、「酒田市地域福祉計画」「さかた健康づくりビジョン」「酒田市教育振興基本計画」「酒田市男女共同参画推進計画」などの福祉、保健、教育関係計画や、県や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら推進することとします。

(図表 1-1)



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行うものとします。

(図表 1-2)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期酒田市子ども・子育て支援事業計画									
			ニーズ調査	計画策定	第2期酒田市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

本計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭及び本計画の施策に関する事業者や地域等すべての主体を対象とします。

5 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、第1期子ども・子育て支援事業計画を評価するため、就学前児童の保護者、小学生の保護者及び高校生を対象として、「酒田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

- ア 就学前児童の保護者 1,000人（無作為抽出）
- イ 小学生の保護者 1,000人（無作為抽出）
- ウ 高校生 酒田西高等学校及び酒田南高等学校（両校ともに第2学年）

② 調査時期

平成31年1月11日～2月1日

③ 調査方法

ア及びイは郵送による配付回収、ウは学校を通して配付回収

④ 有効回答件数・回答率

(図表 1-3)

調査種別	配付件数	有効回答 件数	回収率	前回調査 回答率
ア 就学前児童調査	1,000	371	37.1%	69.1%
イ 小学生調査	1,000	408	40.8%	85.2%
ウ 高校生調査	350	328	93.7%	100.0%

※前回調査回収率は、平成25年度調査の数値。

(2) 酒田市子ども・子育て会議での審議

本計画の策定にあたっては、子育て中の家庭や子育て支援に関する当事者等の意見を反映するため、子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する当事者、学識経験者等、計20名で構成する「酒田市子ども・子育て会議²」において、第1期酒田市子ども・子育て支援事業計画の評価及び第2期子ども・子育て支援事業計画の内容が審議され、それぞれの立場、経験などに基づいてご意見をいただきました。

(3) 酒田市子ども・子育て支援推進委員会での検討

また、市内の「子ども・子育て支援推進委員会」において、ニーズ調査の結果や子ども・子育て会議の意見を踏まえ、第1期子ども・子育て支援事業計画の評価による成果と課題の整理や今後の支援策等について検討を行いました。

2. 「酒田市子ども・子育て会議」：平成25年9月20日条例第38号により設置。

第2章 現状と第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

1 子ども・子育てを取り巻く環境 ～酒田市の現状と課題～

(1) 人口構成と将来の予測

- 人口は、出生数の減少と転出超過により減少が続いています。
- 平成7年に老年人口が年少人口を上回り、それ以降、少子高齢化が急速に進行しています。
- 今のペースで人口減少が続けば、令和22年頃には7万人台になる見込みです。

本市は、平成17年11月に旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町が合併し誕生しましたが、昭和55年の国勢調査以降、人口は減少し続けています。近年の人口動態を見ると、平成17年以降、減少傾向は加速化し、平成30年には実質増減1,528人減（自然動態1,043人減、社会動態485人減）となっています。自然動態と社会動態を比較すると、平成20年までは転出超過による社会減が出生数減少等による自然減を上回っていたのが、平成21年以降は自然減が社会減を上回り、自然減がより大きな課題となっています。（図表2-1）

図表2-1 人口動態

		平成20年	平成21年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然動態	出生	859	784	688	662	615	552
	死亡	1,371	1,383	1,516	1,526	1,562	1,595
	増減	△512	△599	△828	△864	△947	△1,043
社会動態	転入	2,511	2,544	2,221	2,297	2,300	2,082
	転出	3,255	3,005	2,758	2,698	2,504	2,567
	増減	△744	△461	△537	△401	△204	△485
実増減		△1,256	△1,060	△1,365	△1,265	△1,151	△1,528
世帯数		41,366	41,443	41,876	41,943	41,976	42,015

資料：住民基本台帳

人口の年齢別構成をみると、0歳から14歳までの年少人口は、平成7年の20,122人に対して、平成17年には16,058人（4,064人減）、平成31年3月末には10,905人（9,217人減）となり、総人口に対する割合では16.4%から、13.7%（2.7ポイント減）、10.7%（5.7ポイント減）と減少が続いています。同様に、15歳から64歳までの生産年齢人口も、平成7年の78,344人に対して、平成17年には71,028人（7,316人減）、平成31年3月末には55,338人（23,006人減）となり、総人口に対する割合では64.0%から、60.4%（3.6ポイント減）、54.2%（9.8ポイント減）となっています。一方、65歳以上の老年人口¹は、平成7年の24,070人から、平成17年には30,491人（6,421人増）、平成31年3月末には35,862人（11,792人増）となり、総人口に対す

1. 高齢者の割合：総人口に占める割合が21%を越えた社会を超高齢化社会と定義しています。

る割合でも 19.6%から、25.9%（6.3ポイント増）、35.1%（15.5ポイント増）と大幅に増加しています。（図表 2-2）

図表 2-2 総人口、年齢別人口の推移

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年 3 月末
総人口		122,536	121,614	117,577	111,151	106,244	102,105
年 齢 別	0～14 歳	20,122	18,087	16,058	14,123	12,168	10,905
		16.4%	14.9%	13.7%	12.7%	11.5%	10.7%
	15～64 歳	78,344	75,536	71,028	65,190	59,168	55,338
		64.0%	62.1%	60.4%	58.7%	55.9%	54.2%
	65 歳以上	24,070	27,991	30,491	31,835	34,518	35,862
		19.6%	23.0%	25.9%	28.6%	32.6%	35.1%

資料：平成 27 年までは国勢調査（※平成 17 年までは旧 1 市 3 町で合算）※総人口は年齢不詳を含む。平成 31 年 3 月末は住民基本台帳

人口推計によれば、今のペースで人口減少が続けば、本市の人口は令和 2 年度中に 10 万人を割り込み、令和 22 年頃には 7 万 4 千人台まで減少すると予測されています。（図表 2-3, 2-4）

図表 2-3 人口予測（短期）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
酒田市	99,061	97,511	95,940	94,364	92,775

※推計：コーホート変化率法²により、平成 29～31 年各 3 月 31 日の住民基本台帳人口より計算。

図表 2-4 人口予測（長期）

	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
酒田市	101,560	94,214	87,888	81,397	74,617

※推計：国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠して計算。

2. 「コーホート変化率法」：「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。各コーホートについては、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(2) 出生率・結婚

- 合計特殊出生率は、減少傾向にあり、平成29年は全国水準を下回っています。
- 男女共に晩婚化が進み、未婚率も上昇しています。
- 離婚率は、ここ数年は横ばいで推移しています。

合計特殊出生率（出生率）は、全国で平成元年の1.57が社会問題になって以降、さらに減少し続け、平成17年には1.26となりました。その後は、緩やかに増加しているものの、長期的に人口維持できる水準（人口置換水準³）の2.07を大きく下回っています。一方、本市の出生率は、平成24年に1.36と最低を更新しました。その後増加に転じたものの、直近では全国数値を下回る状況となっています。（図表2-5）

図表2-5 合計特殊出生率の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.43
県	1.74	1.69	1.62	1.45	1.48	1.48	1.45
市	1.77	1.72	1.58	1.47	1.49	1.51	1.42

資料：庄内地域の健康・福祉・環境

出生率低下の主な要因の一つとして、晩婚化の進行があげられます。晩婚化によって、第1子の出産年齢が上がり、そのことが肉体的に多くの子どもを出産することのマイナス要因になっていると言われています。本市の平均初婚年齢を見ると、平成29年は男性が30.8歳、女性が29.1歳と、平成2年より男性で2.3歳、女性で3.1歳それぞれ遅くなっていますが、ここ数年は横ばいの傾向が見られます。また、年代別未婚率は、男女ともに25～49歳までの全ての年齢層で割合が増加しています。（図表2-6、2-7、2-8）

図表2-6 平均初婚年齢の推移 (歳)

	男性					女性				
	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	平成29年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	平成29年
国	28.4	28.8	30.5	31.1	31.1	25.9	27.0	28.8	29.4	29.4
県	28.6	29.0	29.9	30.6	30.7	25.9	26.6	28.1	28.8	29.0
市	28.5	30.0	29.9	31.2	30.8	26.0	27.1	28.5	29.1	29.1

資料：厚生労働省「人口動態統計」 ※平成17年までは、旧1市3町の平均

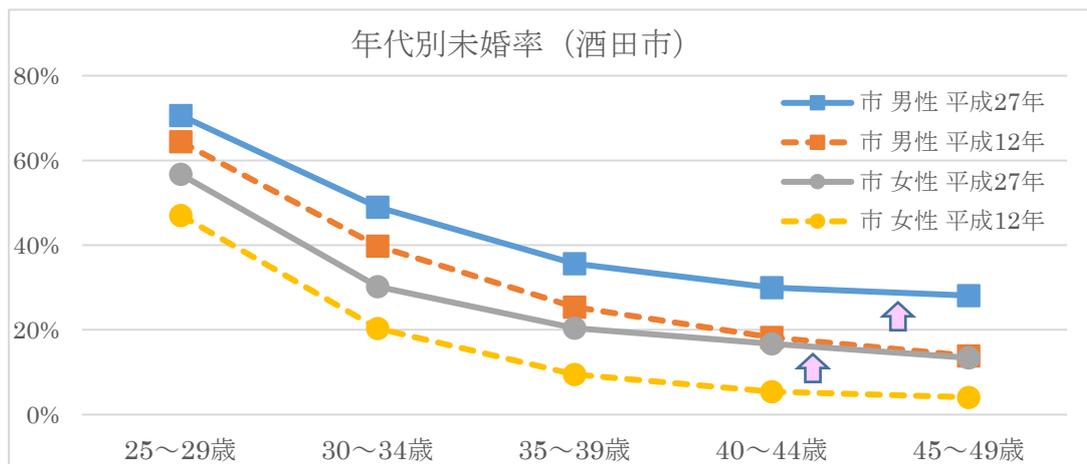
3. 「人口置換水準」：将来に人口の増減がない状態を維持するために必要な合計特殊出生率の水準をいいます。

図表 2-7 年代別未婚率 (%)

	年齢層 (歳)	男 性				女 性			
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
国	25～29	69.3	71.6	71.8	72.7	54.0	59.4	60.3	61.3
	30～34	42.9	47.2	47.3	47.1	26.6	32.2	34.5	34.6
	35～39	25.7	30.2	35.6	35.0	13.8	18.6	23.1	23.9
	40～44	18.4	22.1	28.6	30.0	8.6	12.1	17.4	19.3
	45～49	14.6	17.2	22.5	25.9	6.3	8.2	12.6	16.1
県	25～29	64.6	64.9	66.7	69.8	46.7	50.3	52.8	56.6
	30～34	41.4	44.9	43.3	45.8	20.6	26.0	28.3	30.6
	35～39	25.6	33.6	32.8	33.4	9.3	15.5	18.1	19.8
	40～44	19.7	22.9	27.3	28.6	6.3	9.1	12.3	15.5
	45～49	14.7	18.8	20.9	25.5	4.4	6.1	8.3	11.9
市	25～29	64.4	63.7	66.8	70.6	47.0	49.8	50.5	56.7
	30～34	39.8	42.1	45.7	49.0	20.3	25.6	29.7	30.2
	35～39	25.4	29.9	35.1	35.6	9.5	13.9	18.6	20.4
	40～44	18.2	21.7	29.7	30.0	5.4	8.4	13.6	16.7
	45～49	13.9	16.8	21.5	28.1	4.1	5.2	9.0	13.4

資料：国勢調査 ※市については、平成17年までは旧1市3町の合算

図表 2-8



平成29年の婚姻率は、全国、山形県、庄内地域では平成2年との比較でそれぞれ1ポイント減少しているのに対し、本市では0.5ポイントの減少に止まり、県及び庄内地域とほぼ同じ水準となっています。(図表2-9)

離婚率(人口千人あたりの離婚件数)については、ここ数年はほぼ横ばいで推移しており、全国や県と同様の傾向を示している。(図表2-10)

図表 2-9 婚姻率（人口千人対）の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
国	5.9	6.4	6.4	5.7	5.5	5.1	4.9
県	4.9	5.2	5.6	4.7	4.4	4.0	3.9
庄内地域	4.6	4.9	5.2	4.3	4.0	3.7	3.6
市 (件数)	4.1 (561)	4.7 (638)	4.5 (674)	4.3 (507)	4.0 (445)	3.6 (386)	3.6 (373)

資料：庄内地域の健康・福祉・環境

図表 2-10 離婚率（人口千人対）の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
国	1.3	1.6	2.1	2.1	2.0	1.8	1.7
県	0.9	1.1	1.6	1.7	1.6	1.4	1.3
庄内地域	1.0	1.0	1.5	1.7	1.5	1.3	1.3
市 (件数)	0.6 (107)	0.9 (126)	1.8 (192)	1.7 (200)	1.5 (171)	1.3 (141)	1.4 (145)

資料：庄内地域の健康・福祉・環境

(3) 世帯状況・居住環境

- 三世帯同居の割合は全国1位の山形県の平均(17.8%)より低くなっていますが、全国類似都市との比較では三世帯同居が多い世帯状況となっています。
- 全国類似都市と比較し、夫婦共働きの割合が高くなっています。
- 住宅は、持ち家の割合が高くなっています。

山形県の三世帯同居率は17.8%と高く、全国1位となっています。本市は、県平均より低い15.6%で、年々低くなってきていますが、全国類似都市85市(平均6.5%)と比較すると極めて高い数値となっています。また、本市の共働き世帯率も55.7%と全国類似都市(平均45.6%)と比較すると高い数値となっています。(図表2-11)

本市は、三世帯同居率が高いことを背景として、比較的祖父母の協力を得やすく、働きやすい環境にあるといえますが、近年では、核家族化の進行、同居の祖父母等の就業期間の延長や家族の意識の変化が見られます。

図表2-11 世帯の状況(全国類似都市⁴比較) (単位:%)

順位	三世帯同居率			順位	共働き世帯率		
1	山形県	鶴岡市	18.9	1	山形県	鶴岡市	58.5
2	新潟県	三条市	18.2	2	新潟県	三条市	58.2
3	新潟県	新発田市	16.7	3	石川県	小松市	57.9
4	山形県	酒田市	15.6	4	石川県	白山市	57.5
5	宮城県	大崎市	15.2	5	山形県	酒田市	55.7
6	佐賀県	唐津市	13.4	6	新潟県	新発田市	54.5
7	栃木県	鹿沼市	13.0	7	佐賀県	唐津市	53.0
8	静岡県	焼津市	12.3	8	宮城県	大崎市	52.7
.
85	東京都	武蔵野市	1.2	85	大阪府	河内長野市	33.4
類似都市平均			6.5	類似都市平均			45.6
(参考)山形県			17.8	(参考)山形県			57.3

資料:平成27年国勢調査

居住環境として、平成27年の国勢調査によれば、山形県の持ち家率は75.0%と全国第4位と高く、本市の持ち家率はそれよりも高い77.7%となっています。本市における持ち家以外の割合は、民間の借家が16.8%、公営の借家が2.7%、給与住宅が2.4%で続いています。

4. 「全国類似都市」:市町村の財政状況(歳入・歳出など)を産業構造と人口規模の2つの属性で分類したものです。平成27年国勢調査では、酒田市はⅢ-1類型(85都市)に該当しています。

(4) 女性の就労状況

- 女性の就業率はすべての年齢層で上昇しています。
- M字カーブの谷は30～34歳にありますが、谷はなくなる傾向にあります。

日本の女性の就業率を年齢層別にみた場合、結婚・出産時期に当たる20代後半から30代にかけて就業率が著しく減少するいわゆる「M字カーブ⁵」を描くことが知られています。これは、出産・育児を機にいったん離職し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しており、継続就業の難しさを示しています。結婚・出産時期に当たるこのM字カーブの谷は依然として落ち込みが見られるものの、年々浅くなっています。(図表2-12、2-13)

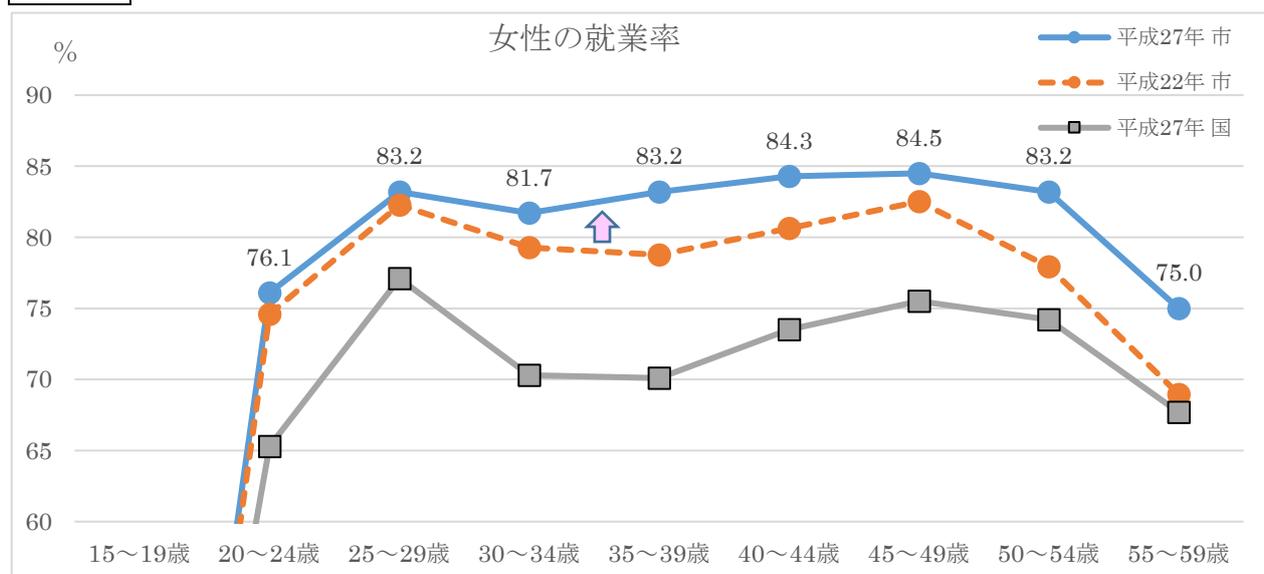
本市での女性の就業率を見ても、M字カーブはほとんどなくなりつつあり、全国に比べて緩やかになっています。本市では、20歳以上女性のどの年代においても7割以上が就業しており、夫婦共働き率の高さにも反映されていることがわかります。また、平成22年にM字カーブの谷となっていた35～39歳は27年には83.2%となり、M字カーブの谷は30～34歳(81.7%)となりましたが、M字の山である25～29歳(83.2%)との差は僅かとなっています。

図表2-12 女性の就業率 (%)

年代	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
市 (就業者数/人)	11.0 (235)	76.1 (1,134)	83.2 (1,633)	81.7 (2,021)	83.2 (2,459)	84.3 (2,816)	84.5 (2,684)	83.2 (2,809)	75.0 (2,778)
H22調査(市)	9.5	74.6	82.3	79.3	78.8	80.6	82.5	77.9	69.0
全国	13.8	65.3	77.1	70.3	70.1	73.5	75.5	74.2	67.7

資料：平成27年国勢調査

図表2-13 女性の就業率



5. 「M字カーブ」：日本女性の年齢階級別の就業率をグラフにとると、30～39歳の就業率が落ち込んで、アルファベットの「M」の文字を描いていることを表します。

(5) 子どもの状況

- 0歳から14歳までの年少人口が減少しています。
- 就学前児童数の減少に伴い、保育所や幼稚園などに通園している児童総数は減少してきていますが、0歳から2歳までの通園児童数は増えています。
- 児童虐待の相談・認定件数は、全国的に増加しており、本市においても同様の傾向が見られます。

本市の年少人口は平成31年3月末現在10,905人で、約10年前の平成22年の国勢調査の人口と比べると、5,153人(約32%)減少しています。就学前児童数も減少していることから、保育所や幼稚園などに通園している園児の総数は減少傾向にあります。(図表2-14)

図表2-14 年少人口 (人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年 3月末
年少人口総数	20,122	18,087	16,058	14,123	12,168	10,905
0～4歳	5,972	5,581	4,810	4,080	3,458	3,130
5～9歳	6,627	5,954	5,404	4,730	4,034	3,620
10～14歳	7,523	6,552	5,844	5,313	4,676	4,155

資料：平成27年までは国勢調査（※平成17年までは旧1市3町で合算）、平成31年3月末は住民基本台帳

就学前児童は、48.4%が認可保育所、31.0%が認定こども園⁶、1.3%が認可外保育所に通園しています。年齢別にみると、3歳児は98.4%、4、5歳児はほとんどが保育所や認定こども園などに通園しています。(図表2-15)

図表2-15 就学前児童の状況（令和元年5月1日現在） (人、%)

児童の状況	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設別通園 児割合(%)
児童総数	530	613	646	681	660	695	3,825	
認可保育所	114	291	325	372	367	383	1,852	48.4
認定こども園	38	127	149	281	285	304	1,184	31.0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育所	13	16	17	3	0	0	49	1.3
広域委託保育所	0	0	3	2	2	1	8	0.2
はまなし学園	0	0	2	12	6	10	30	0.8
地域型事業	6	5	4	0	0	0	15	0.4
通園児計	171	439	500	670	660	698	3,138	81.8
通園児割合(%)	32.3	71.6	77.4	98.4	100.0	100.4	81.8	

資料：子育て支援課作成

※児童総数は、各年3月31日現在。端数処理により各項目の割合と合計が合わない場合がある。

※保育所とはまなし学園に二重在籍している児童がいることや、地域型保育所・認可外保育所の数値には市外からの通園児を含むため、通園児割合が100%を超える場合がある。

6. 「認定こども園」：56ページに概要の説明があります。

0歳児の通園児割合は横ばいの傾向、1歳・2歳児は増加傾向にあり、今後も通園児の割合は伸びていくことが見込まれます。(図表2-16)

図表2-16 年齢別の通園児割合の推移 (人、%)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成27年	児童総計	648	734	714	697	784	814	4,391
	通園児計	229	436	469	675	790	803	3,402
	通園児割合	35.3%	59.4%	65.7%	96.8%	100.8%	98.6%	77.5%
平成28年	児童総計	660	670	724	717	697	778	4,246
	通園児計	211	410	506	678	694	774	3,273
	通園児割合	32.0%	61.2%	69.9%	94.6%	99.6%	99.5%	77.1%
平成29年	児童総計	641	674	676	708	721	695	4,115
	通園児計	193	459	486	700	716	693	3,247
	通園児割合	30.1%	68.1%	71.9%	98.9%	99.3%	99.7%	78.9%
平成30年	児童総計	598	642	680	667	702	707	3,996
	通園児計	167	436	552	636	707	704	3,202
	通園児割合	27.9%	67.9%	81.2%	95.4%	100.7%	99.6%	80.1%

※児童総数は、各年3月31日現在。

※保育所とはまなし学園に二重在籍している児童がいることや、幼稚園・地域型保育所・認可外保育所の数値には市外からの通園児を含むため、通園児割合が100%を超える場合がある。

児童虐待については全国的に増加している中、県内の児童虐待認定件数も増加しており、平成30年度は512件で過去最多の件数となっています。本市では相談の件数、認定件数とも平成26年度が最多でその後減少してきましたが、平成30年度は増加となりました。年齢では、乳幼児と小学生が大部分を占めるものの、中学生が被害を受けるケースも発生しています。(図表2-17)

図表2-17 虐待の状況について (件数)

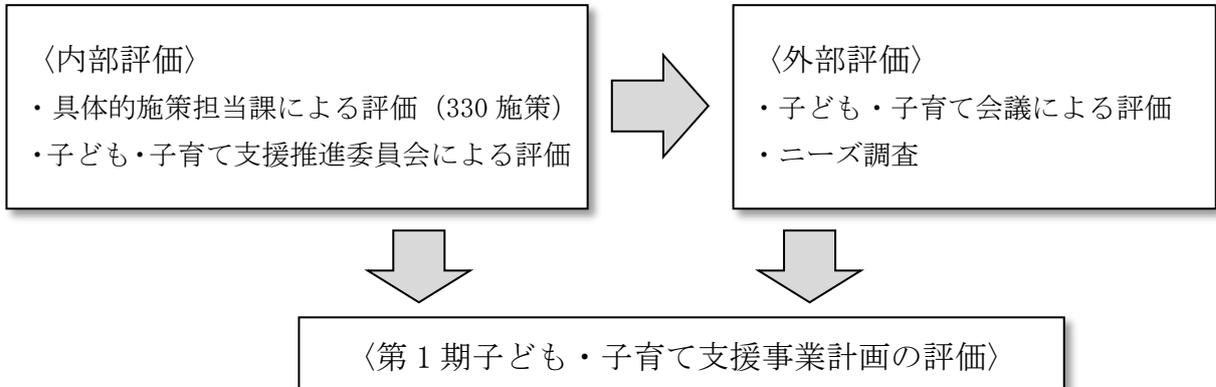
区分	相談件数 (総件数)	虐待認定件数				
		件数	内訳			
			乳幼児	小学生	中学生	高校生等
平成26年度	96	44	17	8	14	5
平成27年度	53	25	12	3	8	2
平成28年度	41	21	13	5	2	1
平成29年度	31	15	9	4	1	1
平成30年度	47	35	18	8	7	2

※ 相談件数は、虐待の疑いがある相談として把握した数。うち、虐待認定件数は虐待と認定した件数。

2 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 評価の流れ

令和元年9月現在の進捗状況及びニーズ調査（平成31年1月実施）を基に評価



(2) 第1期計画総合評価

評価指標
●子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合 【平成25年…37%】 → 【平成30年…39%】 ※ニーズ調査
●出生数の推移 【平成27年…688人】 → 【平成28年…662人】 → 【平成29年…615人】 → 【平成30年…552人】 ※酒田市統計

子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合は、計画策定時に比べて若干増えている。不安や負担を感じる内容は、「子育てで出費がかさむ」が最も割合が高く（就学前児童保護者 54.5%、小学生保護者 67.1%）、「自分の自由な時間が持てない」（就学前 45.2%、小学生 36.4%）、「子育てによる身体の疲れが大きい」（就学前 41.6%、小学生 27.5%）がそれに続く。子どもが小さいときは、精神的、肉体的な負担が大きく、経済的な負担は成長するにつれて大きくなることがうかがえる。これらの負担を軽減するためには、各分野におけるさまざまな子育て支援を継続して実施していく必要がある。

出生数は、計画策定時から約20%減少している。今後も減少傾向は続き、次期計画の開始時点（令和2年度）から終了時点（令和6年度）までに約11%の減少が見込まれる。各分野でニーズに対応した施策を展開することで、少子化の流れを食い止める必要がある。

(3) 基本施策ごとの評価

◆基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

評価指標
●気軽に相談できる人がいると認識している割合 (人) 【平成25年…94%】 → 【平成30年…94%】 ※ニーズ調査
●気軽に相談できる場所があると認識している割合 (場所) 【平成25年…50%】 → 【平成30年…55%】 ※ニーズ調査
●希望どおりに保育サービスを利用できたと感じる割合 利用できていると答えた割合 【平成25年…62%】 → 【平成30年…73%】 ※ニーズ調査

気軽に相談できる人がいる、あるいは気軽に相談できる場所がある割合は、計画策定時に比べてほぼ同じ割合となっているが、児童センターや子育て支援センターなどの相談機能を持つ公的機関を相談相手としているのは、就学前児童保護者では1割、小学生保護者では2%弱となっている。相談機関の周知を図るとともに利用しやすくすることで、相談先の選択肢を増やすことが可能となる。

希望どおりに保育サービスを利用できたと感じる割合は、計画策定時から約10%増加している。「利用できていない(できなかった)」保育サービスで割合が高いものは、「延長保育」「病児・病後児保育」「放課後児童クラブ(学童保育)」となっている。保護者や世帯の就労環境に対応したサービスの提供が求められている。

施策の方向性1 地域における子育て支援サービスの充実	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度に子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」を開設し、相談窓口や産前・産後サポート事業の充実を図るとともに、支援を必要とする方への支援計画の作成やサービス提供、関係機関との連絡調整をするなど、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を行った。(具体的施策 No. 1, No. 9, No. 13) ○子育て支援センターや児童センターと連携して、妊婦や産後間もない親子を対象に交流の場を設け、妊娠や出産、子育てに関する情報提供を行った。(具体的施策 No. 1, No. 3, No. 13) ○妊娠期から赤ちゃんが生まれて間もない家庭への情報をまとめた「マタニティガイドブック」を母子健康手帳交付時に、また、市内の子育て支援に関する情報をまとめた「子育てハンドブック」を出産後に配布して情報提供を行った。(具体的施策 No. 1, No. 16) ○児童センターや子育て支援センター、つどいの広場等の地域子育て支援拠点施設において、親子の交流の場の提供や育児相談、世代間交流を実施し、保護者の子育てに対する不安の軽減を図った。(具体的施策 No. 2, No. 5) ○ファミリー・サポート・センター事業においては、保育所等への迎えと預かりや子どもの習い事の場合の援助を行い、保護者の育児負担を軽減した。また、協力会員向けの研修の充実を図るとともに、利用会員の親子と協力会員の年2回の交流会を入会前の親子にも開放し、事業の周知を図った。(具体的施策 No. 8, No. 11)

	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援医療については、平成27年4月から中学3年生までを無料とし、内容の充実を図り、子育て家庭の経済的負担を軽減した。(具体的施策 No. 17) ○保育所や認定こども園、幼稚園に通園している児童の保育料については、平成28年4月から多子軽減の第1子とカウントするきょうだいを小学6年生までとし、第2子は保育料の2/3を軽減、第3子以降は無料とした。さらに、令和元年10月からの国の幼児教育・保育無償化に合わせ、多子軽減の第1子とカウントするきょうだいの年齢制限を撤廃し、保育料の2/3軽減や無料となる対象を拡大、第3子以降は新たに生じる副食費も免除にするなど、子育て家庭の経済的負担を軽減した。(具体的施策 No. 20) ○多胎児家庭へ支援員を派遣して家事、育児の支援を行い、子育て世帯の育児への不安と負担を軽減した。(具体的施策 No. 21)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」の相談件数は年々増加しており、妊娠期から気軽に相談ができる場となっている。子育て世代を通しての相談窓口として、更なる周知を図る必要がある。(具体的施策 No. 1, No. 13) ○児童センターや子育て支援センターの利用者の多くは未就園児がいる家庭の親子であるが、出生数の減少や3歳未満で保育所等へ入所する児童の増加により、利用者が減少傾向にある。今後も、子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」と連携した事業や利用者等のニーズにあった相談対応や事業展開をしていく必要がある。また、子育て支援センターの配置では、最上川以南地域に設置されていないため、課題となっている。(具体的施策 No. 2, No. 3, No. 6) ○ファミリー・サポート・センターの協力会員の年齢層が高くなってきている。また女性の就労率の高まりなどにより新規の登録などは減少しており、事業を円滑に運営するうえで、必要不可欠な存在である協力会員の確保をする必要がある。(具体的施策 No. 8) ○医療費助成について、自治体間でサービスを競うような状況にあり財政負担が大きくなっている。(具体的施策 No. 17)
施策の方向性2 子ども・子育て支援の充実	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○保育需要に見合った幼児教育・保育施設を確保するために、私立幼稚園の認定こども園化や認可外保育所の認可化を進めるとともに、地域型保育事業として事業所内保育事業を新たに実施したことにより、入所率が高まっている0歳児、1歳児、2歳児の保育需要の増加に対応できた。(具体的施策 No. 28、No. 30) ○保育士等の人材確保のため、就職ガイダンスの実施や離職防止のための研修を行った。(具体的施策 No. 31) ○延長保育を26園、一時預かり事業を24園で継続実施し、保護者の多様な働き方への支援や育児負担の軽減を図った。(具体的施策 No. 32、No. 43) ○多様な病児保育のニーズに対応するため、保育スペース拡張により病児・病後児保育所の定員拡大や、タクシーによる病児送迎サービス等を始めるなど、病児保育サービスの拡充を図った。(具体的施策 No. 35)

	<ul style="list-style-type: none"> ○民間立保育所や認定こども園に対する障がい児保育の支援を拡充し、障がい児の受入れ環境の充実を図った。(具体的施策 No. 39) ○はまなし学園在籍児が酒田市、庄内町、遊佐町の保育所・幼稚園と二重在籍して交流し、より充実した発達支援を行った。(具体的施策 No. 40) ○発達支援室が実施する育ちのサポート事業や園内事例検討、個別相談、ケース検討、情報交換を行い、特別な配慮が必要な子どもに関し、各園や酒田特別支援学校との連携を図った。(具体的施策 No. 41) ○市内の保育所等の職員を対象とした保育士研修会及び保育力・教育力向上研修会を開催し、子育て支援事業従事者の資質向上を図った。(具体的施策 No. 47, 48)
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・保育の提供区域について、市全域を1つに設定し入所の調整を行っているため、場所を選ばなければいずれかの施設に入園することが可能であり、待機児童がいない状態が続いている。しかし、少子化の進行や核家族化により、市内の多くの地区で子どもが減少しており、郊外ではその傾向が顕著であり、「自宅から距離が近いこと」「自宅と職場の途中にあること」などを理由に、保護者の希望が市街地の施設に集中している。少子化の動向や保育需要を的確に捉えながら、状況に応じた定員の適正化を図る必要がある。(具体的施策 No. 26) ○ニーズ調査では、希望どおりに保育サービスが利用できたと感じる割合は、第1期計画策定時より増加しているものの、希望どおりに利用できていない保育サービスとして、延長保育が3割程度、病児・病後児保育や休日保育が2割程度と多い傾向にある。病児保育は、施設の定員拡充や送迎サービス実施により、利便性の向上を図っているところであるが、延長保育及び休日保育については、延長時間の拡充や実施施設数の拡大などを検討していく必要がある。(具体的施策 No. 32, No33) ○保育等の人材確保については、多くの保育所等でその確保に苦慮している。低年齢児の保育ニーズが高まる中、保育の質を保ちながら待機児童を出さないために、安定的に保育士等を確保していくことが重要である。今後も、幼児教育や保育に携わる職員の研修機会の確保と、保育士等の処遇改善が必要である。また、保育士の就職と定着を図るために、保育士等就職ガイダンスの開催や離職防止研修会を実施していく必要がある。(具体的施策 No. 47, No48)
<p>施策の方向性3 子どもと保護者の居場所づくりの推進</p>	
<p>取組の状況 成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育所未設置だった学区への学童保育所の設置が完了し(八幡地域、松山地域、平田地域は各1か所、飛島地区は除く)、亀ヶ崎小学区に新たに2つの学童保育所を整備するなど適正規模の環境整備を図った。(新設1か所、施設改修3か所)(具体的施策 No. 50) ○放課後子供教室は、平成29年度から1地区で実施している。地区で実行委員会を組織し、学校や学童保育所と連携しながら実施している。(具体的施策 No. 56) ○児童センターでは、季節のイベントや小学生向け講座など利用者の年齢に応じた講座の開催、地元商店街を活用した事業等を実施するなど、親子で楽しむことができるように事業の充実を図った。(具体的施策 No. 12, No. 57)

	<p>○地域子育て応援団の立ち上げ時に限定された運営費助成を、継続的に支援できるように見直して活動を支援し、地域社会全体で子育てを支援する気運を醸成し、育児の孤立化の予防を図った。(具体的施策 No. 57)</p> <p>○児童図書については、本等の内容や利用が多く見込まれる等の要件により適切に選定し、充実を図った。また、読み聞かせ団体への活動支援として、講座や会員募集の協力を行った。(具体的施策 No. 59, No. 60)</p> <p>○コミュニティ防災センター等の使用料の減免により、子育てサークル等の活動を支援した。また、ひとづくり・まちづくり総合交付金制度を導入し、各コミュニティ振興会での子育て支援を促進した。(具体的施策 No. 61)</p>
<p>課題</p>	<p>○学童保育所の利用者数は増加傾向にあるため、今後の児童数や学童利用者の推移を十分に分析した上で、待機児童が生じている地区を中心に小学校の余裕教室や他公共施設の活用、既存学童施設の整備を計画的に検討していく。(具体的施策 No. 52)</p> <p>○今後の放課後子供教室については、学童保育所の整備がある程度進んでいることから、地域のニーズや体制について意見を聞きながら検討していく必要がある。(具体的施策 No. 56)</p> <p>○児童センターは、市内で最も大きな屋内遊具のある親子ふれあいサロン1と未就学児を対象とした親子ふれあいサロン2を備え、これまで雨天時や冬期間の子どもの遊び場として活用されてきた。近年、県内の多くの市町村で屋内遊戯施設の充実を図っており、それらの施設と比較して、遊戯室の狭隘さや駐車場の台数の少なさなどの課題がある。また、ニーズ調査の「子育て環境の充実のための施策」では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所をもっと増やしてほしい」が、就学前児童調査、小学生調査ともに4割から6割と高い割合となっている。(具体的施策 No. 57)</p> <p>○家庭の教育力が低下していると言われていた中で、家庭の教育力向上に資する講座等の開催については、保護者が学びやすいように学校等と連携を考慮していく必要がある。(具体的施策 No. 63)</p> <p>○視聴覚資料や図書については、今後もリクエストにも対応しながら蔵書を充実させていく必要がある。また、児童図書室でのおはなし会は、読み聞かせボランティアが2団体で実施しているが、高齢化による後継団体不足が懸念されるため、新たなボランティア団体の開拓や、既存の読み聞かせボランティアから図書館ボランティアとして関わってもらうような仕組み作りを検討する必要がある。(具体的施策 No. 59, No. 60)</p> <p>○各コミュニティ防災センター等の経年劣化が進むため、大規模改修の必要性が高まっている。改修については内容の優先度と効果度を見極め、安全安心で快適な環境整備を図っていく必要がある。ひとづくり・まちづくり総合交付金については、毎年実施している各コミュニティ振興会へのアンケートを分析しながら、必要な経費についての確に加算するなど、より使いやすく実効性の高い制度とするための見直しを図っていく必要がある。(具体的施策 No. 61)</p>

◆基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

評価指標	
●若者が酒田で生活や子育てをしたいと思う割合	※ニーズ調査
【平成25年…35%】 → 【平成30年…25%】	

若者が酒田で生活や子育てをしたいと思う割合は、計画策定時から約10%減少している。酒田で生活や子育てをしたいと思う理由は、「家族と一緒にいたい」が最も高く、「自然環境が豊か」、「人情味のある地域」がそれに続く。一方、酒田で生活や子育てをしたいと思わない理由は、「希望する職業に就けない」「町に活気がない」が最も高く、「交通の便が悪い」「買い物などが不便」が次に高い割合になっている。進学や就職などで市外へ転出する高校生のUターンを促すためには、自然環境や住民気質の特長は維持しながら、就業環境の充実や商業施設・レジャー施設等の充実による利便性の向上が求められる。

施策の方向性1 子育ての喜びを実感できる環境づくり	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○市内高校生の選択授業や部活動の中で、乳幼児とのふれあう体験や保護者から子育てについて直接話を聞く機会を設け、次代を担う世代の子育てに対する肯定感を醸成した。また、保護者にとっても、子育ての経験談を通して社会との関わりを持ったことでの自己肯定感を得るという効果もあった。(具体的施策 No. 64) ○中学生や高校生のボランティアが、乳幼児の親子向けのコンサートイベントを開催し、子どもや子育てへの関心を持つよう図った。 ○ジェンダーや家庭内の家事役割分担をテーマとしたウィズ講座や出前講座を開催し、子育ての尊さ、夫婦・家族の協働の必要性についての理解を深めた。(具体的施策 No. 69)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○高校生乳幼児ふれあい体験事業は、参加した高校生や赤ちゃんの保護者の評価も高く、次世代育成のための事業として継続していく必要がある。継続していくうえで、赤ちゃんと保護者のボランティアの確保とより多くの参加者を募る必要がある。また、教育委員会事業と対象(小学生向け)は違うものの、事業内容が酷似しており、整理が必要である。(具体的施策 No. 64) ○より多くの市民への意識啓発のために、今後も男女共同参画に関する広報・啓発を行うとともに多様な学習機会の提供が必要である。(具体的施策 No. 69)
施策の方向性2 若者の生活基盤整備の支援	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○酒田市雇用創造協議会において、雇用拡大、人材育成、就職促進などを目的とするセミナーや就職面接会、会社見学などを実施し、雇用創出や就業機会などの拡大を図った。(具体的施策 No. 71, No. 72, No. 74) ○地元企業に対する高校生の理解を深め、地元就職を促進するため、酒田ジョブガイドの発行や高校生等に対して企業見学ツアーを実施した。(具体的施策 No. 74) ○本市へのU I J ターン就職を促進するため、県外から人材を採用する企業等に対する助成金を設けた。(具体的施策 No. 75) ○首都圏開催の就農相談イベントに出展して酒田での就農について PR し、就農希望者の呼び込みを行った。独立・自営就農者に対しては初期投資費用等を支援し、経営

	<p>基盤の早期確立を図った。(具体的施策 No. 77)</p> <p>○新規漁業就業者支援制度については、国、県、市により充実させている。(具体的施策 No. 78)</p> <p>○「U I J ターンコーディネーター」を配置し、U I J ターンを希望する若者と、U I J ターン就職を推進する企業とのマッチングを支援した。(具体的施策 No. 79)</p> <p>○男女の出会いの場を創出する事業のほか、結婚サポーターによる男女の出会いの機会を創出した(取組み開始以後、70組が成婚に至った)(具体的施策 No. 80, 81)</p> <p>○農業青年出会い・交流創設事業は、農業青年の結婚、農村地域の活性化を目的に平成21年度から29年度まで協議会を組織して実施してきたもので、4組成婚という実績を残した。先駆的な取組みとして一定の成果をあげてきたが、酒田市結婚サポートセンターの開設や民間での婚活イベントの隆盛などもあり協議会を解散し事業を終了した。(具体的施策 No. 83)</p> <p>○私立高等学校に在学している生徒の保護者等に私立高等学校生徒授業料軽減補助金を交付し、経済的な負担軽減により高校修学の一助とした。(具体的施策 No. 84)</p> <p>○本市出身の学生の保護者等に大学等修学資金利子補給金を交付し、経済的な負担軽減により大学等修学の一助とした。(具体的施策 No. 84)</p> <p>○本市出身で国公立大学等に進学した学生の保護者等に京野教育振興基金大学修学奨学金を交付し、経済的な負担軽減により大学修学の一助とした。(具体的施策 No. 84)</p>
課題	<p>○今後も雇用の拡大や産業振興に向けた取り組みを継続して推進することが必要である。(具体的施策 No. 76)</p> <p>○移住における就農相談者は酒田に関わりが無い場合がほとんどであり、一度の相談では酒田への移住・就農まで検討させることは難しく、長期間のフォローアップが必要である。また、酒田にある程度見識を持つ人が来場しやすい、周辺都市開催イベントへの出展等の検討が必要である。(具体的施策 No. 77)</p> <p>○漁業の就業を希望する若者が非常に少ない現状にあり、また、漁業者の高齢化による後継者確保が喫緊の課題となっている。(具体的施策 No. 78)</p> <p>○事業としては堅実な成果を挙げていると考えるが、今後も広く周知し、より多くのU I J ターンの実現に取り組んでいく必要がある。(具体的施策 No. 79)</p> <p>○出会いの機会の創出に向けて、イベントや結婚サポーターの取り組み等実施しているが、成果につながりにくい状況になってきており、今後も関係機関等と連携して事業を進めていく必要がある。(具体的施策 No. 80, 81)</p> <p>○私立高等学校生徒授業料軽減補助金については、貧困対策として子育て支援課と連携して見直しを検討する。(具体的施策 No. 84)</p> <p>○京野基金大学修学奨学金は、寄付による基金を活用し、大学修学に係る経済的支援を図ってきたが、国による給付型奨学金の充実が図られるなど状況の変化もあるため、基金残高が無くなった後に廃止する方向で検討している。新たな大学修学に係る支援の必要性については検討が必要である。(具体的施策 No. 84)</p>

◆基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

評価指標
<p>●妊娠から出産までの支援に対する満足度 【平成25年…50%】 → 【平成30年…51%】 ※ニーズ調査</p>

妊娠から出産までの支援への満足度は、計画策定時と比べてほぼ同じ割合となっているが、就学前児童の保護者（56.1%）と小学生の保護者（47.1%）で満足度に差がある。満足していない理由では、「金銭面の支援が不足」「産科医の数が不足しているから」が高い割合となっている。ただ、「金銭面の支援」については、満足している人があげた理由でも最も高い割合となっているため、どのような支援が求められているのかを見極めたうえで対応する必要がある。

施策の方向性1 安心して妊娠、出産できる体制の整備	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○職場等で健診のない40歳未満の若年者を対象に、健康への関心と生活習慣病予防を目的に健康診断を実施し、女性には骨粗しょう症検診受診も勧めた。また健診会場で保健師、栄養士による個別健康相談を行った。（具体的施策 No. 86, No87） ○40歳以上の特定健診においてメタボリックシンドロームの該当者・予備群に区分された者に対して保健師・管理栄養士が特定保健指導を行った。（具体的施策 No. 88） ○妊娠出産適齢期の正しい知識とセルフケアや、生涯の健康とワークライフバランスについて、講座を行っていたが、参加者が少ないことから平成30年度よりマタニティ教室に組み入れて行った。（具体的施策 No. 89） ○平成29年度に子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」を開設したことにより、医療機関や関係機関との連携が密になった。また、妊産婦に対する情報提供と連携、ハイリスク妊婦への相談支援を推進したことにより高リスク出産の減少につながっている。さらに、毎月第2・4土曜日の午前中に開設し、早期妊娠届出を促すなど相談しやすい環境整備を図った。（具体的施策 No. 90, No. 91, No. 101） ○妊婦健康診査に対する助成は標準回数14回を継続し、令和元年度からは歯科健診助成1回を新たに開始し、妊婦が安心して出産に臨めるように経済的支援を図った。（具体的施策 No. 98） ○平成23年度より山形県の特定不妊治療を受けている夫婦に治療費と県助成額の差額に対し助成を開始後、助成拡大した。令和元年度は上限15万円とし、男性不妊治療については上限15万円に引き上げて助成を行った。（具体的施策 No. 104, No. 105） ○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は里帰り先への依頼を含め、ほぼ全件に訪問。乳児の発育発達、療育状態の確認、母の身体面、育児不安等の経過支援が必要な場合は継続訪問等の支援に努め、また必要に応じ医療機関と連携を図った。（具体的施策 No. 108, No. 109） ○3か月児健診時のブックスタートを実施し、絵本を介した親子の触れ合いの大切さについて周知した。また、図書館において、ブックスタートのフォローアップとして、7か月児までを対象とした「赤ちゃんの読み聞かせ教室」を毎月開催し、家庭での読書活動が継続して行われるよう働きかけた。（具体的施策 No. 120） ○夫婦で協力して妊娠、出産、育児をしてもらうことや、父親の育児理解と育児力向

	<p>上のために父親手帳を配布した。また、マタニティ教室や未来デザイン講座は、夫婦で参加しやすいよう平日のほか、日曜日に開催した。(具体的施策 No. 116, No. 117, No. 124)</p> <p>○外国籍の妊婦に外国語版母子健康手帳(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フィリピン語)を交付、必要に応じ相談、訪問、乳幼児健診時に通訳を利用し、妊産婦の不安の軽減や育児支援に努めた。(具体的施策 No. 126, No. 127)</p> <p>○外国籍の方に対して母子健康手帳交付時や妊婦健診のためのバスの利用方法の説明等を行うとともに、ボランティア通訳を紹介した。(具体的施策 No. 128)</p> <p>○国際交流推進員等による言葉や生活習慣の異なる外国籍をもつ保護者への相談や、外国出身の子どもに対し、日本語学習支援ボランティアによる日本語の学習を支援した。(具体的施策 No. 129)</p>
課題	<p>○今後も若年者が健診を受診しやすい環境整備に努め、周知を図っていく必要がある。(具体的施策 No. 86)</p> <p>○個々の生活習慣に合わせた健康相談・保健指導が求められている。(具体的施策 No. 88)</p> <p>○特定不妊治療助成に関する周知方法を工夫し、他事業との連携による効果的な展開も考えていく必要がある。(具体的施策 No. 104, No. 105)</p> <p>○酒田地区において産科医院は2院、小児科医院も減少傾向にあるため引き続き、産科医師、小児科医師の確保について県や国へ働きかけが必要である。(具体的施策 No. 107)</p> <p>○妊娠中から精神的に不安定な母が多いことにより、今後も医療機関等の関係機関と連携しながら、母子の安全や健康を保つ支援が求められている。(具体的施策 No. 109)</p> <p>○核家族世帯や転入世帯等の母の孤立化を防止するため、訪問や乳幼児健診、子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」等での相談支援の充実を図る必要がある。(具体的施策 No. 110～No. 113)</p> <p>○赤ちゃんの読み聞かせ教室は、参加者の評価は高く継続実施していく必要があるが、参加者が少なくなっているため、周知方法を検討する必要がある。(具体的施策 No. 120)</p> <p>○育児の夫婦協同は進んでいるものの、依然として母親の育児、家事の負担は高い傾向にある。父親に対する理解と協力を深めるための事業展開を検討すると共に、関係機関と連携をとりながら母親の負担感軽減につなげる必要がある。(具体的施策 No. 116, No. 117, No. 124)</p> <p>○ボランティア通訳の人材が不足している。また、外国籍妊産婦の多様化により通訳利用も限界があるため、乳幼児健診問診票の外国語版利用等、対応を工夫していく必要がある。(具体的施策 No. 128)</p>
<p>施策の方向性2 親子の健康の増進</p>	
取組の状況 成果	<p>○乳幼児健診において、子どもの心身の健康、成長、発達、生活習慣の他、保護者や家族の健康や育児、生活状況も確認するなど、保護者に寄り添う丁寧な個別相談を実施</p>

	<p>し、健診後も関係機関と連携しながら継続した支援を行った。また、継続支援の一環として、ひよこ教室、にこにこ教室を実施し、発達支援室と連携して、成長に合わせたフォロー体制を充実した。(具体的施策 No. 130, No. 132, No. 137)</p> <p>○発達支援事業として育ちのサポート事業を中心に園訪問による相談、個別の保護者面談、園内事例検討、情報交換を行った。(具体的施策 No. 139)</p> <p>○市内の保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育所、企業主導型保育所に保健師が訪問し、子どもの発育・発達確認や相談を行っている。(具体的施策 No. 139, 140)</p> <p>○発達支援ネットワーク会議を開催し、市全体のフォロー体系図を作成し、発達支援ネットワーク体制の定着を図った。(具体的施策 No. 141)</p> <p>○あそびの教室を実施し、親子ふれあいあそびの場の提供と、個別の相談を行った。(具体的施策 No. 142)</p> <p>○一次救急医療と初期小児救急医療体制の充実を図るため、日本海総合病院救急外来において酒田地区医師会の協力により夜間の一次救急診療に対する支援を継続して実施した。また、日本海総合病院に救命救急センターおよび救急ワークステーションが開設されたことで、緊急な対応が必要な子どもと保護者を支える体制が整備された。(具体的施策 No. 143, No. 144)</p> <p>○子どもの急病・怪我等に対応するため、酒田地区医師会、酒田地区薬剤師会との連携による休日診療所の開設を継続して行っている。受診者の半数以上が小児となっており、子どもの休日等における初期救急医療体制が図られ保護者の不安解消につながった。(具体的施策 No. 145)</p>
課題	<p>○乳幼児健診のフォローとして開設しているひよこ教室は定員超えが続き、新規参加がしにくい状況である。関係機関と相談しながら内容、利用基準等の見直しが必要である。(具体的施策 No. 137)</p> <p>○酒田地区においては、新たに開業する小児科医がなく、現在開業している小児科医の減少等により、休日診療所や夜間診療へ従事している小児科医の負担が増加している。従事していただける小児科医を増やしていくため、小児科医の確保について県や国へ働きかけていく必要がある。(具体的施策 No. 144)</p> <p>○家庭訪問・乳幼児健診では子どもの生活リズムに合わせた生活や食習慣への助言支援を実施しているが、家族構成や大人の生活パターンが多様化しており、個々に合わせた支援が必要とされている。(具体的施策 No. 148)</p> <p>○母子健康手帳交付時に就労している妊婦が8割を占め、仕事と家事、育児の両立で生活リズムや食習慣を崩している妊婦が見受けられる。安心、安全な出産のために助言支援を続けていく必要がある。(具体的施策 No. 149)</p>
施策の方向性3 食育の推進	
取組の状況 成果	<p>○食育月間(6月)において、市役所1階のフリースペースで食育関連のパネル等を展示し、食育に関する周知・啓発活動を行った。(具体的施策 No. 152)</p> <p>○地元産食材を積極的に学校給食に取り入れるために、学校給食での地元産食材の利用率(小学校75%以上、中学校72%以上)の目標を定めて取り組んだ。(具体的施策</p>

	<p>No. 153)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校においては、毎月19日前後に、地元産食材や郷土料理を中心にした「食育の日献立」を実施し、併せて旬の食材や郷土料理を「給食だより」で紹介した。また、平成28年度から「ジオ給食通信」を発行した。(具体的施策 No. 153) ○庄内産100%の米を使用する米飯学校給食のうち、「つや姫給食」、「雪若丸給食」を実施したほか、酒田産米を100%使用した「米粉パン」給食、酒田産乳を使用した「県産ヨーグルト給食」を全小中学校で実施した。(具体的施策 No. 153) ○乳幼児健診時に離乳食相談が多いことより、平成29年度に健康課(健康センター)で離乳食教室を開始、継続している。事前に参加者の状況を聞き取りした上で献立を調整し教室を実施している。(具体的施策 No. 154) ○食育ハンドブックを作成し、3か月児健診の際に保護者に配布した。(具体的施策 No. 154) ○園児や小中学生を対象とした農業体験、調理実習等の食育活動に取り組む農業者に、食育交流活動補助金を交付した。(具体的施策 No. 156) ○小学生を対象に、地元レストランのシェフを講師に迎えて味覚について体験学習する味覚教室や米粉を使った食育料理教室を開催した。このような体験活動を行うとともに、講話や調理を通して米粉の普及啓発活動を行い、地元の食材への理解を深めた。(具体的施策 No. 156) ○栄養教諭等が各小中学校を巡回し、担任と協力しながら計画的に栄養指導を行った。また、保護者に対して、栄養教諭等が食に関する講話を実施した。(具体的施策 No. 157) ○小学校では、自分たちで育てた野菜を使って調理実習を行っており、多くの学校で生産者を招いて話を聞くなどの食育活動に取り組んだ。また、中学校では、毎日の給食献立を生徒の委員会が中心となり校内放送するなどの食育活動を行った。(具体的施策 No. 157)
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○野菜類については気候の影響を受けやすく、地元産利用率の大きな変動要因となっている。(具体的施策 No. 153) ○離乳食、幼児食に対する保護者、特に母親の不安や心配事が多い反面、逆に無関心等もいることから、保護者に寄り添い個々に応じた支援が必要である。(具体的施策 No. 154) ○現在の食育料理教室は小学生が対象としているが、大人からの問い合わせも多いため、幅広い年代を対象とすることも検討が必要である。(具体的施策 No. 156) ○体験活動に要する時間がかかるため、ねらいを明確にして実施する必要がある。また、家庭によっては、学校で学んだことを実生活の中で継続することが難しいため、保護者の協力も得られるような取り組みが必要である。(具体的施策 No. 156)

◆基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための学習環境づくり

評価指標
<p>●子どもの教育環境が整備されていると感じる割合 【平成25年…51%】 → 【平成30年…54%】 ※ニーズ調査</p>

子どもの教育環境が整備されていると感じる割合は、計画策定時から若干増加しているが、就学前児童の保護者（46.1%）と小学生の保護者（61.1%）で満足度に差がある。整備されていないと感じる理由では、就学前児童の保護者は「学童保育施設や職員体制が不足しているから」「他市町村と比較して」が高い割合となっている一方、小学生の保護者では「児童に応じた指導が行き届いていないから」「教育環境づくりに関する情報提供が不足しているから」が高い割合となっている。保護者が求める教育環境はますます多様化・複雑化するものと思われるため、他団体の先進的な取組みを参考にするなど、ニーズに応じた柔軟な施策展開が求められる。

施策の方向性1 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校入学時に子どもが戸惑うことなくスムーズに学校生活を送られるよう、幼保小連携事業において、指導者研修及び相互職場体験などを実施し、酒田っ子すくすく育成会議の中で、関係機関の情報共有を図った。（具体的施策 No. 162, 163） ○発達支援室では学校や教育委員会等と連携し、育ちのサポート事業対象児の入学する小学校への情報提供と引き継ぎを行った。保育所等からの引き継ぎシートを活用するとともに、個別の教育支援計画や指導計画を作成し活用している。また、子どもの発達面が気になる保護者との相談を行い、支援の充実を図った。（具体的施策 No. 165） ○標準学力検査やQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の活用、小中授業力向上研修会（算数・数学、英語）、単元研究委嘱、先進校視察（数学科、英語科）、要請訪問の実施により、教員の授業改善が進み、指導力向上が図られている。（具体的施策 No. 168） ○鳥海高原家族旅行村を中心とした自然体験学習を通じて、自然と触れ合う体験活動を充実させることができた。事後のアンケートでもほぼ全ての児童の満足度が高かった。（具体的施策 No. 177） ○認定こども園と連携して、親子向けや保護者向けの家庭教育講座のほか、幼児対象の講座を開催した。（具体的施策 No. 179） ○平成27年度よりQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、学級や個人の状況のアセスメントを行いながら、指導改善に役立っている。市や各校で研修会等も実施し、学級生活満足群の（「友達から認められている」「嫌なことをされていない」と回答している）児童の割合が4年間で10%ほど上昇している。（具体的施策 No. 180） ○教育相談室の案内カードを、小1と中1だけでなく新たに小4にも配布し、周知を図った。また、相談予約用のメールアドレスを掲載したことで、相談室が休室のときも相談予約ができるようになった。（具体的施策 No. 181） ○適応指導教室では、一人ひとりの自立を目指したさまざまな活動を行ったことで、

	<p>学校へ復帰する児童生徒が増えた。(具体的施策 No. 182)</p> <p>○教育相談に係る研修内容を特別支援に関する内容まで広げ、希望者全員が受講できるようにしたことで、より実践的な研修となった。(具体的施策 No. 183)</p> <p>○緊急時には、すぐにスクールカウンセラーと連携した対応を行ったことで、児童生徒の二次被害を未然に防ぐことができた。(具体的施策 No. 184)</p> <p>○国際交流サロンにおいて、「国際交流まつり in 中町」や「トラベリングDAY」等を開催し、外国文化に触れる学習機会を提供した。(具体的施策 No. 191)</p> <p>○東北公益文科大学の学生が中学校の放課後を利用し、生徒に学習支援を行った。(具体的施策 No. 196)</p> <p>○ボランティア・公益活動センター主催の夏のボランティア体験(夏ボラ)では、各学校への周知に力を入れ、多くの中高生の参加者を受け入れることができた。また、ボランティア・公益活動センターのオープン記念講演では、公益大地域共創センターと連携し、ボランティア・公益活動センター主催のボランティア体験へ学生ボランティアサークルから参加してもらうなど、大学との連携強化を推進した。(具体的施策 No. 193, 194)</p> <p>○幼児期から大学生までを対象に、プロの音楽家による鑑賞機会の提供、体験型事業や、舞踊家によるコンテンポラリーダンス事業を実施した。(具体的施策 No. 197, No. 198, No. 199)</p> <p>○平成30年度から体育施設の指定管理者が、運動を苦手としている子どもを対象に、運動に親しむきっかけ作りを目的に「ちびっこスポーツクラブ」を開催した。(具体的施策 No. 160)</p> <p>○スポーツ少年団活動や総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ活動の場を利用し、地域が連携してスポーツ環境の充実を図ることにより、子どもたちがスポーツに接する機会を増やし、積極的に運動、外遊び等に親しむように取り組んだ。(具体的施策 No. 201, No. 202)</p> <p>○体育施設予約管理システムを活用し、施設情報の提供に努めた。また、予約機会の公平性を図るための改修やスマートフォン専用画面の導入など、現状の課題を踏まえた機能の見直しを行った。(具体的施策 No. 203)</p> <p>○学区改編により学校規模の適正化を計画的に進め教育環境が整ったことにより、教職員の指導体制や児童相互が学びあう環境が充実し、学校運営や児童・生徒の学校活動等の活性化が図られた(平成29年4月、南遊佐小学校が鳥海小学校へ統合、松山小学校、内郷小学校、地見興屋小学校が統合して松山小学校が開校した)。(具体的施策 No. 204)</p> <p>○安全で安心な学校施設とするために、改修・改築工事、耐震補強工事、グラウンド改修工事、トイレ改修工事を計画的に実施した。また、全小中学校の普通教室へ冷房を設置する事業にも着手した。(具体的施策 No. 205, No. 206)</p>
課題	<p>○幼児の小学校への円滑な接続を図るため、保育所等の保育士等と小学校の指導者等が子どもの発達段階を理解し、課題等を情報共有しながら、連携・協力を継続していく必要がある。(具体的施策 No. 163, No. 165)</p>

- 標準学力検査や全国学力・学習状況調査において、全国平均を下回る教科があり、教員の授業力向上が課題である。(具体的施策 No. 168)
- 家庭の教育力が低下していると言われていた中で、幼児のからだや心の成長や親子でのふれあいを育む機会を充実するため、学びやすいように市内保育所等と連携しながら、継続して講座等を開催する必要がある。(具体的施策 No. 179)
- Q-U (楽しい学校生活を送るためのアンケート) の結果では学級生活満足群の割合が増える成果がある一方で、管理型 (認められていないと感じている児童が多い) の傾向が見られる。子ども自身の生きる力の育成に向けて、指導改善を図っていく。(具体的施策 No. 180)
- 不登校の増加に伴い、保護者がどこに相談したらよいかわからないというケースがあったため、保護者向けの相談機関案内チラシを作成する予定である。(具体的施策 No. 181)
- 適応指導教室の通級生が増加し、教育相談専門員2名では対応に限界がある。専門員を増やすか、別の場所に同じような教室を設置する等、対策が必要である。(具体的施策 No. 182)
- スクールカウンセラーのニーズは年々高まっており、特に小学校からの要望が多いため、時数等の調整が難しく、勤務時数増が求められる。(具体的施策 No. 184)
- ボランティア・公益活動センターと公益大との連携をさらに強化していく必要がある。(具体的施策 No. 193, No. 194, No. 196)
- 子どもの生きる力を高める上でコミュニケーション能力、表現力の向上が必要である。(具体的施策 No. 199)
- 幼児期に限らず、次世代を担う子どもたちに日常的に運動・スポーツを実施する習慣や多様な体の動きを身に付けさせる機会を増やし継続させることが必要。一方、スポーツ少年団や運動部活動において、過度な活動による児童・生徒の心身の疲弊、健康を害するなどの問題が顕在化している。(具体的施策 No. 160)
- スポーツ少年団では、少子化に伴う児童数減少による団員数の減少、加入率の低下が課題となっている。運動に接する機会をつくるためにも、ジュニアリーダー (中学生・高校生) の育成や、酒田体育協会と連携しながら指導者の養成を図る必要がある。(具体的施策 No. 201)
- 総合型地域スポーツクラブは、体育施設の減免ありきの運営や、一部学校部活動の補完等の活動を行っているため、今後、減免基準のあり方や9つのクラブが連携できる「連絡協議会」を立ち上げるといった、まちづくりを含めた幅広い組織活動へつながる支援の検討が必要である。(具体的施策 No. 202)
- 適正規模等に課題のある学校について、改修計画を立てる上で、学校の適正規模・適正配置の整理が必要である。適正規模・適正配置については、地域や保護者の方々の理解に努めて進める必要がある。(具体的施策 No. 204)
- 引き続き児童、生徒の安全確保に努めるとともに、時代にあった学校等の教育環境の整備が必要である。(具体的施策 No. 205)

<p>取組の状況 成果</p>	<p>○3 か月児健診でのブックスタートや読書手帳の配布、7 か月児までを対象とした赤ちゃんの読み聞かせ教室、児童図書室での定期的なおはなし会の開催等、親子で本に親しむ機会を提供し、本をとおして親子のコミュニケーションが広がるよう支援した。平成30年度から、家庭における読書活動の意義や重要性を周知する「家読講座」を新たに実施して、本に親しむ機会を拡充させた。(具体的施策 No. 187)</p> <p>○25地区のコミュニティ振興会において、学校と地域が連携しながら児童と地区住民の異世代交流等の事業に対して、支援や指導員の訪問を行いながら、地域の教育力の向上を図ってきた。また、関係者のスキルアップの講座を開催し、参加者同士の交流と情報交換の場を設けた。家庭教育の講座については、学校と連携しながら開催した。(具体的施策 No. 214)</p> <p>○緑を愛し、緑を守り・育てる心を養うため、四季折々の緑の少年団活動を通じ、子供たちの健全育成を図った。(具体的施策 No. 217)</p> <p>○関連団体に対して補助金や活動の支援をした。また、子ども会育成連合会と連携して、子ども会指導者・育成者・子どもリーダー研修会を実施した。(具体的施策 No. 218, No. 219)</p>
<p>課題</p>	<p>○乳児期は、赤ちゃんと保護者が参加する催しが多く多忙で、本に親しむ余裕がない保護者に対しての働きかけが必要である。(具体的施策 No. 187)</p> <p>○地域の教育力を高めるために、支援やリーダー等の育成を継続していく必要がある。また、講座等の機会についても、学びやすいように学校等と連携しての実施が必要である。(具体的施策 No. 214)</p> <p>○学校単位での緑の少年団が解散するなど、団員数や活動が年々減少傾向にあるため、各学校へ活動状況や団員募集のPRの推進をしていく必要がある。(具体的施策 No. 217)</p> <p>○未来を担う青少年の健やかな成長を促すためには地域との関わりが重要となることから、地域等で青少年の育成活動を行っている団体に対して、継続して支援していく必要がある。(具体的施策 No. 218, No. 219)</p>
<p>施策の方向性3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>	
<p>取組の状況 成果</p>	<p>○青少年を伸ばそう市民会議では、有害図書販売箇所の巡回を行って、有害図書の情報提供を行った。(具体的施策 No. 220)</p> <p>○ネットトラブル防止啓発リーフレットを配布し、情報モラル教育の推進を図った。(具体的施策 No. 222)</p> <p>○青少年指導センターで街頭指導や電話による相談業務を行っている。青少年の健全育成と問題行動や非行未然防止への指導、相談業務の充実を図った。(具体的施策 No. 223)</p>
<p>課題</p>	<p>○有害環境対策については、青少年を伸ばそう市民会議の自主性を生かし、今後も継続して巡回等を依頼していく必要がある。(具体的施策 No. 220)</p> <p>○ネット依存による子どもの生活習慣の乱れを防ぎ、子どもをいじめや犯罪等から守</p>

るため、保護者は子どもと情報端末との上手な関わり方について理解を深めていく必要がある。保護者・学校等施設・地域社会が協力した対策が必要。(具体的施策 No. 222)

◆基本施策5 子育てにやさしく安全な生活環境づくり

評価指標	
●子育て世帯にやさしい環境づくり（道路、公園、トイレ、駐車場など）を進めていると評価する割合	【平成25年…51%】→【平成30年…48%】 ※ニーズ調査
●地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合	【平成25年…57%】→【平成30年…53%】 ※ニーズ調査

子育て世帯にやさしい環境づくりを進めていると評価する割合は計画策定時から若干減少している。評価しない理由は、「公園施設（遊具、休憩施設等）の点検、改修が行き届いていないから」が最も高い割合となっており、次に「公共施設への子ども用便器等の設置が進んでいないから」が続いている。子育て世帯が普段から利用する施設や設備であり、改善の取組みに比例して評価が向上することが期待できる。

また、地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合も、計画策定時から若干減少している。就学前児童の保護者（43.6%）と小学生の保護者（61.3%）で満足度に差があるが、活発でないと感じる理由は、どちらも「街灯が十分整備されていないから」「子どもや歩行者への交通マナーがドライバーに浸透していないから」が高い割合となっている。これらの項目は、活発であると答えた人が評価している割合も低いことから、集中的な対策が求められる。

施策の方向性1 良好な居住環境の確保	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○持家住宅等の新築、増改築、修繕等を行う方に対する貸付金の利子補給と、住宅リフォーム工事を行う方に対して40万円を限度に補助金を交付し、住環境改善の負担軽減を図った。（平成27年度より、多子世帯・三世帯世帯に補助金を50万円を限度に実施。）（具体的施策No.227） ○公営住宅入居の際、ひとり親世帯や多子世帯に対して、2回抽選を実施するなど優先措置を実施した。（具体的施策No.228） ○「酒田市空き家等ネットワーク協議会」で、空き家の情報共有と利用したい方への売買・賃貸借のあっせんを行った。（具体的施策No.229） ○年2回の無料相談会や平日の電話相談等実施し、空き家・空き地の売買・賃貸借・解体・相続等に関する相談の機会を提供することで利活用の促進を図り、契約に繋がった。（具体的施策No.229）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅リフォームの補助においては、多子世帯・三世帯世帯に補助金を増額している。住環境の改善支援事業（利子補給・補助金）は、子育てに特化した制度でないこともあり活用できる支援制度としての周知及び一層の経済的支援の充実が求められている。（具体的施策No.227） ○入居申込者のニーズに応えるため、市営住宅の計画的な改修を行っていく必要がある。（具体的施策No.228） ○無料相談会での相談件数及び契約実績は微減であるが、近年は相続問題や解体費用負担などの複雑な相談も寄せられていることから、より一層丁寧な対応が求められる。

	ている。(具体的施策 No. 229)
施策の方向性2 安全で安心な生活環境の整備	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学生の通学路に防犯灯を整備するとともに、LED化を進め安定した明るさを確保し、環境整備を図った。(具体的施策 No. 230) ○除雪計画による通学路の除雪を行い、安全な通学路を確保に努めた。(具体的施策 No. 231) ○公園施設の定期点検及び修繕を実施し、良好な公園環境の確保に努めた。(具体的施策 No. 231)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯について、老朽化した鋼管柱や木柱が数多くあり、課題となっている。安全で安心な生活環境を確保しながらも、状況に応じて柔軟な対応が求められている。(具体的施策 No. 230) ○公園施設については、子どもが安全に利用できる環境を確保するため、専門業者による定期点検の強化と予防的な修繕に努めていく必要がある。(具体的施策 No. 231)
施策の方向性3 交通安全教育の推進	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○講師派遣依頼のあった保育所、幼稚園、小学校、学童保育所等に出向き、心身の発達段階に応じて計画に交通安全専門指導員や交通指導員による交通安全教室を実施した。(具体的施策 No. 241) ○保育所や幼稚園での交通安全教室では年5回のおたよりを発行し、保護者に対し交通事故防止のための情報提供と、家庭でも親子で交通安全について一緒に話し合うよう促すことで、交通安全への啓発を図った。(具体的施策 No. 242) ○登校時の交通指導員による立哨指導のほか、交通安全教室へ交通指導員及び交通安全専門指導員を派遣し、交通安全に対する意識を深めた。(具体的施策 No. 244) ○交通安全県民運動、交通事故発生状況などについて、市広報や市ホームページ、FMラジオなどでの情報提供や、スーパー店頭等で街頭啓発活動を行った。(具体的施策 No. 246) ○乳幼児健診時やかもしかクラブ、幼児交通安全教室などを通じ、チャイルドシートの使用徹底を呼びかけた。酒田地区交通安全協会ではチャイルドシートの貸し出しを実施した。(具体的施策 No. 247) ○各小学校やPTA主催の自転車交通安全教室では、ヘルメットの正しい着用方法の説明と着用の徹底を推進した。(具体的施策 No. 249)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○交通ルールの定着をより図るため、心身の発達段階に応じた交通指導内容の充実を図っていく必要がある。(具体的施策 No. 241) ○家庭との連携を密にし、地域全体での交通安全意識の高揚につながるような交通安全教育が必要である。(具体的施策 No. 242)

施策の方向性4 子どもを犯罪や災害の被害から守るための活動と被害にあった子どもの保護の推進	
<p>取組の状況 成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○酒田市防犯協会連合会及び酒田地区防犯協会連合会の会議・研修時に情報交換を行った。(具体的施策 No. 252) ○全小学校区で「見守り隊」による見守り指導を行い、子どもの安全を図っている。(具体的施策 No. 254) ○小学生・中学生の保護者に対して、子どもを犯罪や災害の被害から守るために、携帯電話のメールに配信する「安全安心メール」サービスを実施している(不審者情報やクマ情報などを配信)。平成30年度より新システムになり、現在約6,700件の登録がある。(具体的施策 No. 256) ○平成30年度は、酒田市体育館及び旧港南小学校グラウンドを会場とし、消防フェスティバルを開催し、園児と保護者を中心に約1,500人を集客した。火災・救急・救助について「見て」「ふれて」「体験して」消防の仕事に理解と防火・防災に関心を深めてもらう機会となった。(具体的施策 No. 257, 259) ○全中学校にスクールカウンセラーを1~2名、教育相談員を1名配置した。必要に応じて小学校にもスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者だけでなく、教職員にも助言を行った。(具体的施策 No. 184) ○緊急事態が発生したときは、スクールカウンセラーを集中的に派遣したり、スーパーバイザーの指導を仰いだりして、子どものケアに役立てた。(具体的施策 No. 184)
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○活動が活発に行われていることを周知し、犯罪抑止力の向上を図る必要がある。(具体的施策 No. 251) ○ニーズ調査では、活動内容の周知が十分に行われているとの評価が低いことから、広報活動をより活性化させていく必要がある。(具体的施策 No. 251) ○見守り隊については、地域のボランティアとして実施されているが、非常時の横の連携や市全体での情報共有ができる取り組みが必要である。(具体的施策 No. 254) ○子どもの安全をめぐる環境の変化に対応するため、地域で活動している団体(見守り隊、子ども110番の家など)との連携を深めていく必要がある。(具体的施策 No. 255) ○消防フェスティバルは、天候に左右されるほか資機材の保管場所が課題となっている。(具体的施策 No. 257, 259) ○スクールカウンセラーの勤務時数は限られているため、小学校に派遣した分、中学校の勤務時数が減ってしまうため、緊急時にも対応できるための予備費の確保が必要である。(具体的施策 No. 184)

◆基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

評価指標	
●女性が出産後も仕事を継続している割合	
【平成25年…60%】 → 【平成30年…72%】	※ニーズ調査

女性が出産後も仕事を継続している割合は、計画策定時から大きく増加している。出産前後（各1年以内）に離職した人に「仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか」尋ねた結果は、「いずれにしてもやめていた（子育てに専念したいためも含む）」が半数近くで最も割合が高いが、「職場において育児休業制度等仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」という人も4割近くいるため、職場での子育て支援の制度がさらに整備されれば、女性が出産後も仕事を継続する割合はさらに高くなることが考えられる。

施策の方向性1 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○酒田市女性応援ポータルサイトを開設し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者への支援策や取り組んでいる事業者を広く周知し、機運を醸成している。（具体的施策 No. 261） ○酒田市女性活躍推進懇話会において、本市の現状と課題を共有しながら、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者に対して支援を行った。（具体的施策 No. 263） ○女性活躍に関する国、県、市の事業をまとめたリーフレットを作成し、各団体の会合や窓口にて配布し周知した。（具体的施策 No. 265） ○職場環境づくりや仕事と生活の調和などの実現に向けて、市内事業主を対象に「働き方改革」や「女性活躍」をテーマとしたセミナーを酒田市雇用創造協議会で実施した。（具体的施策 No. 268）
課題	○今後もワーク・ライフ・バランスや働き方改革に取り組む事業者を増やすために、情報発信や周知に引き続き取り組む必要がある。（具体的施策 No. 261）
施策の方向性2 男女共同参画による子育ての促進	
取組の状況 成果	○男女共同参画推進センター「ウィズ」において、参考図書の貸出し、登録団体への部屋の貸し出し等、学習の場を提供した。また、ウィズ講座や出前講座を開催し、ジェンダー、家庭内の家事役割分担、ワーク・ライフ・バランス等に関する学習を通して、子育ての尊さ、夫婦・家族の協働の必要性についての理解を深めた。（具体的施策 No. 273, 274, 275）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの市民への意識啓発のために、今後も男女共同参画に関する広報・啓発を行うとともに多様な学習機会の提供が必要である。（具体的施策 No. 273, 274, 275） ○男性の子育てへの参加について、ニーズ調査で個別の家事の主担当を見ると、いまだ母親に偏っており、男女共同による子育ての重要性をさらに啓発していく必要がある。

◆基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

評価指標	
●特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合	【平成25年…36%】 → 【平成30年…38%】 ※ニーズ調査

特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合は、計画策定時から若干増加しているが、就学前児童の保護者（32.1%）と小学生の保護者（42.9%）で満足度に差がある。整っていないと感じる理由では、「個々の家庭の状況把握・サポートが行き届いていないから」がどちらでも最も高い割合となっており、次に高いのは、就学前児童の保護者は「相談できる場所が充実していないから」、小学生の保護者では「支援内容が充実していないから」が高い割合となっている。相談できる場所の周知や機能の充実とともに、その後のきめ細かなサポートが求められていると言える。

施策の方向性1 児童虐待防止対策の充実	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○酒田市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の現況把握と支援体制を定期的に確認し、必要に応じて関係機関と個別ケース検討会議を開催するなど連携を図った。（具体的施策 No. 276, No. 278） ○虐待防止と子どもの権利擁護のための研修として、保育所、小中学校を対象としたCAPプログラムを実施した。また、11月の児童虐待防止月間に、研修会やFMラジオ、市広報、市ホームページにより啓発活動を行った。（具体的施策 No. 277）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待に対する市民の関心も高まっているが、通報・相談を躊躇する場合も多く、虐待の未然防止・早期発見による深刻化の防止に向けた啓発や周知活動を徹底する必要がある。（具体的施策 No. 287）
施策の方向性2 障がい児施策の充実	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい等の早期発見、早期支援のために、関係機関や専門機関と連携し、保育所・幼稚園等の訪問、相談会、ケース検討会、研修会などを行った（育ちのサポート事業等）。（具体的施策 No. 289） ○地域子育て支援施設等と連携し、妊婦及び乳幼児健診、訪問、相談において発達に課題のある子どもと保護者に対し、教室や講座への参加を勧め、教室での状況確認や保護者の不安軽減に努めた。（具体的施策 No. 291） ○発達支援室では常時相談できる窓口を明確化し、適宜相談体制を強化して、来所や電話の相談に対応した。（具体的施策 No. 292） ○ペアレント・プログラム研修を実施し、保育職員が技術を修得することで子どもの発達に悩み子育てに難しさを感じている保護者の支援を行った。（具体的施策 No. 294） ○特別支援教育巡回相談員との情報交換を定期的に行い、学齢期の児童に対して学校教育課等と協力しながら相談支援を行った。（具体的施策 No. 295） ○市民への発達障がいについての適切な情報提供と知識の啓発を目的として、発達支

	<p>援講演会やペアレント・トレーニングを開催した。(具体的施策 No. 296)</p> <p>○はまなし学園やサービス事業所において、障がい児通所給付や日中一時支援事業を行い、障がい児福祉の向上と保護者の負担軽減を図った。(具体的施策 No. 299)</p> <p>○はまなし学園で単独通園のほか「まつのみ教室」(小集団、親子通園による療育支援)、保育所等訪問支援を実施した。また、園児と保護者向けに心理療育訓練会を実施し、親子関係作りや関係性の改善を図った。(具体的施策 No. 299)</p> <p>○障がいを持つ20歳未満の児童を養育する保護者へ、療育の負担を軽減するために特別児童扶養手当、障がい児福祉手当などを支給した。(具体的施策 No. 302)</p> <p>○障がいを持つ幼児から中学生までの親子を対象とした水泳教室「すこやか教室」を開催した。(具体的施策 No. 303)</p> <p>○小中学校に教育支援員60人を配置したことにより、通常学級及び特別支援学級で、個別の支援を要する児童生徒の学習活動及び学校生活への支援を実施できた。(具体的施策 No. 306)</p> <p>○特別支援教育コーディネーター研修会や教育支援員研修会、特別支援学級及び通級担当者会等の研修会の実施、巡回相談員による支援が必要な児童・保護者への教育相談や担任への指導助言を通して、特別支援教育の理解を深め、支援体制の充実を図った。(具体的施策 No. 307)</p> <p>○県立酒田特別支援学校や福祉課発達支援室、子育て支援課等と連携しながら、児童生徒の課題解決や就学支援等を行った。(具体的施策 No. 308)</p>
課題	<p>○近隣に専門療育機関が少なく、相談や療育支援につながるまで時間がかかる。(具体的施策 No. 290, No. 292)</p> <p>○水泳以外の運動へのアプローチが必要。(具体的施策 No. 303)</p> <p>○継続した支援を行うために、通常学級に在籍し支援を要する児童生徒の確実な引継ぎの実施が必要。(具体的施策 No. 306)</p>
施策の方向性3 子どもの貧困対策の推進	
取組の状況 成果	<p>○ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室を平成28年度から継続して実施した。(具体的施策 No. 311)</p> <p>○相談窓口である生活支援センターの周知が図られたことにより、貧困状態にある子どもの教育への支援が図られた。(具体的施策 No. 314)</p> <p>○就労支援員を配置し、ハローワークと連携して生活保護受給者に対する就労支援を行うことで、生活保護から自立し、貧困状態からの脱却が図られた。(具体的施策 No. 315)</p> <p>○生活保護世帯の子の高校進学に際し、入学料などの各種の給付や貸付制度の活用により、進学を推進した。(具体的施策 No. 320)</p>
課題	<p>○生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援については、実施する団体の選定(又は創設)が困難な状況にある。(具体的施策 No. 311)</p> <p>○ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室について、開催場所が固定してい</p>

	<p>るため遠方からの参加が難しい。また、学習支援の効果の測定が難しい。(具体的施策 No. 311)</p> <p>○相談窓口の周知がどの程度相談に結びついているかの検証が必要である。(具体的施策 No. 314)</p> <p>○ひとり親家庭の就労支援制度である高等職業訓練促進給付金等の周知を図る必要がある。(具体的施策 No. 319)</p> <p>○ひとり親家庭への貸付制度である母子父子寡婦福祉資金等の周知を図る必要がある。(具体的施策 No. 322)</p>
施策の方向性 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進	
取組の状況 成果	<p>○相談窓口の周知と他の機関との連携については、市広報での周知やチラシを設置するなどの取り組みを行った。(具体的施策 No. 324)</p> <p>○母子自立支援員による相談や、弁護士による無料法律相談会を実施し、ひとり親家庭への支援や情報提供を行った。(具体的施策 No. 325, 327)</p> <p>○ひとり親家庭のレクリエーション事業を実施し、家族の交流を図った。(具体的施策 No. 330)</p>
課題	<p>○必要な支援がスムーズに受けられるように、更なる相談窓口の周知や関係機関の連携が必要である。(具体的施策 No. 324)</p> <p>○「酒田市母子福祉ねむの木会」が持続的に活動できるよう、事務体制の整備などの支援を行う必要がある。(具体的施策 No. 329)</p>

(4) 数値目標の達成状況

全体

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	目標	達成状況 (平成30年度)
1	子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	37%	35%	39%
2	合計特殊出生率	1.36	1.70	1.42
3	出生数	733人	730人	552人

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	数値目標	達成状況 (平成30年度)
1	気軽に相談できる人、場所があると認識している割合	人：94% 場所：50%	人：96% 場所：65%	人：94% 場所：55%
2	希望どおりに子育て支援事業を利用できたと感じる割合	62%	85%	73%
3	地域子育て支援拠点（児童センター、子育て支援センター、つどいの広場）設置箇所数	8箇所 (出張つどいの広場含む)	8箇所	8箇所 (出張つどいの広場含む)
4	保育所の待機児童数	0人	0人	0人
5	認可外保育施設から認可保育所への移行施設数	0箇所	2箇所	2箇所
6	事業所内保育所（特定地域型保育事業）の施設数	未実施	2箇所	1箇所
7	19時まで（以降を含む）延長保育を実施している認可保育所数	14箇所	15箇所	13箇所
8	休日保育事業の実施施設数	未実施	2箇所	1箇所
9	病児・病後児保育事業の実施施設数	2箇所	2箇所	2箇所
10	一時預かりの実施施設数	17箇所	17箇所	17箇所
11	放課後児童健全育成事業の実施施設数	21箇所	22箇所	23箇所
12	学童保育所の待機児童数	—	0人	27人
13	延長保育を実施している学童保育所数	未実施	13箇所	17箇所

基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	数値目標	達成状況 (平成30年度)
1	若者が酒田で生活や子育てをしたいと感じる割合	35%	50%	25%
2	乳幼児とのふれあい体験を通して子育てに対してポジティブイメージを持った割合	—	100%	91%
3	結婚サポーターを介して成婚した件数	10件	20件	3件

基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	数値目標	達成状況 (平成30年度)
1	妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度	50%	72%	51%
2	妊娠届出の早期提出(満11週以内)の割合	85%	90%	90.5%
3	父子手帳を交付している割合	未実施	95%	100%
4	マタニティ教室への夫の参加割合	64.4%	70.0%	75.0%
5	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の訪問実施割合	96.4%	97.5%	99.6%
6	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	99.8%	100%	100%
7	3歳児健診のむし歯のない子の割合	76.6%	85%	86.0%
8	不妊に悩む方への特定不妊治療費助成件数	91件	120件	97件

基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	数値目標	達成状況 (平成30年度)
1	子どもの教育環境が整備されていると感じる割合	51%	68%	54%
2	英語であそぼう!のレッスンに対する参加児童の満足度	90%	92%	— (事業終了)
3	学校施設の耐震化の割合	小学校:92.5% 中学校:93.9%	小学校:100% 中学校:100%	小学校:99.1% 中学校:100%
4	赤ちゃん登校日講座を受講しての児童・生徒の満足度	94.5%	100%	90%

基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	数値目標	計画策定時 (平成30年度)
1	子育て世帯にやさしい環境づくり(道路、公園、トイレ、駐車場等)を進めていると評価する割合	51%	68%	48%
2	地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合	57%	72%	53%

基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	数値目標	計画策定時 (平成30年度)
1	女性が出産後も仕事を継続している割合	60%	76%	72%
2	仕事と生活の調和に取り組む企業の状況(山形県いきいき子育て応援企業認定制度認定企業数)	32社	36社	122社
3	ワーク・ライフ・バランスの出前講座と就労環境向上セミナーの開催回数と参加者数	4回 101人	5回 100人以上	2回 84人

基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

No.	指標等	計画策定時 (平成26年度)	数値目標	計画策定時 (平成30年度)
1	特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合	36%	50%	38%
2	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の実施施設数	未実施	1箇所	0箇所

第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来の社会を創る力です。そして、家庭は、子どもがその後の人生を歩んでいく上での生きる力や人格形成の基礎を築く出発点であり、原点です。

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、子育て支援や人口減少対策を推進していくことは、子どもや保護者が幸せを感じる社会の実現につながることはもとより、将来の社会の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会や地域全体の目標であり、共通の課題です。

その実現のため、家庭、地域、社会が全体で「酒田っ子」を育み、子育て中の家庭に寄り添い支えることにより、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じられるまち、すべての子どもが大切にされ健やかに成長できるまち、産み育てやすいまちの実現を目指します。

2 基本的視点

(1) 子どもの幸せを実現する視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、保護者と子どもがともに過ごす時間を充実できるような取組を進めます。

(2) 未来の社会の担い手育成の視点

子どもは未来の社会の担い手となるという認識の下に、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた人に成長できるよう、幼児期から質の高い教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

(3) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取り組みます。

(4) 保護者に寄り添う視点

保護者の子育てを社会が肩代わりするのではなく、寄り添い支えることにより、子育てに対して不安感や負担感、孤独感ではなく、喜びや生きがいを感じられるよう、子どもとともに親としての育ちも支えるための取組を進めます。

(5) 社会全体による支援の視点

事業者や地域社会を含めた社会全体で、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

(6) 仕事と生活の調和の実現の視点

長時間労働など働き方の見直しや、育児休業、短時間勤務等の取得など、仕事と生活の調和の実現に向けて、社会全体で連携して進めていきます。

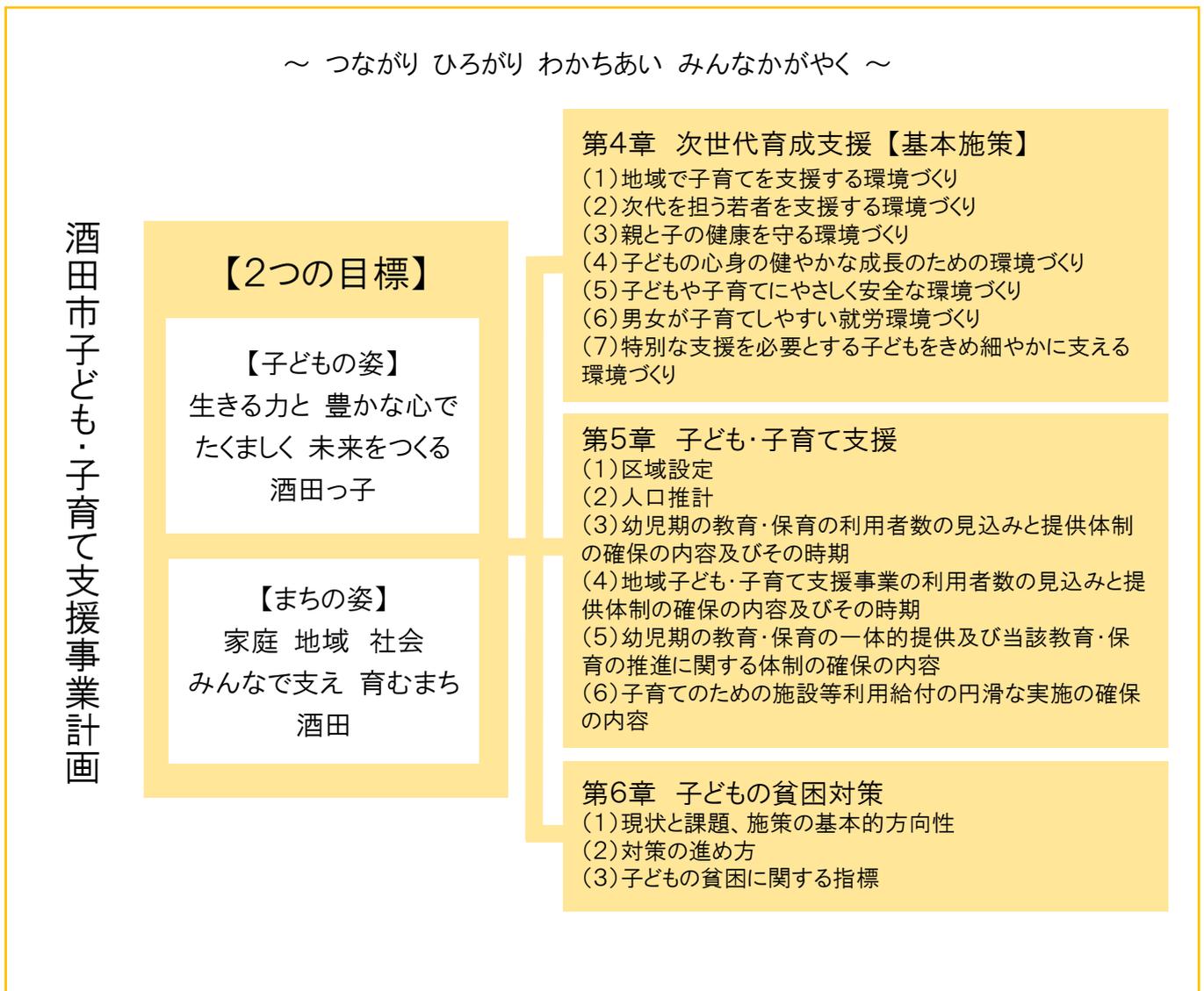
(7) 地域特性の視点

市全体の現状と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した取組を進めていきます。

(8) 支援する側の人材育成の視点

子育てを支援する側の質を確保しより向上させていくとともに、将来的に継続した支援体制を確保するために、支援者の円滑な世代交代が図られるような取組を進めます。

3 計画の目標と体系



第4章 次世代育成支援

1 目標の具現化に向けた施策の展開

計画の目標を実現するために、以下に示す体系により施策を展開していきます。

(1) 施策の体系構成



【基本施策】

目標実現のため、基本となる施策として位置づけたものです。位置づけに当たっては、国の行動計画策定指針を踏まえるとともに、子育てに関する施策は多方面に渡ることから広範な内容になっています。

【施策の方向性】

基本施策を実施するに当たり、その進むべき方向性を示しています。

【重点課題】

それぞれの施策の方向性ごとに、特に重点となる課題について明らかにしています。

【具体的施策】

それぞれの重点課題ごとに、取り組むべき個々の施策を具体的に位置づけています。

【数値目標】

具体的な施策のうち、可能なものについてできる限り定量的な目標値を設定しています。

2 基本施策

本計画の目標を実現するために、7つの基本施策を設定します。

- (1) 地域で子育てを支援する環境づくり
- (2) 次代を担う若者を支援する環境づくり
- (3) 親と子の健康を守る環境づくり
- (4) 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
- (5) 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり
- (6) 男女が子育てしやすい就労環境づくり
- (7) 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

第2期子ども・子育て支援事業計画 施策の体系

目標	基本施策	施策の方向性	重点課題	主な取り組み項目
<p>生きる力と豊かな心で たくましく未来をつくる 酒田っ子</p>	<p>【基本施策 1】 地域で子育てを支援する環境づくり</p>	【1】 地域における子育て支援の充実	① 相談支援体制の充実 ② 地域における子育て支援の充実 ③ 子育てにかかる負担軽減	◆子ども家庭総合支援拠点の設置の検討 ○妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援 ○地域子育て支援拠点施設における相談活動の充実 ○ファミリーサポートセンターの機能強化 ○子育て家庭の経済的負担の軽減 ◆産後ケア事業や産前産後サポート事業 ◆ペアレント・プログラムの実施体制の整備
		【2】 子ども・子育て支援の充実	① 幼児教育・保育の提供体制の確保 ② 幼児教育・保育施設等における子育て支援の充実 ③ 幼児教育・保育の質の向上	○保育需要に見合った保育所、認定こども園の定員管理 ○企業主導型保育事業などの保育事業の活用推進 ○休日保育事業の拡充を検討 ○一時預かり事業を実施 ○病児送迎サービス、受診付添サービスを実施 ○保育士の人材確保に向けた取組 ○幼保小の連携
		【3】 子どもと保護者の居場所づくりの推進	① 学童保育の充実 ② 地域の育児力の向上 ③ 子育てを楽しむことができる環境の整備（新規）	○学校の余裕教室を利用するなど学童保育所の整備の検討 ◆学童保育所の整備と放課後子供教室の連携を検討 ○地域による子育て支援、交流事業の充実 ◆「子ども食堂」の取り組みへの支援 ◆屋内型遊戯施設の整備の検討
	<p>【基本施策 2】 次代を担う若者を支援する環境づくり</p>	【1】 子育ての喜びを実感できる環境づくり	① 思春期から生命の大切さ子育ての楽しさを伝える活動の充実	○中高校生を対象とした乳幼児とのふれあいの機会の充実 ○男女が共同した子育ての意義や喜びを理解するための学習機会を充実 ○父性、母性を育て、両性の理解を深めるための保健学習の充実
		【2】 若者の暮らしの希望がかなう環境づくり	① 若者への就労支援 ② 男女の出会い、交流の場づくりへの支援 ③ 就学に対する支援	○若者への就労支援のための関係機関の連携 ○U・Iターン就職の推進 ○結婚サポーターによる男女の出会いの機会の創出 ○結婚サポートセンター等が婚活イベントで出会いの場の創出 ◆東北公益文科大学卒業生の奨学金返還に対する支援 ○就学に対する各種制度の周知と利用促進
	<p>【基本施策 3】 親と子の健康を守る環境づくり</p>	【1】 安心して妊娠、出産できる体制の整備	① 妊娠、出産を意識した健康管理の推進 ② 安心して出産できるための各種施策の実施 ③ 妊娠、出産、出産後の相談体制の充実 ④ 子育ての協力体制の充実 ⑤ 男性の育児参加の推進	○若年女性への子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診の実施 ◆妊娠希望者や妊婦同居家族への風しんの抗体検査、予防接種の任意実施 ○子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」での相談の充実 ◆妊娠期・産後プラン、サービス等の情報の周知 ◆妊娠後期のベビーギフト配布時に妊婦の健康や状況確認、相談を実施 ◆産婦訪問による産後うつ等の早期発見及び関係機関との連携 ○子育て支援サービスの周知 ○父子手帳の交付により妊娠・出産・子育てに関する情報を提供 ○父親の育児理解と育児力向上のための学習機会を充実 ○地域子育て支援拠点施設において父と子が参加できる事業を充実
		【2】 親子の健康の増進	① 子どもの成長に合わせた支援体制の充実 ② 安心して子育てができる体制の整備 ③ 家庭での生活習慣の確立	○乳幼児健康診査の充実 ○保育所、認定こども園等訪問での発育・発達相談の実施 ○日本海総合病院救命救急センターの救急体制への支援 ○休日診療所の運営 ○妊婦や家族の生活習慣の見直し及び改善への働きかけ ○乳幼児健康診査等での生活習慣や生活リズムに関する助言
【3】 食育の推進		① 家庭と保健、教育、福祉等との連携による食育の推進	○保育所、認定こども園、学校等での郷土料理を取り入れた献立づくりや地元食材を使った給食を実施 ○家族と一緒に朝食を食べるなどの家族団らんの推進 ○保育所、認定こども園、学校等での食に関する体験活動を実施	
<p>【基本施策 4】 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり</p>	【1】 子どもの生きる力の育成に向けた環境の整備	① 幼児教育・保育の充実 ② 確かな学力の育成 ③ 豊かな心の育成 ④ 健やかな身体の育成 ⑤ 安全・安心な学校環境の充実	○幼保小指導者研修の充実 ○幼保小中の円滑な接続 ○小中学校教員のための研修会の充実 ○企業や民間団体などの多様な教育資源の活用 ○障がい児への教育支援の充実 ○児童生徒の主体的企画運営による多様な活動を推進 ○専門家や本物の芸術にふれる機会等の創出 ◆ふるさとへの愛着と誇りの醸成 ○スポーツ少年団や部活動の指導者の育成と資質向上 ○親子スポーツ教室の充実 ○学校施設の耐震化など災害に対する安全対策 ○危機管理の徹底と家庭や地域の声を反映した学校運営	
	【2】 家庭や地域の教育力の向上	① 家庭教育への支援の充実 ② 地域の教育力の向上 ③ 健全育成指導者の養成	○家庭教育に関する学習機会の充実 ○乳児期から本に親しむ機会の提供 ○地域での教育力向上に関わる各種講座の実施 ○地域の遊び環境づくりの人材の養成 ○子ども会育成会活動の支援 ○危機予知トレーニング等の実施	
	【3】 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	① 関係機関、団体や地域との連携による有害環境対策の推進	○有害環境を除去する活動の連携強化 ○メディアへの過度な依存による弊害や情報モラル教育の啓発の推進	
<p>【基本施策 5】 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり</p>	【1】 良好な居住環境の確保	① 子育て世帯に配慮した居住環境の整備	○住宅建築、改修に対する支援制度の周知 ○ひとり親家庭や多子世帯の公営住宅入居の配慮	
	【2】 安全で安心な生活環境の整備	① 安全な道路環境の整備 ② 子育て世帯にやさしい施設環境の整備	○自主除雪機械購入の支援 ○歩行空間等のバリアフリー化の推進 ○公園遊具の定期点検の実施と計画的な改修 ○公園園路バリアフリー化ユニバーサルデザイン化	
	【3】 交通安全教育の推進	① 成長段階に応じた交通安全教育の推進 ② 家庭への交通安全教育の推進	○交通安全専門指導員による交通安全教室の計画的な実施 ○「学区内危険マップ」の作成 ○交通安全に関する制度や事故発生状況などの情報の提供 ○チャイルドシートの貸出の実施	
	【4】 子どもを犯罪や災害の被害から守るための活動と被害にあった子どもの保護の推進	① 子どもの犯罪被害防止活動と防犯、防災教育の推進 ② 被害にあった子どもの保護や支援の充実	○防犯関係団体との連携強化 ○地域見守り隊などによるパトロール活動の推進 ○教育相談室、警察、児童相談所、学校などの関係機関との連携強化	
<p>【基本施策 6】 男女が子育てしやすい就労環境づくり</p>	【1】 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び働き方の見直し	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ② 企業等の子育てしやすい職場環境づくりへの支援	○ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の充実 ○女性の再就労などに向けた支援講座の開催 ○「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」の登録・認定の促進 ◆働き方改革等に関する企業向けセミナーの実施	
	【2】 男女共同による子育ての促進	① 男女共同参画を推進する学習と意識啓発	○男女共同参画推進センター「ウィズ」と連携した学習機会の充実 ○男女が共同した子育ての意義や喜びに関する意識啓発	
<p>【基本施策 7】 特別な支援を必要とする子どもをきめ細かに支える環境づくり</p>	【1】 児童虐待防止対策の充実	① 関係機関の連携による児童虐待防止対策の充実	○要保護児童地域対策協議会において関係機関との連携・支援体制の充実 ○保護者が気軽に相談できる窓口の周知	
	【2】 障がい児等への支援の充実	① 早期発見・早期療育支援体制の充実 ② 発達障がいに関する支援と連携強化 ③ 障がい児支援サービスの充実 ④ 特別支援教育の充実	○妊婦及び乳幼児の健康診査、家庭訪問、相談、地域子育て支援拠点施設等での支援の充実 ○保健、医療、福祉、教育等の関係機関の共通理解による連携強化 ◆ペアレント・プログラムの実施体制の整備 ○はまなし学園と県立総合療育訓練センターなどの関係機関との連携による地域療育支援ネットワークの充実 ○特別支援学級と通常学級の交流の推進 ○特別支援教育に対する理解を深める取組の推進	
	【3】 子どもの貧困対策の推進	① 教育の支援 ② 生活の支援 ③ 保護者の就労支援 ④ 経済的支援	○就学援助制度の周知 ○地域の多様な主体による学習支援の実施の推進 ○ひとり親家庭子育て生活支援事業の周知 ○保育所や学童保育所などの優先入所 ○福祉部門と雇用部門の各機関の連携強化 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業等により就労につながる資格取得の支援 ○児童扶養手当の給付 ○母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の周知	
	【4】 ひとり親家庭等の自立支援の推進	① ひとり親家庭等に対する支援の充実 ② ひとり親家庭等の社会参加の支援	○相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携の強化 ◆ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室の実施 ○酒田市母子福祉ねむの木会の活動への支援	
	【5】 外国につながる子どもへの配慮・支援（新規）	① 子ども、保護者及び教育施設等への配慮・支援（新規）	○外国籍の妊産婦への相談支援 ○日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒に個別に日本語を指導する講師の派遣	



3 具体的施策の展開

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

子育て家庭の環境は、子どもの人数や年齢、夫婦の就業形態、ひとり親などといった家族形態、育児と介護を同時期に行うダブルケアや親子の健康状態などにより左右され、それぞれの家庭における子育て支援のニーズはさまざまです。また、本市では出生数の減少や高齢化の進展、三世同居の減少、地域との関係の希薄化など、地域の状況が変化してきています。そうした中で、子育て家庭を孤立させず、子どもとその保護者が安心して地域で生活できることが大切です。

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎え、そして子育てしていくことを支援することは、子育て家庭の負担感を軽減するだけでなく、子どもの健やかな成長を促すと考えられ、妊娠、出産、子育ての全ての期間において、子育て中の保護者の気持ちをしっかりと受け止めてあげられる相談相手がいることや、気軽に相談できる窓口があり、適切な助言や支援ができることが重要です。

本市では、3歳未満の保育所等への入所率が高くなっているものの、育児休業制度を利用する保護者が増えていることもあり、0歳児に在宅で子育てをしている世帯は少なくありません。そのため、子育て支援拠点を利用する子どもの年齢も低年齢となっており、相談対応のほかに、保護者同士の「つながり」の中で、互いの体験談を話したり、一緒に子どもと遊んだりすることで、自分の中の子育てに少し寛容になれたり、子育てすることの自信を積み重ねたりすることにより、改めて我が子に肯定的に向き合える心の余裕を生み出すような環境づくりも必要です。

地域で子育てを支援するためには、相談窓口の周知のほかに、これまでの子育て世代包括支援センターより幅広く、子育てをする全世代を通じた相談と支援の体制を構築していく必要があります。また、地域子育て支援拠点では、関係機関や地域コミュニティと連携して、保護者ニーズにあった支援や事業を行うことが必要です。

子育てに対する不安や負担として「子育てで出費がかさむ」という経済的負担を理由に挙げた方が最も多くなっています。家庭の中で理想とする子どもを産み育てるためには、子どもの数に伴って増加していく経済的負担に配慮する支援策が必要です。また、「時間的な自由がない」、「身体的な疲労」などを理由にした家庭も多かったことから、そうした負担を軽減する施策を行うことが必要です。

施策の方向性 1 地域における子育て支援の充実

平成31年1月に実施したニーズ調査（以下「ニーズ調査」）によれば、子育てに関して「不安や負担を感じる」と回答した家庭は、未就学児童の世帯のうち40.7%、小学生の世帯のうち36.8%と、子どもが小さい家庭ほど子育てへの不安や負担が大きいと感じていることがうかがえます。

（図表4-1-1）

図表4-1-1 子育てに関する不安感や負担感を感じる割合（単位：％）

区分	未就学児童	小学生	全体	〔参考〕H25調査
ある	40.7	36.8	38.6	37.3
あまりない	41.0	40.0	40.4	42.4
ない	17.0	20.1	18.6	15.9
不明・無回答	1.3	3.2	2.3	4.4

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

子育てに関する不安や負担を感じる理由については、全体としては「出費がかさむ(60.9%)」という経済的な負担に関する声が多く、次いで「自分の時間が持てない(40.7%)」、「子育てによる身体の疲労が大きい(34.4%)」といった声が多くなっています。未就学児と小学生では上位3つの順位は変わらないものの、子どもが成長するにつれて子育てに係る保護者の身体的疲労や自由時間の確保といった理由は減少し、逆に経済的負担感が増加(未就学児54.5%、小学生67.1%)しています。(図表4-1-2)

図表4-1-2 子育てに関して不安感や負担感を感じる理由（複数回答）（単位：％）

区分	未就学児童	小学生	全体	[参考]H25 調査
子育てで出費がかさむ	54.5	67.1	60.9	62.1
自分の自由な時間が持てない	45.2	36.4	40.7	31.3
子育てによる身体の疲労が大きい	41.6	27.5	34.4	28.3
夫婦で余暇などを楽しむ時間がない	22.8	15.0	18.8	12.2
祖父母世代との意見の相違	14.5	19.5	17.0	14.0
仕事が十分にできない	16.5	13.4	14.9	16.9
目が離せないのが気が休まらない	24.8	5.4	14.9	11.6
子育ての大変さを身近な人が理解してくれない	6.1	6.1	7.6	6.2
子どもが病気がちである	8.9	4.5	6.7	5.5
その他	9.9	10.9	10.4	6.7

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

こうした子育ての不安や負担の相談相手については、全体としては「配偶者(82.4%)」が最も多く、平成25年のニーズ調査に比べて5.1ポイント上回っています。続いて「配偶者以外の親族(65.7%)」が多く、平成25年より2.4ポイント増加しています。そのほか、「職場の人」「子育ての仲間」「相談機能を持つ公的機関」は平成25年と比べて割合が増えています。また、「保育所などの仲間」を相談相手としている人の割合は大きく減っています。(図表4-1-3)

図表4-1-3 気軽に相談できる人（複数回答）（％）

区分	配偶者	配偶者以外の親族	職場の人	保育所などの仲間	子育ての仲間	近所の人 知人、友人	相談機能を持つ機関	保育士、 教諭等	相談できる 人がいない
未就学児童	87.3	72.2	40.2	15.0	23.8	54.7	10.8	38.0	4.3
小学生	77.9	59.6	48.1	22.6	25.8	52.9	1.6	20.5	7.1
全体	82.4	65.7	44.3	18.9	24.8	53.8	6.0	28.9	5.8
[参考] H25 調査	77.3	63.3	38.8	31.7	19.1	52.6	1.1	26.3	6.0

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

気軽に相談できる場所としては、本市の場合、低年齢での保育所等への入所率が高いこともあり、未就学児童の保護者では子どもが利用している「保育所・認定こども園・幼稚園（47.4%）」、小学生の保護者では「学校（37.2%）」が多くなっています。平成29年度に妊娠、出産、子育てと切れ目のない相談や支援ができるように、酒田市子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」¹を開設し、妊娠時、出産時特有の相談の充実を図り、その後の子育て支援に適切につないでいくために関係機関と連携を図っています。

相談できる場所がない人の割合は、平成25年より少なくなっていますが、未就学児童の保護者では32.3%、小学生の保護者では54.4%の保護者が相談できる場所がないと回答しています。既存の相談窓口の周知のほかに、子育てをする全世代を通じた相談と支援の体制を構築していく必要があります。（図表4-1-4）

児童センター、つどいの広場、子育て支援センター（以下、地域子育て支援拠点施設²）は、出生数の減少や3歳未満で保育所等に入所する子どもの増加により、利用者は減少傾向にありますが、育児の多様な悩みを身近に相談できる場所、保護者同士がつながり交流し合う場所、保護者と子どもの居場所として、保護者ニーズにあった活動をしていきます。また、酒田市子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」や地域コミュニティ、保育所等との連携によりそれぞれの機能を活かし充実した活動をしていきます。

図表4-1-4 相談できる場所（複数回答）（%）

区分	保育所 幼稚園 認定こ ども園	学校	医療機 関	子育て 支援セ ンター	児童セ ンター	学童保 育所	子育て 世代包 括支援 センター	つどい の広場	相談で きる場 所がな い
未就学児童	73.6	2.8	9.6	21.6	7.6	1.2	12.8	4.4	32.3
小学生	11.1	85.0	15.0	4.4	2.8	9.4	1.7	1.1	54.4
全体	47.4	37.2	11.9	14.4	5.6	4.7	8.1	3.0	43.9
〔参考〕 H25調査	51.9	33.8	9.3	9.2	3.9	6.8	※6.0	2.4	49.0

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

※平成25年調査時は、母子相談室の数字を掲載。

◆重点課題 1 相談支援体制の充実

子育て家庭の環境は、子どもの年齢や家族形態、夫婦の就業形態などにより左右され、各々の家庭における子育て支援のニーズはさまざまです。子育て世代が安心して子育てするためには、これまでの妊娠・出産・子育て支援として子育て世代包括支援センターで関わっていた家庭よりさらに幅広く、子育てをする全世代を通じた相談に対応し、支援する体制を構築していく必要があります。

1. 「酒田市子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」」：56ページに概要の説明があります。

2. 「地域子育て支援拠点施設」：56ページに概要の説明があります。

また、相談支援体制の質の向上を図るために、子育て支援に関わる支援者の研修を実施し、関係機関の連携も図りながら、切れ目のない支援を行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
1	子育て世代の各時期に応じた相談、支援の充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。	子育て支援課	新規
2	妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、定期的に情報交換会を実施します。	健康課 子育て支援課	
3	地域子育て支援拠点施設において活動を行うNPO法人、子育てサークルなどの育成と活動への支援を行います。	☆子育て支援課 NPO法人	民間団体
4	子育て支援に携わる者の研修を実施します。	☆子育て支援課 福祉課(発達支援室)	NPO法人 民間団体
5	主任児童委員や民生委員などの地域との連携による子育て支援を行います。	子育て支援課	地域
6	市ホームページ、子育てガイドブック、子育てカレンダー、父子手帳、乳幼児カレンダー等での育児相談窓口など情報提供を行います。	☆子育て支援課 健康課	保育所 認定こども園 NPO法人 地域

◆重点課題 2 地域における子育て支援の充実

本市では、低年齢児からの入所が高まり、子育て支援センターなど子育て支援拠点の利用者は減少傾向にあり、子どもの年齢は、以前と比較し低年齢となっています。

地域子育て支援拠点施設などの機能を活かし、育児の多様な悩みを身近に相談できる場所、保護者同士がつながり交流し合う場所、保護者と子どもの居場所など保護者ニーズにあった活動を行います。また、相談体制の充実や、子育て中の保護者同士が交流できるイベントの実施やサークル活動のコーディネートを行うなど、地域におけるさまざまな子育て支援の充実を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
7	地域子育て支援拠点施設などでの育児相談や交流機能を充実します。	☆子育て支援課 健康課	NPO法人
8	保育所、認定こども園における地域子育て支援拠点活動を充実します。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園 地域
9	保育所、認定こども園において未就園児童や保護者の支援に取り組みます。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園
10	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。	☆子育て支援課	地域

No.	取組内容	実施主体	新規
11	ファミリー・サポート・センター ³ の機能強化と利用促進に向けた周知活動を強化します。	子育て支援課	
再掲 3	地域子育て支援拠点施設において活動を行うNPO法人、子育てサークルなどの育成と活動への支援を行います。（再掲）	☆子育て支援課 民間団体 NPO法人	
再掲 4	子育て支援に携わる者の研修機会を充実します。（再掲）	☆子育て支援課 民間団体 NPO法人	

◆重点課題 3 子育てにかかる負担軽減

ニーズ調査では、子育てに対する不安や負担として「子育てで出費がかさむ」という経済的負担を理由に挙げた方が最も多かったほか、「時間的な自由がない」、「身体的な疲労」などの理由が続いています。調査に回答した保護者の多くは母親で、子育ては「父母ともに」と9割は回答しているものの、母親が父親より多くの家事を担っており、子どもの面倒を見るだけでなく、家事や仕事もこなさなければならない「ワンオペレーション育児⁴」になっている側面がうかがえます。

子育て中の保護者の負担を軽減するため、児童手当の給付や幼児教育・保育の無償化などのほかに、市独自の医療費助成、保育所等の保育料や副食費の軽減、学童保育所の利用料軽減などを実施して経済的支援を行います。また、一時預かり及び休日保育事業の充実を図るなど身体的・精神的負担や、不安やストレス等の軽減につながる各種事業を充実させ、子育てしやすい環境づくりを進めます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
12	子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の給付を行います。	子育て支援課	
13	未熟児養育医療の給付を行います。	子育て支援課	
14	保育所、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
15	学童保育の利用料軽減を実施します。	子育て支援課	
16	多胎児家庭へ支援員を派遣し、家事・育児を支援します。	子育て支援課	
再掲 11	ファミリー・サポート・センターの機能強化と利用促進に向けた周知活動を強化します。（再掲）	子育て支援課	
17	一時預かり及び休日保育事業の充実と情報提供を行います。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所 NPO法人	

3. 「ファミリー・サポート・センター」：56ページに概要の説明があります。

4. 「ワンオペレーション育児」：配偶者の単身赴任など何らかの理由で1人で育児、家事や仕事の全てをこなさなければならない状態を指す言葉。

No.	取組内容	実施主体	新規
18	短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ⁵ を実施します。	子育て支援課	
再掲 10	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。（再掲）	☆子育て支援課 地域	
19	ペアレント・プログラムの実施体制を整備します。	子育て支援課	新規
再掲 1	子育て世代の各時期に応じた相談、支援の充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。（再掲）	子育て支援課	新規
再掲 6	市ホームページ、子育てガイドブック、子育てカレンダー、父子手帳、乳幼児カレンダー等での育児相談窓口など情報提供を行います。（再掲）	☆子育て支援課 健康課 保育所 認定こども園 NPO法人 地域	
20	産後ケア事業や産前産後サポート事業を実施します。	健康課	

施策の方向性 2 子ども・子育て支援の充実

山形県は共働き世帯の割合が全国第2位であり、本市の共働き世帯の割合も、全国類似都市に比べて高い数値になっています。こうした地域特性を反映して、保育所、認定こども園等への入園割合も高くなっています。令和元年5月1日時点で、就学前児童の81.8%が何らかの施設に入園しており、うち3～5歳については99.7%が入園しています。また、低年齢児童（0～2歳）の入園割合は、年々増加しており、共働きの増加や産後の職場復帰の早期化がうかがえます。（P. 8、図表 2-13）

ニーズ調査における育児休業制度の利用状況は、出産時に働いていなかった母親を除いた割合で67.1%となっており、H25年より10ポイント以上増加していますが、母親の3人に1人は育児休業を取得できていない状況にあります（P. 80、図表 4-6-1）。また、子どもが1歳になった時点でほとんどの母親が職場に復帰しています。また、未就学児のいる世帯の子育ての相談先として、保育所、認定こども園等の施設が上位を占めており、高い施設利用率を反映したものになっています。

このように、本市における子どもの育ちや保護者支援については、保育所や認定こども園等の施設等が地域の中核を担っているといえます。これからも継続して、待機児童を生じることなく、すべての子育て家庭が必要に応じて、保育所、認定こども園等を利用できる体制を確保する必要があります。また、保育所、認定こども園では、乳児から小学校入学前まで、子どもが安心・安全に過ごし、発達に応じた質の高い保育・教育を受けることができるように保育の質を向上していく必要があります。そのためには、幼児教育・保育に携わる職員の処遇改善や保育士等就職ガイダンスなどによる保育士等の人材確保や職員への研修実施による質の高い幼児教育・保育の確保を図っていく必要があります。

ニーズ調査では、希望どおり利用できていない保育サービスとして、延長保育や幼稚園の預か

5. 「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」：101 ページに概要の説明があります。

り保育が増加しており、保護者の就労形態の多様化によるニーズの変化がうかがえます。（図表4-1-5）

延長保育については、平成30年度には22の保育所等において実施し、また、すべての認定こども園で教育時間後の預かり保育を実施しています。ワークライフバランスによる子育てしやすい就労環境の推進を図りながら、子育て家庭のニーズに応じ検討をしていきます。

夜間保育については、事業所内保育所等で実施しているものの、夜間帯にずれた開所時間で安定した利用者を確保できるかなど施設経営面の課題もあり、不特定の利用者が利用できる施設での実施は難しい状況です。ファミリー・サポート・センター事業や短期入所生活援助の事業の利用など、実情に見合う事業の提供をしていきます。

保育所、認定こども園等に通っていない乳幼児を対象とする一時預かり事業は、令和元年度に18の保育所等で実施しています。市街地での実施数が少ないことから、令和3年4月開所予定の浜田・若竹統合保育園（仮称）で、一時預かりに休日保育も合わせて実施する予定です。

病児・病後児保育事業は、現在、病児対応施設が1箇所、病後児対応施設が1箇所あります。近年、利用者の需要が病児対応施設に集中していることや、近隣市町との広域利用などを実施していることから、病児対応施設の定員を平成31年4月から3名から9名に拡大しました。加えて、病児対応施設へのタクシー送迎を開始しており、保育ニーズを捉えながら利用者の利便性の向上などに努めます。一方、ニーズが低い病後児対応施設については、病児対応施設の定員増に伴い、令和2年3月をもって廃止する予定です。

障がい児保育については、児童発達支援センターでの発達支援のほかに、保育所や認定こども園でも受け入れをしています。一人ひとりの子どもの育ちにとって最善の支援がなされるよう、「育ちのサポート事業」などによる相談体制の充実及び保育所等に対する支援の充実のために、受け入れ体制の整備のための助成を行います。

ファミリー・サポート・センター事業は、保育機関や習い事への送迎など、他にはないきめ細やかなニーズにも対応することで、子育て家庭の仕事と育児の両立や保護者のレスパイトに寄与しています。今後も、利用会員である保護者が安心して子どもを預けることができるよう、子どもを預かる協力会員の資質を向上させるために研修を定期的に行うなど、体制強化を行う必要があります。また、保護者ニーズや家庭環境に合わせて、送迎や預かりなど必要な支援を選択できるよう情報の提供を行っていきます。

こうした子ども・子育て支援事業については、今後も保護者のニーズを把握しながら体制を整備するとともに、機能の充実を図っていく必要があります。

図表 4-1-5 希望どおりに利用できていない(できなかった)保育サービス（複数回答）（%）

区分	病児・病後児保育	一時預かり	延長保育、幼稚園の預かり保育	休日保育	夜間保育	障がい児保育	学童保育
未就学児童	31.3	14.5	31.3	21.7	3.6	3.6	3.6
小学生	26.4	20.8	30.6	25.0	6.9	4.2	27.8
全体	29.0	17.4	31.0	23.2	5.2	3.9	14.8
〔参考〕H25 調査	31.5	22.6	25.7	27.2	9.4	1.5	14.7

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

◆重点課題 1 幼児教育・保育の提供体制の確保

本市では、市全域に1つの幼児教育・保育の提供区域を設定しており、場所を選ばなければいずれかの幼児教育・保育施設に入園することができるため、待機児童は生じていません。

しかしながら、出生数の減少や子育て世帯が市街地区へ居住する傾向があることから、郊外に居住する子ども数が減少し、市街地の幼児教育・保育施設に入園希望が集中する傾向があります。

幼児教育・保育の提供については、少子化の動向とともに令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化による保育ニーズへの影響を見定めながら利用者数を見込み、また、幼児教育・保育の質を確保していくことが必要です。

そのため、待機児童ゼロを継続していくために、保育所、認定こども園等の定員管理を適正に行い、市立保育所の統廃合や、民間立保育所等の運営を支援、適切な保育環境を確保するため、老朽化した施設設備改修への支援を行っていきます。

また、近年、3歳未満児の入所率の高まりと就労形態の多様化により、本市においても企業主導型保育事業が実施されています。本市では保育の質の確保を図るため、届出保育施設等⁶である事業所内保育事業や企業主導型保育事業の事業者に対して、認可外保育施設の指導・監督を適切に行うほか、必要な情報提供や助言を行います。

施設等に通園できない障がい児や医療的ケアなど特別な支援が必要な子どもへの保育等については、ニーズに応じて実施可能な事業等の実施を検討していきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
21	保育需要に見合った保育所、認定こども園の定員の管理を行います。	子育て支援課	
22	老朽化した施設について、計画的に施設設備等の改修を進めます。	子育て支援課	
23	認可外保育所の指導、支援を充実します。	子育て支援課	

◆重点課題 2 幼児教育・保育施設等における子育て支援の充実

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、子どもとその家族を取り巻く環境が大きく変化しています。保育所、認定こども園などの幼児教育・保育施設についても、各々の家庭の多様なニーズに対応した支援が求められています。

また、保育所、認定こども園等では、入園児の育ちや保護者の子育て支援にとどまらず、地域に開放された施設として、地域の子育て中の保護者の相談機関としての役割や一時預かり事業の実施など、地域における子育て支援の拠点として機能しています。

こうした施設における子育て支援は、今後も地域の子育て支援の中核として重要な役割を果たすことから、本市ではその取り組みを推進するための支援を行っていきます。

6. 「届出保育施設等」：保育を目的とする施設で県の認可を受けていない施設（いわゆる認可外保育施設）。1日に1人以上の乳幼児等を保育する施設は届出を行う。

【具体的施策】

(1) 低年齢児保育の促進

No.	取組内容	実施主体	新規
24	産休・育休取得後などの年度途中の入所ニーズに対して適切に対応します。	子育て支援課	

(2) 延長保育、一時預かり及び休日保育事業の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 17	一時預かり及び休日保育事業の充実と情報提供を行います。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所 NPO法人	
25	民間立保育所等における延長保育の実施を支援します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
26	認定こども園における預かり保育等を支援します。	子育て支援課	

(3) 病児保育事業の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
27	病児や病気回復期の児童の専用スペースによる保育を実施します。	☆子育て支援課 医療機関	
28	病児送迎サービス、受診付添サービスを実施します。	子育て支援課 医療機関	新規
29	保育所や認定こども園での体調不良児対応を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
30	ファミリー・サポート・センターでの体調不良児等の預かりを実施します。	子育て支援課	

(4) 障がい児の教育・保育の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
31	保育所、認定こども園における障がい児の受け入れ環境を充実します。	☆子育て支援課 保育所 認定こども園	
32	児童発達支援センターと保育所や認定こども園との二重籍を活用した交流保育を推進します。	子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	
33	保育所、認定こども園、児童相談所、家庭児童相談室、市民健康センター、発達支援室、特別支援学校等の関係機関の連携を強化します。	☆子育て支援課 健康課 保育所 福祉課 認定こども園 (発達支援室)	
34	在宅での保育が必要な障がい児や医療的ケア児への実施体制を検討します。	子育て支援課	

◆重点課題 3 幼児教育・保育の質の向上

保育所や認定こども園では、これまでも乳児期から小学校に入学するまで、子どもの発達に合わせた専門性の高い教育・保育を実践し、本市の子どもへの健やかな育ちを支えています。また、

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、その役割も多様化しており、入園児のみならず、地域の子どもと保護者、家庭の育児相談や支援などが求められています。

近年、保育所等では、保育士の配置を多く必要とする低年齢児の保育ニーズの高まりや延長保育などの長時間開設などにより、保育士等の人材確保に苦慮しています。保育の質を保ちながら恒常的に幼児教育・保育の体制を維持していく必要があることから、保育士等の人材確保が喫緊の課題となっており、保育士等の就業と定着を図る取組みが必要です。

また、教育・保育や子育て支援に携わる職員の研修の充実を図り、幼児教育・保育の質の向上に絶え間なく取り組んでいくことが重要です。子どもの育ちの連続性を踏まえて、小学校入学後の生活や学習への接続がスムーズにできるよう、保育所、認定こども園などの施設と小学校が連携し、幼児と小学生の交流や小学校教諭と保育士等の指導者の合同研修の実施などに取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体		新規
35	保育士の人材確保に向けた取組を推進します。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園	
36	保育所、認定こども園などの研修内容の充実と、合同研修会の機会を充実します。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園	
37	幼保小連携に向けた研修会等を充実します。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園 学校教育課	

施策の方向性 3 子どもと保護者の居場所づくりの推進

小学生の人数は年々減少していますが、学童保育所の登録者数は増加しており、平成31年度は市内23か所の学童保育所で約1,200人が利用し、4つの小学校区で待機児童がでています。保護者の就労状況等から、子どもだけで留守番できないという状況に加え、友人との居場所づくりや異年齢交流も目的の一つになっており、放課後の小学生の居場所づくりが必要となっています。今後も小学生の人数は減少していきませんが、学童保育所のニーズは高まっていくと見込んでいます。待機児童が生じている小学校区については、学童保育所の増設や学校施設を活用した学童保育所の整備など、小学生が安心・安全に過ごすことができる環境づくりが必要です。

図表 4-1-6 放課後の子どもの過ごさせ方の希望(小学生の保護者) (複数回答) (%)

区分	自宅	祖父母や友人・知人宅	習い事、学習塾	児童館	放課後子ども教室	学童保育	ファミリー・サポート・センター	その他(公民館・公園等)
低学年時	49.3	14.0	36.0	1.5	7.8	52.6	0.0	7.8
高学年時	73.8	13.5	51.0	0.2	5.1	19.1	0.0	9.1

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」(子育て支援課)

ニーズ調査での保護者が望む子育て支援策では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やして欲しい」（58.2%）が最も多く、次いで「冬期間や雨天時に屋内で子どもたちが安心して遊べる施設をもっと増やして欲しい」（50.8%）が多くなっています。（図表 4-1-7）

近年県内各地で屋内児童遊戯施設が整備されていることから、本市でも屋内型児童遊戯施設の整備を望む声が高まっています。冬期間や雨天時にもからだを動かして遊ぶことができる屋内型児童遊戯施設は、子どもの健全育成の場だけでなく、親子の居場所、地域や多世代交流の場としての拠点となることから、子育て家庭と地域をつなぎ、本市で安心して楽しく子育てができることに寄与するものと捉えています。

図表 4-1-7 子育て支援策で望むこと(複数回答) (%)

希望の内容	平成 30 年調査	平成 25 年調査	平成 20 年調査
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やして欲しい	58.2	47.6	46.9
冬期間や雨天時に屋内で子どもたちが安心して遊べる施設をもっと増やして欲しい	50.8	41.6	44.3
親子で楽しめるイベントの機会が欲しい	18.2	19.6	19.3
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	22.5	15.9	23.1
病児・病後児保育について充実させてほしい	11.8	13.6	19.1
安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	9.5	13.0	25.8
急な用事の際に、日中、短時間（4時間程度）だけ託児をしてくれる施設がほしい	9.2	9.6	12.5
保育所で多様なニーズ(延長保育、一時保育など)に対応して欲しい	5.5	7.5	9.1
子育てに困ったときに相談したり情報を得たりできる場や仕組みが欲しい	4.2	5.6	5.5
誰でも気軽に利用できる、つどいの広場(にこっと広場)をもっと増やして欲しい	5.0	5.2	6.7

資料：平成 31 年 1 月実施「第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

図表 4-1-8 地域子育て支援拠点施設利用人数 (人、件)

施設名	内容	H26	H27	H28	H29	H30
児童センター (交流ひろば内)	一般利用(人)	47,250	49,639	47,431	43,737	43,563
	相談件数(件)	217	517	114	216	178
子育て支援センター (市内5か所)	一般利用(人)	20,524	18,680	15,158	19,139	19,739
	相談件数(件)	1,717	1,654	870	661	615
つどいの広場	一般利用(人)	7,696	5,924	6,935	7,151	6,555
	相談件数(件)	307	368	506	677	1,070

資料：「令和元年度健康福祉の概要」（子育て支援課）

◆重点課題 1 学童保育の充実

放課後の子どもの居場所として、地域ニーズや小学校の統合計画、余裕教室の状況を据えて、学童保育所の計画的な整備を進めます。保育の実施にあたっては、児童がより安全に、健やかに過ごせるよう、児童数に応じた指導員を配置します。また、職員の質の向上のための研修や職員の処遇改善を支援していきます。

加えて、子どもの居場所づくりと地域への愛着形成を図るため、地域で放課後の子どもを対象に遊びや体験学習などを行う放課後子供教室の設置を検討します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
38	地域の需要を捉えながら、待機児童が発生しないように、学校の余裕教室を利用するなど学童保育所の整備を検討します。	☆子育て支援課 企画管理課 地域	
39	学童保育所の開所時間の延長や長期休暇のみの利用などの利用ニーズへの対応を検討します。	☆子育て支援課 民間団体	
40	大規模学童保育所については、グループ分けによる保育を実施するとともに、必要に応じて分割等を検討します。	子育て支援課 運営団体	
41	学童保育所での環境整備による障がい児の受け入れを推進します。	子育て支援課 運営団体	
42	学童保育指導員の資質の向上のための研修を充実します。	子育て支援課 運営団体	
43	地域の実情を踏まえ放課後子供教室の設置について検討します。	社会教育文化課 企画管理課	
44	学童保育所の整備にあたっては、放課後子供教室との連携を検討します。	子育て支援課 社会教育文化課 企画管理課	新規

◆重点課題 2 地域の育児力の向上

地域の将来を担う子どもたちが、生まれ育った地域でずっと暮らしていきたいと思うような地域にしていくためには、市民が「地域の子どもの育ちをみんなで支える」という意識を持ち、地域の関わりの中で子どもと保護者を支えていくとともに、保護者も地域の活動に子どもとともに参加し、地域とのつながりの中で子育てを行うことが重要です。



本市でも、近年、地域における子どもや親子、多世代交流の場として地域食堂が開設されています。地域が学校や企業などと連携・協力して事業を進めており、市としてもこうした取り組みが進み継続していくように、開催にあたっての相談や周知の協力等をしていきます。

また、地域が積極的に子育てに関する取り組みを実践できるよう情報提供や、支援の充実、保護者の意識啓発を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 7	地域子育て支援拠点施設などでの育児相談や交流機能を充実します。	☆子育て支援課 健康課	NPO法人
再掲 10	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。（再掲）	☆子育て支援課	地域
45	児童図書室の図書等の充実と、市内施設でのさまざまな団体による読み聞かせを推進します。	☆図書館 子育て支援課	NPO法人
46	児童の読書普及を図るための図書館ボランティア活動へ支援します。	図書館	
47	子育て支援の場、屋外の遊び場として、保育所、自治会館、コミュニティセンター等の利用を推進します。	☆子育て支援課 まちづくり推進課	地域（自治会、 コミュニティ 振興会）
48	地域で行われる伝承遊び、伝統芸能の継承活動、などの交流事業を支援します。	☆社会教育文化課	地域
49	地域での子育て支援に対する学習機会を充実します。	社会教育文化課	地域
50	「子ども食堂」の取り組みを支援します。	子育て支援課	地域 新規

◆重点課題 3 子育てを楽しむことができる環境の整備

平成30年3月に策定した酒田市総合計画の主な施策「親子の遊び場づくりなど育児環境整備」の一つとして、昨年度実施したニーズ調査（P.53、図表4-1-7）の結果から、多くの子育て家庭の保護者が望んでいる、屋内型児童遊戯施設の整備を検討します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
51	屋内型児童遊戯施設の整備を検討します。	企画調整課 子育て支援課	新規





～用語の説明～



「認定こども園」

幼稚園や保育所等がその機能を保持したまま、幼児期の教育、保育に関するニーズに対して柔軟に対応し、下記の二つの機能を備える施設について、都道府県が認定する施設です。

- ①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育の必要な子どもも教育のみを利用する子どもも受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- ②地域における子育て支援機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）

「酒田市子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」

妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等の専門職により切れ目のない総合的相談支援を行う場所として平成29年4月に設置されました。

- ①妊娠中の相談
- ②子育ての相談
- ③子育て家族の健康相談

「地域子育て支援拠点施設」

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所です。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とした施設です。

酒田市では下記の施設のことを指します。

- ①親子ふれあいサロン（交流ひろば内）
- ②地域子育て支援センター（酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬）
- ③つどいの広場（にこっと広場、出張広場）



「ファミリー・サポート・センター」

保護者の就労環境の変化による多様な保育ニーズに対応するため、地域において、育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。酒田市では、約500人の方が会員登録して利用しています。

《例えばこんなお手伝いができます》

- 保育施設の開始時間前および終了後子どもを預かること
- 保育施設までの送迎を行うこと（車での送迎のみの依頼は内容による。）
- 学校の放課後、学童保育終了後に子どもを預かること
- 子どもが軽い病気の場合などに、臨時的・突発的に終日子どもを預かること
- 会員の仕事と育児の両立に必要な援助



基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

本来、結婚、出産、子育ては自由な意思決定に基づくものですが、少子化の背景として、晩婚化や晩産化の進展があげられ、その対策として、結婚し子どもを産み育てたいとする希望を叶えることができるようさまざまな施策を講じていく必要があります。若者が将来の結婚や出産、子育てに対する関心を高め、希望が持てるような取り組みや施策の周知が重要になります。

子どもの頃に自己肯定感や有用感を持ち、多様性を尊重して生活することや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることなどを学ぶ機会を提供していくことが必要です。また、結婚し家庭を築こうとする若者が、その思いを実現できるようなきっかけづくりも重要であり、若者の交流の場を創出し、結婚推進に取り組むことも必要です。

本市の人口動態の推移をみると、平成14年以降は毎年転出が転入を上回り、平成30年は485人の転出超過となっています。高校卒業後の進学や就職で転出する若者が多くなっています。

(P.4、図表2-1)

若者が地元でいきいき働くことができるよう、雇用のミスマッチの解消や地元定着の促進を図るため、高等教育機関や地元経済界等との連携が必要です。また、若者の定住やU I Jターンを推進するための取り組み、地元企業のPRなどを関係機関が連携して進めることが大切です。それには、地元定着の基盤となるよう、子どもの頃から郷土愛の醸成を図っていくことも必要です。

図表 4-2-1 新規高卒者の県内就職率（％）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
58.4	62.9	64.3	69.1	60.7	63.7

資料：酒田公共職業安定所

施策の方向性 1 子育ての喜びを実感できる環境づくり

子どもの頃から生命の大切さや男女が協力して家庭を営むこと、子どもを産み育てることの大切さを学ぶことは、時代を担う若者が、結婚や子育てを肯定的に捉えるきっかけになります。

中学生や高校生などが、実際に乳幼児やその保護者と直接ふれあい、生命の誕生のすばらしさや子育ての喜びを直接聞く機会を提供します。同時に、参加した乳幼児の保護者が、子育ての体験談などを若者に伝える中で、改めて子育ての喜びを実感するとともに、子育てを介して社会貢献ができるという達成感も醸成するなど、子育ての喜びの輪が広がっていくようなまちづくりを推進します。

また、思春期の性に関する健全な意識の涵養を図り、合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

◆重点課題 1 思春期から生命の大切さ子育ての楽しさを伝える活動の充実

子育て支援拠点施設などにおいて、小学生や中学生、高校生、大学生が乳幼児やその保護者とふれあう機会を設定し、子育てを身近に感じることができるようにします。また、生命の大切さや親の子に対する愛情を感じることによって、自分を大切に、周囲を理解する気持ち、相手を思いやる気持ちを持つことができるような機会を提供します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体		新規
52	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などでの、中・高校生、大学生を対象とした乳幼児とのふれあいの機会を充実します。	☆子育て支援課	保育所、認定こども園	
53	看護師、幼稚園教諭、保育士などを目指す学生への体験活動の場を提供します。	子育て支援課 健康課		
54	各学校と連携し、子育ての現状、健康づくり（生活習慣病、飲酒、喫煙、薬物乱用防止、ダイエット、性など）に関する情報を提供します。	健康課	学校教育課 学校	
55	父性や母性に関する理解促進など母子保健関連事業を学習の場に活用できる体制を整備します。	学校教育課 学校	健康課 子育て支援課	
56	男女が共同して子育てを行うことの意義や、喜びを理解するための学習機会を充実します。	☆子育て支援課 健康課	学校教育課 学校	



施策の方向性 2 若者の暮らしの希望がかなう環境づくり

子育てに関する高校生の意識調査では、高校卒業後の進学・就職先として、86.8%が市外を希望しています。また、将来的に酒田に戻る希望の有無では、「戻りたいと思う」が22.7%、「戻りたいと思わない」が17.7%で、多くが「分からない」と回答しています。

本市でいきいきと暮らすことができる若者を増やすためには、地元定着のための施策や雇用の場の創出、雇用のミスマッチの解消などの支援が必要です。

また、酒田市総合計画の市民アンケート（平成27年実施）では、20代～30代の独身者のうち72%が「いずれは結婚したい」と考えていますが、本市の婚姻率は3.6（人口千人対）と、全国及び山形県の率より低くなっています。結婚を望む独身者に対する支援として、関係機関・団体などと連携し、若者が出会い、交流する場の機会創出に努めていきます。

◆重点課題 1 若者への就労支援

若者の地元就職やUIJターン就職を増やし、安定した生活を営むことができるようにするため、地域の学校、県、企業、関係機関等と連携を図って各種施策に取り組みます。また、第1次産業後継者に対しては、経済的支援だけではなく、技術研修などの機会を充実させ将来に夢と希望が持てるように支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
57	ハローワーク、若者就職支援センター、商工会議所、商工会などの関係機関と連携し、若者への就労を支援します。	☆商工港湾課 事業所	
58	UIJターンを希望する若者へ、UIJターン人材バンクで就労支援を行います。	地域共生課 事業所	
59	地元企業に対する高校生の理解を深めることにより、地元就職を促進します。	☆商工港湾課 事業所 高等学校	
60	UIJターン就職を推進する企業に対して支援を行います。	☆商工港湾課 地域共生課 事業所	
61	地元企業育成や企業誘致による就業機会拡大を進めます。	☆商工港湾課 事業所	
62	新規就農希望者への就農支援や農業後継者に対する技術研修などを支援します。	農政課	
63	漁業後継者の育成や活動を支援します。	農林水産課	

◆重点課題 2 男女の出会い、交流の場づくりへの支援

結婚サポートセンターを設置し、結婚サポーターによる男女の出会いの創出を支援するとともに婚活イベント等を開催します。さらに、関係機関・団体等と連携して結婚推進に取り組み、結婚につながるよう努めます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
64	結婚サポーターによる男女の出会いの機会を創出します。	地域共生課	
65	結婚サポートセンター等が婚活イベントを主催し、出会いの場を創出します。	地域共生課	

◆重点課題 3 就学に対する支援

大学等への進学に際して、保護者の経済的負担に対して支援します。また、国などのさまざまな就学支援制度の情報提供を行うことにより、保護者が家庭環境にあった制度を計画的に活用して教育を受けさせることができるように推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
66	東北公益文科大学卒業生の奨学金返還を支援します。	企画調整課	新規
67	大学等修学支援事業を実施します。	企画管理課	
68	就学に対する各種制度の周知と利用を促進します。	☆企画管理課 学校教育課	

基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

子どもを健やかに産み育てるための健康支援として、妊婦や乳幼児を対象とした一般健診、歯科健診、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行っており、各種健診の受診の勧奨や健診後の指導など、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援に取り組んでいます。子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」を設置し、母子保健と子育て支援が一体的に提供できるよう関係機関と連携をとり、適切な対応をすることにより、安心して子どもを産み育てられる環境を整える体制づくりを強化します。

施策の方向性 1 安心して妊娠、出産ができる体制の推進

少子化や核家族化が進行する中、現在では、自分の子どもの出産、育児で初めて乳児と接する人も多くなっています。スマートフォンの普及などにより、手軽にインターネットから妊娠や出産に関する情報を入手することができるようになりましたが、真偽が分からない情報があるといったことが見受けられます。

妊娠、出産、育児についての不安等の解消を図るため、子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」で保健師や助産師、看護師が相談等を行い、必要な場合は支援プランの作成や子育て支援サービスなどの情報提供をしていきます。

また、健康な母体保持のために、妊婦健康診査による健康チェック、健康相談などを行うほか、母親が父親とお互いに理解し協力し合うことにより、安心して妊娠、出産、育児ができるような家族づくりを支援します。

◆重点課題 1 妊娠、出産を意識した健康管理の推進

自分自身と子ども、家族の健康に関心を持ち、妊娠や出産、子育て期を意識し、生涯を通じた健康管理ができるようにします。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
69	16～39歳を対象とした健康診査を実施します。	健康課	
70	歯と口腔の健康づくり推進のため若年者健康診査時に口腔の検査・検診、保健指導等を実施し、生活改善等の助言をします。	健康課	新規
71	若年女性に子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診を実施します。	健康課	
72	風しんの流行を予防し妊婦と胎児を風しんウイルスの感染から守るため、妊娠希望者や妊婦同居家族に抗体検査・予防接種を任意で実施します。	健康課	新規

◆重点課題 2 安心して出産できるための各種施策の実施

安心して健やかな出産に臨めるように、子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」において妊婦一人ひとりと面談をして母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査などの各種事業を勧奨します。

また、不妊治療を行う家庭への支援や、妊婦健康診査への助成継続など、妊娠、出産にかかる経済的支援を図ります。

【具体的施策】

(1) 母子健康手帳を活用した事業の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
73	早期妊娠届出を周知徹底します。	健康課	
74	母子健康手帳活用の普及を図り、手帳交付時の相談を充実します。	健康課	
75	喫煙が母体に及ぼす影響の説明を行い、禁煙を勧めます。	健康課	
76	妊娠期・産後プラン、サービス等の情報を周知します。	健康課	新規

(2) マタニティ教室を活用した事業の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
77	夫婦で協力して妊娠、出産、育児ができるような家庭づくりを支援します。	健康課	
78	育児体験や栄養指導を通して安心安全に出産できるよう支援します。	健康課	

(3) 妊婦健康診査の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
79	妊娠届出の際、妊婦健康診査受診票、妊婦歯科健診受診票を交付します。	健康課	
80	妊婦健康診査の定期受診を勧奨し、異常の早期発見を推進します。	健康課	
81	里帰り先（県外）で安心して妊婦健康診査を受けられるような体制を図ります。	健康課	

(4) 妊産婦への相談、支援の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
82	子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」での相談を充実し、すべての妊婦への相談、支援を実施します。	健康課	
83	里帰り出産妊婦への相談、支援を実施します。	健康課	

(5) 特定不妊治療（男性不妊治療も含む）に対する支援の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
84	特定不妊治療（男性不妊治療も含む）の助成を継続し周知します。	健康課	

(6) 地域子育て支援拠点施設を利用した事業の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
85	地域子育て支援拠点施設で講座を開催し、妊産婦同士の交流や施設利用を勧めます。	☆子育て支援課 NPO法人	

(7) 医療機関の確保

No.	取組内容	実施主体	新規
86	市内で出産ができる医療環境の充実を図るため、適切な医師確保を求めています。	健康課	

◆重点課題 3 妊娠、出産、出産後の相談体制の充実

子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」において、保健師や助産師、看護師などの専門職が、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目なく相談等を行います。また、必要な場合は支援プランを作成し、出産後の育児に対する負担軽減や産婦ケアのための事業の利用を促すなど、切れ目のない支援をしていきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
87	ハイリスク妊婦 ¹ 等を把握し、妊娠中からの相談支援を計画・実施します。必要に応じて医療機関、関係機関との連携を図ります。	健康課	新規
88	妊娠後期のベビーギフト配布時に妊婦の健康や状況確認、相談を実施します。	健康課	新規
89	乳児家庭全戸訪問事業 ² （こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、育児他、さまざまな相談に応じます。	健康課	
90	産婦訪問を実施し産後うつの早期発見、医療機関等、関係機関との連携を図ります。	健康課	
91	授乳や産後の悩み等、「ぎゅっと」での相談を充実します。	健康課	新規

1. 「ハイリスク妊婦」：妊娠期、分娩期、産褥期や赤ちゃんの胎児期、新生児期に危険が生じる可能性を高く持っている妊婦のことを指します。

2. 「乳児家庭全戸訪問事業」：69 ページに概要の説明があります。

No.	取組内容	実施主体	新規
92	養育支援訪問事業 ³ を実施します。	☆子育て支援課 健康課	
93	幼児健康診査での育児、身体、家族等の相談を実施します。	健康課	

◆重点課題 4 子育ての協力体制の充実

子育て家庭の母親にとって、特に父親の理解、協力が大きな支えとなります。父親手帳交付やマタニティ教室への夫や家族の参加を促し、妊娠期から出産、出産後の母親のケアや子どもの成長に合わせた父親の関わりについても支援していきます。

また、子育ての負担や悩みを母親が一人で抱え込まないように、子育て支援センターなど乳幼児連れでも気軽に立ち寄れる施設を紹介し、親子のふれあいを通して、親子関係の確立や親同士の交流を促進することで子育ての負担軽減を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
94	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援サービスを周知します。	☆子育て支援課 健康課	
95	父親手帳を交付し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。	健康課	
96	マタニティ教室への、夫、家族の参加を勧奨します。	健康課	
再掲 10	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。	☆子育て支援課 地域	
97	3か月児健康診査で本に親しむ機会を提供するとともに保護者との愛着形成を図るためにブックスタート事業を実施します。	子育て支援課 健康課 図書館	
98	9か月児健康相談での親子遊びや本の読み聞かせを推進する活動を実施します。	健康課	
99	1歳6か月児健康診査で小グループを対象に、心理相談員による子育ての講話を実施します。	健康課	
100	地域子育て支援拠点施設における事業と母子保健事業との連携を図ります。	☆子育て支援課 NPO法人 健康課	

◆重点課題 5 男性の育児参加の推進

ニーズ調査では、「子育てを主に行っている方」という質問に対し、「父母ともに」が、就学前児童の保護者で 56.3%、小学生の保護者で 60.5%となっています。しかし、具体的な家事、育児の項目では、ほとんど母親が行っているのが現状です。

核家族化や地域との関係の希薄化などにより、妻は出産や育児に多くの不安を抱え、孤独に「ワ

3. 「養育支援訪問事業」：69 ページに概要の説明があります。

「ワンオペレーション育児⁴⁾」を行っていることが考えられます。夫が積極的に子育てや家事に参加していくための取り組みを行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
101	父親の育児理解と育児力向上のための学習機会を充実させます。	☆子育て支援課 NPO法人 健康課	
102	地域子育て支援拠点施設において、親子の遊び方教室など父と子が参加できる事業を充実します。	☆子育て支援課 NPO法人	
再掲 95	父親手帳を交付し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。(再掲)	☆健康課 子育て支援課	
再掲 96	マタニティ教室への、夫、家族の参加を勧奨します。(再掲)	健康課	

施策の方向性 2 親子の健康の増進

親子が心身ともに健やかに生活し、子育てを通して、健康に対する基礎知識を得て自分らしい健康づくりが主体的に実践でき、豊かな人生を歩む基礎をつくっていけるよう支援を行います。

また、子どもの発育、発達に応じた支援を行い、子育てを通じ、親同士や子ども同士が互いにふれあい、成長を喜び合い、悩みを相談し合える環境づくりを進めていきます。

◆重点課題 1 子どもの成長に合わせた支援体制の充実

子どもの健やかな成長のために、成長段階に応じた各種健康診査や予防接種を実施し、健康診査後のフォロー体制を充実します。家庭や保育所、認定こども園等への訪問を通して、発達に配慮が必要な子どもや種々の問題を抱えている家庭を早期に把握し、関係機関が連携して支援を行います。

【具体的施策】

(1) 健康診査、健康相談等の実施

No.	取組内容	実施主体	新規
103	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、9か月児相談、2歳児歯科健診を実施し、相談支援や関係機関との連携を図ります。	健康課	
再掲 97	3か月児健康診査で本に親しむ機会を提供するとともに保護者との愛着形成を図るためにブックスタート事業を実施します。(再掲)	子育て支援課 健康課 図書館	
再掲 98	9か月児健康相談での親子遊びや本の読み聞かせを推進する活動を実施します。(再掲)	健康課	

4. 「ワンオペレーション育児」：配偶者の単身赴任など何らかの理由で1人で育児、家事や仕事の全てをこなさなければならない状態を指す言葉。

No.	取組内容	実施主体	新規
104	1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児健康診査で歯科健診やブラッシング指導を実施し、歯と口腔の健康を図ります。	健康課	

(2) 予防接種

No.	取組内容	実施主体	新規
105	接種率の向上促進に向け、健康診査等での接種状況の確認、勧奨と個別通知による勧奨を実施します。	健康課	
106	予防接種の正しい情報を提供し、各種予防接種（個別接種）を実施します。	健康課	

(3) 健康診査後のフォロー

No.	取組内容	実施主体	新規
107	1歳6か月児・3歳児健康診査要フォロー児教室での発育相談と育児相談を実施します。	健康課 子育て支援課 教育委員会 福祉課 (発達支援室)	

(4) 新生児・乳児・幼児訪問

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 89	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、育児他、さまざまな相談に応じます。（再掲）	健康課	
108	家庭訪問、「ぎゅっと」への来所、地域子育て支援拠点施設等で相談支援を実施します。	健康課	新規

(5) 保育所・認定こども園等訪問

No.	取組内容	実施主体	新規
109	保育所、認定こども園訪問で発育・発達相談を実施し、関係機関と連携します。	☆健康課 子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	
110	事業所内保育所、認可外保育所に訪問し発育・発達相談を実施します。	☆健康課 子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	

(6) 療育支援

No.	取組内容	実施主体	新規
111	フォローの支援体系図を作成して役割分担を明確にし、支援を充実します。	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課	

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 92	養育支援訪問事業を実施します。（再掲）	☆子育て支援課 健康課	
112	発達に関する相談会を実施します。（あそびの教室等）	☆福祉課 子育て支援課 （発達支援室） 健康課 はまなし学園	

◆重点課題 2 安心して子育てができる体制の整備

子育て家庭にとっては、子どもの病気、特に突発的な病気やけが、事故などの際に、速やかに対応できる環境が必要です。地区医師会、地区薬剤師会、日本海総合病院などと連携しながら、より一層の小児救急医療体制の充実を図り、安心して子育てができる体制の整備に努めていきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
113	日本海総合病院救命救急センターの救急体制への支援に努めてまいります。	健康課	
114	一次救急医療及び初期小児救急医療体制の充実を図るため休日診療所を運営します。	健康課	
115	子育て支援拠点施設などでの子どもの事故防止と応急処置についての学習機会を設定します。	☆子育て支援課 健康課	
116	乳幼児健康診査や家庭訪問等で発達段階に応じた事故防止について啓発します。	健康課	

◆重点課題 3 家庭での生活習慣の確立

近年、大人の生活リズムに子どもを巻き込んでいる例や、ゲーム依存などによる昼夜逆転、食生活の乱れにより生活習慣を原因とする疾患を罹っている例が少なからず見受けられます。家庭において、子どものリズムに合わせた生活や食習慣を確立することが必要となってきました。保護者に対して、子どもの健やかな成長のためには家庭における正しい生活習慣の確立が不可欠であることを認識してもらうため、さまざまな機会を通して生活指導や情報提供を行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
117	乳幼児健康診査や家庭訪問等で生活習慣や生活リズムについて確認や助言を行います。	健康課	
118	妊娠や出産を契機とした、妊婦や家族の生活習慣の見直し及び改善への働きかけを行います。	健康課	

No.	取組内容	実施主体	新規
119	地域子育て支援拠点施設、保育所等での、家庭の望ましい生活習慣確立の啓発と情報提供を行います。	☆子育て支援課 健康課 保育所、認定こども園	

施策の方向性 3 食育の推進

核家族化やライフスタイルの多様化などにより、家族みんなが集まって食事をする機会が減るなど、食事の内容やスタイルが子どもから大人まで大きく変化してきました。近年は、偏食や不規則な食事による栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全性への意識の高まりなど、食をめぐる環境も変化しています。

本市は四季折々の豊かな農水産物に恵まれています。その恵みを大切に、健やかな心と体づくりを目指すことを目的に、「酒田市食育・地産地消推進計画」を策定し、個々の家庭や子どもたちが、食に感謝し家族一緒に楽しく食事をしながら、食に対する関心や重要性について理解を深め、正しい食生活の定着と郷土への愛着形成を推進します。

◆重点課題 1 家庭と保健、教育、福祉等との連携による食育の推進

朝食欠食等の食生活の乱れや思春期やせ症に見られるような、心と身体の問題が、子どもや妊婦の母体に影響を生じている例があります。低出生体重児の増加等を踏まえ、母体の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。

乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけるために、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるほか、地域子育て支援拠点施設や保育所、認定こども園等では、クッキング等の子どもの体験活動の取り組みを進めます。また、学校、保育所、認定こども園では、給食献立に地元産食材や郷土料理を取り入れることにより、子どもや保護者の意識の啓発、指導体制の整備を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
120	朝食を毎日一緒に食べるなどの「家族団らん」を推進し、食に感謝し食を楽しむ意識の啓発活動を行います。	☆農政課 地域	
121	保育所、認定こども園、学校等での郷土料理を取り入れた献立づくりや地元食材を使った給食を実施し、食や郷土への関心を高めます。	子育て支援課 企画管理課 保育所、認定こども園	
122	地域子育て支援拠点施設での食育講座や食に関する学習機会を拡充するとともに、情報提供を行います。	☆子育て支援課 農政課 健康課	
123	安心安全な妊娠・出産・産後を迎えられるよう、栄養や食事に関する改善や情報提供を支援します。	健康課	

No.	取組内容	実施主体		新規
124	保育所、認定こども園、学校等での食に関する体験活動を行います。	☆農政課 学校教育課	子育て支援課 保育所、認定こども園	
125	栄養教諭による巡回指導を行い、食に関する学習の機会の充実を図ります。	企画管理課	学校教育課	
126	食生活改善推進員の活動を通じた、食生活を含めた生活習慣の見直し及び改善への働きかけを行います。	☆健康課	地域	



～用語の説明～



「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」

原則として、生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を対象とし、家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、相談に応じ、助言・援助を行うものです。平成20年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、法定化されました。市町村が登用する訪問者として、保育士、看護師、母子保健推進員、児童委員等があげられます。また、この事業は社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置づけられています。

「養育支援訪問事業」

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果やその他により把握された、養育支援を特に必要とする児童や養育者を対象とし、家庭を訪問することにより、適切な養育が行われるよう養育に関する指導、助言その他必要な支援を行うものです。平成20年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、法定化されました。市町村が登用する訪問者として、保育士、看護師、児童指導員等が上げられます。また、この事業は社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置づけられています。



基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

近年、情報化や国際化の進展により、社会が急激に、また複雑に変化しています。さらに、世界的な環境問題や想定を超える自然災害の発生、人口減少社会に向けた課題にどう向き合うかなど、子どもたちが担う次代は、知識や技術を細切れに詰め込むだけでは対応できないことが想定されます。こうした社会情勢の中で、粘り強さや自尊心、気持ちを調整する力といった非認知能力¹を育む保育が求められています。

親子間のみならず、保育士等が子どもに保育を通じて応答的な関わりを持つことで、人との信頼関係や情緒的な絆の形成が促進されます。また、遊びを中心とした生活やさまざまな活動を体験することにより、小学校就学以降につながる「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性」の資質・能力が育まれます。このように、幼児期に生涯にわたる人格の基礎を培い、育んだ力を小学校の学びに連続してつないでいくことが求められています。

小学校就学後の学童期は、幼児期に獲得した基本的な生きる力を基に、「確かな学力」を育むとともに、さまざまな体験を通じて「豊かな心」や「健やかな身体」をバランスよく育てていきます。第2期酒田市教育振興基本計画では、「自分と他の人を大切にし、多様性を認め支え合う人」「自ら学び、考え、時代の変化に対応できるたくましい人」「ふるさとの自然・歴史・文化を愛し、公益の心でこれからの社会を担う人」を「目指す人間像」に掲げ、施策を推進します。

また、一人ひとりの成長に個人差があることにも留意しながら、インクルーシブ教育システム²のもと、特別な配慮を必要とする子どもの育ちをサポートする環境の整備や非行や有害環境から子どもを守る健全育成に力を入れることも必要です。

施策の方向性 1 子どもの生きる力の育成に向けた環境の整備

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、子どもの発達の一貫性に留意し、子ども自身が主体的、能動的に関わることができるような環境が必要です。子どもに関わる保育士等の人材育成に力を入れ、子どもたちに常に質の高い幼児教育・保育を提供できるよう努めていきます。学童期は、第2期酒田市教育振興基本計画も基づき、子ども一人ひとりが、変化する社会情勢の中で、自らの力を生かし豊かな人生を送ることができるよう施策を推進していきます。また、保育所や認定こども園などと小学校との連携を推進し、小学校での学びや生活への円滑な接続ができるよう努めていきます。

◆重点課題 1 幼児教育・保育の充実

近年、目まぐるしく変化する社会の中で、豊かな人生を送るための力として、粘り強さや自尊心、情動調整といった非認知能力を育むことの大切さが注目されています。

本市においては、共働き家庭の増加や核家族化が進み、3歳未満の子どもの保育所や認定こども園への入所率が高まっています。また、3歳以上の子どもはほとんど、保育所、認定こども園などの幼児教育・保育施設を利用している状況を踏まえ、乳幼児期に子どもが安心感を持つような関わりを大切にすることで、他者への信頼と自己肯定感を育み、子どもたちが主体的、能動的に遊びやさまざまな体験を通じて、生涯にわたる人格の基礎となる力を培っていくことが重要に

1. 「非認知能力」：数が分かる、字が書けるなどIQなどで測れる力を「認知能力」と呼ぶ一方で、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力などを「非認知能力」と呼ぶ。

2. 「インクルーシブ教育システム」：101ページに概要の説明があります。

なります。そのためには、保育所、認定こども園などにおける幼児教育・保育の質の向上を図る必要があります。本市では、保育士等の人材確保に努めるとともに、子どもに関わる職員の研修機会の提供や支援を行います。また、保育所、認定こども園等と小学校が連携して指導者の研修や情報交換、園児の体験入学などを行い、子どもの連続した成長を支えることができるよう支援します。

【具体的施策】

(1) 教育活動の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
127	職員の資質向上のための、各種研修の充実と研修機会を拡充します。	☆子育て支援課 保育所 学校教育課 認定こども園	
再掲 31	保育所、認定こども園における障がい児の受け入れ環境を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 保育所 認定こども園	

(2) 子育て支援の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
128	認定こども園、保育所等の幼児教育機関としての機能を拡充し、保護者への家庭教育の重要性についての講座と啓発活動を行います。	☆子育て支援課 保育所、認定こども園 社会教育文化課	
再掲 14	保育所、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 保育所 認定こども園	

(3) 保育所・認定こども園、小学校、中学校の連携の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 37	幼保小連携に向けた研修会等を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 保育所 認定こども園 学校教育課	
129	幼児と児童の交流の取組を促進します。	☆子育て支援課 学校教育課	
130	保育所、認定こども園から小学校への円滑な接続を図ります。	☆子育て支援課 保育所、認定こども園 学校教育課 福祉課 (発達支援室)	
131	小学校から中学校への円滑な接続を図ります。	学校教育課 子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	

◆重点課題 2 確かな学力の育成

子どもたちが社会の一員として自立するための資質や能力の基礎となる知識や技能、活用する力を伸ばし、国際性を育み、情報化に対応するために、ALT³を活用した英語教育やICT⁴を活用した教育を実践し、高等教育機関との連携を図るなど、質の高い授業を推進します。また、

3. 「ALT」: 外国語授業の補助を行う外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) の略称。

4. 「ICT」: 情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略称。

義務教育9年間を見通した小中連携の充実とインクルーシブ教育システムを踏まえた特別支援教育を推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
132	個々の児童生徒に適応した、早期の就学支援を推進します。	学校教育課	
133	小中学校教員のための研修会を充実させ、指導力の向上を図ります。	学校教育課	
134	I C Tを活用した教育の充実のため計画的な情報機器の整備と指導者の育成を行います。	学校教育課	
135	子どもが気軽に楽しみながら科学を体験する学習機会（科学教室、ものづくり塾など）を充実させます。	学校教育課	
136	専門的知識や経験を有する企業や民間団体などの多様な教育資源の活用を図ります。	学校教育課	
137	外国語指導助手（ALT）の積極的な活用を図ります。	学校教育課	
138	発達障がいのある児童生徒への教育支援を充実させます。	学校教育課	
139	東北公益文科大学などの関係機関との連携を強化します。	☆企画管理課 社会教育文化課	まちづくり推進課 NPO法人

◆重点課題 3 豊かな心の育成

一人ひとりの表現を認め合い、個性を尊重し合う意識の醸成を図るため、文化芸術活動を推進します。また、ライブラリーセンターと連携した読書に親しむ環境づくりや鳥海山・飛島ジオパークに子どもたちが直接触れて学ぶ体験の機会を推進するほか、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

また、いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するために、相談体制を強化し、Q-U⁵の活用やいじめを生まない学級、学校づくりを推進することで、望ましい人間関係を築く力を育みます。

【具体的施策】

(1) 体験学習、道徳教育の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
140	児童生徒の主体的企画運営による多様な活動を推進します。	学校教育課 学校	
141	専門家や本物の芸術にふれる機会、発表の機会等を積極的に創出します。	学校教育課 社会教育文化課	

5. 「Q-U」: 楽しい学校生活を送るためのアンケート（QUESTIONNAIRE-UTILITIES）の略称。

No.	取組内容	実施主体	新規
142	道徳教育の充実と「公益の心」の涵養を図ります。	学校教育課 学校	
142	生活体験、自然体験、職場体験などの体験学習活動を支援します。	学校教育課	
144	学校教育と社会教育及び家庭教育の連携を推進します。	学校教育課 地域 社会教育文化課	
145	ふるさとへの愛着と誇りを醸成し、自分の将来を切り開き自立して生きていく力を育成します。	学校教育課 学校	新規

(2) 生徒指導対策の推進

No.	取組内容	実施主体	新規
146	生徒の自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高める生徒指導を推進します。	学校教育課 学校	
147	教育相談室における来室相談、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。	学校教育課 学校	
148	適応指導教室の効果的な運営を図ります。	学校教育課	
149	教育相談担当者の研修機会を充実させます。	学校教育課	
150	スクールカウンセラーを効果的に活用します。	学校教育課	
151	発達障がいに対する支援を充実させます。	学校教育課 福祉課 健康課 (発達支援室)	
152	酒田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止に努めます。	学校教育課	

(3) 豊かな心を育む読書活動の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 45	児童図書室の図書等の充実と、市内施設でのさまざまな団体による読み聞かせを推進します。(再掲)	☆図書館 子育て支援課 NPO法人	
再掲 46	児童の読書普及を図るための図書館ボランティア活動へ支援します。(再掲)	図書館	
再掲 98	9か月児健康相談での親子遊びや本の読み聞かせを推進する活動を実施します。(再掲)	健康課	

（4）国際性を育む教育の推進

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 137	外国語指導助手（ALT）の積極的な活用を図ります。	学校教育課	
153	子どもの国内・国際交流活動の推進に対する継続的な支援を行います。	学校教育課 交流観光課	各総合支所地 域振興課
154	高校生がインバウンド ⁶ のおもてなしを学ぶ研修を行います。	交流観光課	新規

（5）情報化に対応した教育の推進

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 134	I C Tを活用した教育の充実のための計画的な情報機器の整備と指導者の育成を行います。（再掲）	学校教育課	
155	メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。	学校教育課	学校

（6）青少年のボランティア活動の推進

No.	取組内容	実施主体	新規
156	小学生、中学生、高校生自身によるボランティア活動の推進と地域などで展開される市民活動への参加を促進します。	学校教育課 社会教育文化課	まちづくり推進課 N P O法人
157	地域子育て支援拠点施設でのボランティア活動の積極的な受け入れを行います。	☆子育て支援課	N P O法人
158	市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。	まちづくり推進課	土木課

（7）芸術に親しむ機会の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
159	青少年を対象にした質の高い鑑賞機会の充実を図ります。	社会教育文化課	
160	幼児期から大学生までを対象に、一流の芸術文化に触れる体験型事業を実施します。	社会教育文化課	
161	コミュニケーション能力を高め、生きる力を育むことを目指した事業の充実を目指します。（コンテナポラリーダンス事業等）	社会教育文化課	

6. 「インバウンド」：インバウンド（Inbound）とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド（Outbound）または海外旅行という。

◆重点課題 4 健やかな身体の育成

日常的な身体運動が減少し、子どもの体力が低下してきています。子どもたちが楽しみながら行える運動の機会を提供します。また、小中学校、高等学校と連携し、公認スポーツ指導者や審判員等の計画的な養成を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
162	親子が一緒に楽しめる親子スポーツ教室を充実します。	スポーツ振興課	
163	スポーツ少年団や部活動の指導者の育成と資質向上を図ります。	スポーツ振興課	
164	総合型地域スポーツクラブ ⁷ の普及促進を図ります。	スポーツ振興課 地域	

◆重点課題 5 安全・安心な学校環境の充実

少子化の影響による児童・生徒数の減少に伴い、学校規模の適正化を進めます。より良い教育環境を確保するため、学校施設の整備を計画的に進めます。

また、子どもに安全で安心な教育環境を提供するために、学校施設周辺の危険箇所の確認を関係機関と連携しながら行います。

【具体的施策】

(1) 学校規模の適正化

No.	取組内容	実施主体	新規
165	教育環境と学校活力を維持するため、学校規模の適正化を図ります。	☆企画管理課 学校教育課	

(2) 学校教育施設の充実

No.	取組内容	実施主体	新規
166	老朽化している校舎及び体育館などの整備を計画的に行います。	企画管理課	
167	学校施設の耐震化など災害に対する安全対策に取り組みます。	企画管理課	

7. 「総合型地域スポーツクラブ」：地域において、子どもからシルバー世代までさまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる地域住民が主役のスポーツクラブです。

(3) 地域と一体となった安全体制の拡充

No.	取組内容	実施主体	新規
168	危機管理の徹底と家庭や地域の声を反映した学校運営を推進します。	学校教育課 危機管理課	

施策の方向性 2 家庭や地域の教育力の向上

核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化などにより、これまでの経験や知識の伝承などが難しくなっています。子どもが、自分の育った地域を愛する心を育むため、豊かな自然を活用した体験学習の推進や伝統文化を知り学ぶ機会を充実することが重要です。

また、家庭における保護者と子どもの関わりは、子どものより良い育ちのためにも、子どもの成長に合わせ、子どもの自己肯定感を育ていけるよう支援していくことが重要です。

そして、地域の関わりを通じて、家庭及び学校、保育所、認定こども園などの施設、地域がそれぞれの役割や責任のもと、地域社会全体で子どもを見守り、子育てを支えていけるよう、連携、協力していく必要があります。

◆重点課題 1 家庭教育への支援の充実

子育てすることの喜びを見つけたり、悩みを解決したりするために、子育て家庭に対し学習機会や情報の提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

また、子育て中の保護者が行うサークル活動や地域における子育てを応援するボランティアの育成や団体支援を行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
169	乳幼児健診や地域子育て支援拠点施設の事業など、多くの親が集まる機会を利用した、家庭教育に関する学習機会を充実します。	☆子育て支援課 健康課	
170	「親育ち」を目的に、小・中学生を持つ保護者向けに学びの機会を提供することで家庭教育を支援します。	社会教育文化課	
再掲 19	ペアレント・プログラムの実施体制を整備します。(再掲)	子育て支援課	新規
再掲 7	地域子育て支援拠点施設などでの育児相談や交流機能を充実します。	☆子育て支援課 健康課	NPO法人
173	子育てに関する活動を行うNPO法人、ボランティア団体への支援と協力を行います。	子育て支援課	
172	乳児期から本に親しむ機会を提供するとともに、保護者との愛着形成を図ります。	☆子育て支援課 図書館	健康課

No.	取組内容	実施主体	新規
173	小（6年生）・中学生に、生命の大切さや自己肯定感、家族の愛情を実感してもらうため、乳児の母子とふれあう機会を設けるなど、切れ目のない家庭教育支援を推進します。	社会教育文化課	

◆重点課題 2 地域の教育力の向上

地域の特色ある知的資源を活用して、小中学校と高等学校や大学等が連携した取り組みを進めます。また、コミュニティ振興会や自治会、子ども会、市民活動団体などの地域住民や関係団体との連携により、本市の豊かな自然環境を活かした多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進、地域の人材育成を通じた活力ある地域づくりにもつなげていきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
174	地域での教育力向上に関わる各種講座、地域の人材を活かした事業などの充実を図ります。	☆社会教育文化課 地域子育て支援課	
再掲 10	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。（再掲）	☆子育て支援課 地域	
175	地域子育て支援拠点施設、保育所などの専門的機能を地域活動へ活用します。	☆子育て支援課 NPO法人 保育所、認定こども園	
176	地域の遊び環境づくりの人材養成、ボランティアグループの育成を支援します。	☆社会教育文化課 まちづくり推進課 子育て支援課	
177	緑の少年団、海洋少年団などの育成を支援します。	☆社会教育文化課 農林水産課	
再掲 162	親子が一緒に楽しめる親子スポーツ教室を充実します。（再掲）	スポーツ振興課	
再 163	スポーツ少年団や部活動の指導者の育成と資質向上を図ります。（再掲）	スポーツ振興課	
再 164	総合型地域スポーツクラブの普及促進を図ります。（再掲）	スポーツ振興課	

◆重点課題 3 健全育成指導者の養成

子どもの健全育成は、家庭を中心に、学校や地域とともに支える必要があります。特に、地域において、子どもたちが健全育成に関わる団体の活動に参加することは、異年齢との交流、ボランティア活動などの体験を通し、ルールを守り他者を思いやるといった社会性を身につけていくうえで有意義であり、その活動に関わる指導者の役割も大きなものがあります。そういった指導

者の質の向上のために、各団体との連携を強め、指導者の育成を支援していきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
178	子どもたちの健全な育成を目指す子ども会育成会活動を支援します。	社会教育文化課	
179	子ども会児童リーダー育成のため、危機予知トレーニング等を行います。	社会教育文化課	

施策の方向性 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト、テレビ、インターネットなどから発信される性や暴力に関する有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもへの悪影響が懸念されることから、関係機関、関係団体、PTA、ボランティアなどの地域住民と連携、協力し、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要があります。

また、スマートフォン等の普及により、長時間利用による生活リズムの乱れやSNS⁸等に起因する犯罪被害等が問題となっています。インターネットやSNSは、正しい使い方を知れば、学習や防災において有効な機能があります。安全に安心して適切に利用できるようにするため、保護者に対するフィルタリングや子どもに対しては使用する際にどんな危険性があるかを周知する必要があります。

さらに、子どものネット依存に加えて、保護者自身のネット依存により、子どもとの遊びや関わりの希薄化も懸念されています。こうした各種メディアへの過度の依存による弊害について周知していくとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、家庭、学校及び地域における情報モラル教育を推進していきます。

◆重点課題 1 関係機関、団体や地域との連携による有害環境対策の推進

有害環境から子どもたちを守るためには、地域社会全体の取組が必要なことから、関係機関や団体、地域が連携して有害環境を除去していく活動を展開します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
180	関係機関、団体や地域との有害環境を除去する活動の連携を強化します。	☆学校教育課 社会教育文化課 民間団体 地域	

8. 「SNS」: Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスで、Facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）といった会員同士で情報交換や意見交換ができる「交流系SNS」。LINE（ライン）に代表されるような、会員同士がメッセージ（チャット）をやり取りできる「メッセージ系SNS」。そしてInstagram（インスタグラム）などの写真を投稿（共有）して、会員同士がコミュニケーションを行なう「写真系SNS」。YouTube（ユーチューブ）などの動画を投稿（共有）して、会員やユーザーがコミュニケーションを行なう「動画系SNS」などに分類される。

No.	取組内容	実施主体	新規
181	子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進を図ります。	☆学校教育課 社会教育文化課	地域 家庭
182	メディアへの過度な依存による弊害や、地域、学校、家庭における情報モラル教育の啓発を推進します。	☆学校教育課 社会教育文化課	地域
183	青少年指導センターにおける、青少年の育成と問題行動や非行未然防止の指導、相談業務を充実します。	学校教育課	
184	有害な自動販売機や広告物、凶書の撤去等、青少年を取り巻く環境の浄化活動を行います。	学校教育課 社会教育文化課	
185	青少年の健全育成と非行防止を呼びかける研修事業や街頭宣伝活動、広告活動を実施します。	☆学校教育課 社会教育文化課	地域
186	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に向けた教育や周知を実施します。	☆学校教育課 社会教育文化課	地域



基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

子どもと子育て家庭が生活しやすく、安心して子育てができるようにするためには、良好な居住環境や道路交通環境、外出しやすい生活環境とすることが重要です。

ニーズ調査では、本市が子育て世帯にやさしい環境づくりを進めていると評価する割合が48%から53%に、地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合が53%から58%に、それぞれ前回調査より増えていますが、課題がないわけではありません。例えば、子どもとの外出で困ることとして、就学前児童では「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」（32.9%）、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」（32.3%）、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」（29.6%）と回答しています。また、小学生では、「暗い通りや見通しの悪い場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」（34.3%）、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」（27.0%）、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある」（25.5%）といった声があります。

子どもの成長とともに、保護者の関心が、一緒に外出する際の快適さから子どもがひとりで外出する際の安全に変化していることがうかがえます。

図表 4-5-1 子どもとの外出で困ること

内容	H31年調査			H25年調査		
	未就学児童	小学生	全体	未就学児童	小学生	全体
買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない	29.6	27.0	28.2	27.7	20.2	23.3
暗い通りや見通しの悪い場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配	17.5	34.3	26.3	13.4	20.0	17.3
小さな子どもとの食事に配慮された場所がない	32.9	11.6	21.8	29.6	9.7	18.0
歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある	14.8	25.5	20.4	12.6	14.3	13.6
トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない	32.3	4.7	17.8	31.2	8.5	18.0
授乳する場所や必要な設備がない	17.0	2.9	9.6	13.7	4.3	8.2
緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりとうるおいがない	5.9	11.3	8.7	6.8	7.4	7.1
歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている	10.8	6.4	8.5	13.0	8.2	10.2
荷物や子どもに手を取られて困っているときに手を貸してくれる人が少ない	4.6	5.4	5.0	9.8	6.3	7.8
周囲の人に子供連れだと迷惑そうに見られる	6.2	2.9	4.5	9.8	5.4	7.2
交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない	5.7	2.5	4.0	7.5	4.4	5.7
その他	2.7	2.7	2.7	1.9	1.8	1.8
特に困ることはない	13.5	22.5	18.2	18.8	34.9	28.2

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

本市では、まち全体をひとつの公園に例え、市全体が美しくきれいでうるおいに満ちたまちを目指した公園都市構想に市民協働で取り組んでいきます。また、住宅のバリアフリー化や耐震改修等への支援、空き家の利活用等、公共賃貸住宅入居の際のひとり親世帯や多子世帯への配慮など、快適で安心、安全な居住環境の提供に努めます。

子連れでの外出がしやすい生活環境とするためには、公共施設や民間施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化¹を推進する必要があります。特に公共施設の整備については、ベビーシートやベビーキープに加え、子どもサイズの便器や手洗い器、授乳コーナーなどの整備も検討し、子ども連れでも安心して外出できる環境づくりを進めていく必要があります。また、防犯灯の適正配置や除雪のための支援を行うなど、夜間や冬季間でも安全・安心に通行できる道路環境や歩行空間を整備していく必要があります。

子どもたちの安全をとりまく環境は、近年大きく変化してきています。高齢者の交通事故や不審者などによる重大な犯罪に巻き込まれるケースも全国的に後を絶ちません。こうした事故や犯罪に対しては、安全に配慮した環境整備と警察、学校、消防、保育所等と地域が連携した交通安全や防犯意識の啓発、見守り活動などにより、安全なまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方向性 1 良好な居住環境の確保

子育て世帯が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、良質、良好な居住環境の確保のための支援と住宅に関する情報提供をしていく必要があります。

◆重点課題 1 子育て世帯に配慮した居住環境の整備

住宅のバリアフリー化や耐震改修への支援を行うなど子育て家庭が良好な居住環境を確保できるように支援していきます。また、市営住宅入居については、ひとり親世帯や多子世帯が入居しやすくなるよう配慮します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
187	住宅のバリアフリー化等に伴う、住宅改築、改修に対する住宅助成を行います。	建築課	
188	ひとり親世帯や多子世帯への市営住宅入居に配慮します。	建築課	

施策の方向性 2 安全で安心な生活環境の整備

子どもや親などが安心して生活できるよう、道路や公共施設、公共交通機関などを利用する際の利便性向上のためのバリアフリー化や、公園の衛生的な管理と遊具の計画的な整備などを推進します。

1. 「ユニバーサルデザインとバリアフリー」：85 ページに概要の説明があります。

◆重点課題 1 安全な道路環境の整備

通学や外出の際に、安全、安心に通行できるように道路環境や歩行空間の整備や支援を行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
189	冬季でも安全に通行できるように自主除雪機械購入に対して支援します。	土木課	
190	道路改良事業や側溝整備事業などの大規模改修において、ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間等のバリアフリー化を推進します。	土木課	

◆重点課題 2 子育て世帯にやさしい施設環境の整備

公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化、公園や緑地の環境整備を推進します。また、民間施設については、妊婦や乳幼児連れでも安心して利用できる施設として、山形県で発行する「子育て応援パスポート²」の利用と合わせて、市ホームページで周知をします。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
191	公園遊具の定期点検の実施と、計画的な改修と設置を実施します。	土木課	
192	公園施設長寿命化等整備事業など公園の大規模改修において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。	土木課	
193	市民の手作りで行う公園整備に支援し、特色や要望を取り入れ、地域に密着した公園づくりを進めます。	土木課	
再掲 158	市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。（再掲）	まちづくり推進課 土木課	

施策の方向性 3 交通安全教育の推進

全国的に高齢者が関わる交通死亡事故や園児などが巻き込まれる痛ましい交通事故が発生しています。子どもや高齢者をはじめとする交通弱者の安全を確保するため、心身の成長段階に応じて適切な交通安全教育を推進する必要があります。また、本市では関係機関と連携した保育所等や学校周辺の交通状況の確認や、地域の交通安全意識の高揚を目指して啓発活動を行っています。

2. 「子育て応援パスポート」：協賛している企業や店舗（協賛店）で提示すると、さまざまなサービスを受けることができる。

◆重点課題 1 成長段階に応じた交通安全教育の推進

関係機関、家庭、地域などとの連携のもとに、成長段階に応じた交通安全教育や啓発活動を推進します。

幼児に対しては、保育所等と家庭、地域が連携して交通安全教室を計画的に実施します。小・中学生に対しては、学区内危険マップを配布し、安全意識の啓発に努めるとともに、特に歩行者としての心得、自転車の安全利用について重点的に交通安全教育を実施します。また、学校やPTA、関係機関等との連携協力により、通学路の安全点検を実施します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
194	園、家庭、地域が連携し、交通安全専門指導員による交通安全教室を計画的に実施します。	☆まちづくり推進課 子育て支援課	保育所、認定こども園
195	「学区内危険マップ」を作成・配布し、児童生徒の安全に対する意識啓発を促進します。	学校教育課	学校
196	市の交通指導員や交通安全専門指導員、地域の交番、家庭との連携による地域と一体となった指導体制を確立します。	☆学校教育課	まちづくり推進課
197	自転車乗用時はヘルメットの正しい着用の徹底を推進します。	まちづくり推進課 子育て支援課	学校教育課 学校

◆重点課題 2 家庭への交通安全教育の推進

地域や家庭に対して、交通安全県民運動や制度改正などの交通安全に関する適切な情報提供を行うとともに、交通安全意識高揚を図るために街頭啓発活動などを行います。

また、チャイルドシート使用徹底の呼びかけを行うとともに、必要な家庭への貸し出しを行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
198	交通安全に関する制度や事故発生状況などの情報の提供を行います。	まちづくり推進課	
199	街頭啓発活動等により、地域の交通安全意識の高揚に努めます。	まちづくり推進課	
200	チャイルドシートの貸出しを実施します。	酒田地区交通安全協会	まちづくり推進

施策の方向性 4 子どもを犯罪や災害の被害から守るための活動と被害にあった子どもの保護の推進

子どもたちを犯罪や災害から守るため、関係機関や地域などとの連携を図り、防犯、防災活動を展開します。また、不幸にして、子どもが何らかの被害を受けた場合は、精神的なケアをはじめ

めそのフォローをきめ細かく実施していきます。

◆重点課題 1 子どもの犯罪被害防止活動と防犯、防災教育の推進

関係機関や地域等との連携を強化し、防犯・防災活動に努めるとともに、地域で展開されている防犯活動等に支援をしていきます。

また、学校教育の中で、災害時に子どもたちが自らの命を自分で守ることができるように、主体的に考え、適切に判断し、行動できる力を養います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
201	子どもを犯罪などの被害から守るため、防犯関係団体との連携強化を図り、地域防犯活動の周知と支援を行います。	まちづくり推進課	
202	学校付近や通学路における地域見守り隊などによるパトロール活動の推進と充実を図ります。	学校教育課 社会教育文化課	
203	安全安心メール発信サービスを実施します。	学校教育課	
204	消防フェスティバルなどによる防火意識の向上を図ります。	広域行政組合 広域行政組合消防本部予防課	
205	地域子育て支援拠点施設などにおける、親子での防火防災意識向上の学習会を実施します。	☆子育て支援課 広域行政組合消防本部予防課	

◆重点課題 2 被害にあった子どもの保護や支援の充実

犯罪、いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、関係機関が連携したきめ細やかな支援を実施します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
206	被害児童や保護者に対するフォローにおいて、教育相談室、警察、児童相談所、学校などの関係機関との連携を強化します。	学校教育課	
再掲 147	教育相談室における来室相談、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。(再掲)	学校教育課	
再掲 149	教育相談担当者の研修機会を充実します。(再掲)	学校教育課	
再掲 150	スクールカウンセラーを効果的に活用します。(再掲)	学校教育課	
再掲 152	酒田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止に努めます。(再掲)	学校教育課	



～用語の説明～



「ユニバーサルデザインとバリアフリー」

ユニバーサルデザインは、障がいの有無や年齢などにかかわらず、最初からすべての人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。身近な例としては、多機能トイレ、ノンステップバス、シャンプー容器のギザギザなどがあります。

バリアフリーは、人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を取り除いた状態をいいます。障壁（バリア）の定義として、物理的バリア、制度的バリア、文化・情報のバリア、意識のバリアなど4つのバリアが知られています。イメージとして、障がい者や高齢者に対する施策と考えられがちですが、子育て支援の視点でのバリアフリーも重要な施策と考えられます。



基本施策 6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

子育てをしながらでも就労しやすい環境の整備を促進することは、少子化対策や人口減少対策として極めて重要です。働き方改革で、労働環境を守るための法整備が進められてきています。本市としては、企業など事業者等にとっても、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）¹が生産性向上や人材確保等の重要な戦略になるということの周知を図るとともに、就労環境整備に動く企業が増えるよう実効性のある働きかけを実施していく必要があります。

平成30年度のニーズ調査では、出産時に働いていた母親のうち、育児休業を取得した方の割合は67.1%と前回調査と比べ11.4ポイント上昇していますが、3人に1人が取得できていない状況にあります。（図表4-6-1）出産により離職した母親は22.3%で、前回調査より11.1ポイント減少していますが、一方で、「職場において育児休業制度等、両立支援環境が整っていれば継続していた」と回答した世帯は、37.4%と前回調査よりも0.5ポイント増えており、子育てしやすい就労環境の整備が求められています。（図表4-6-2、P87.4-6-3）

また、ニーズ調査では、育児を夫婦で行うという意識は徐々に高くなっているものの、「食事」や「洗濯」「掃除」「買物」といった家事のほとんどが母親に大きく偏っています。本市では、多くの母親が就業しています。その中で、働きながら家事、育児を行っており、日々の生活における母親の負担が重くなっている状況がうかがえます。（P87.図表4-6-4）

女性の側に偏る家事や育児の負担を解消するため、男性の意識啓発に加え、その周りの人々の固定的な意識が男性の家事や育児への参画を阻害することのないよう、男女共同参画の理解を促進します。

図表 4-6-1 育児休業の取得状況（%）

区分	母親の取得状況			父親の取得状況		
	取得した	していない	働いていない	取得した	していない	働いていない
就学前	54.7	14.8	28.8	2.7	79.0	0.3
小学生	41.9	25.7	28.2	0.5	74.8	0.5
全体	48.0	20.5	28.5	1.5	76.8	0.4
働いていない人を除く	67.1	28.7	—	1.5	77.1	—

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

図表 4-6-2 出産による母親の離職状況

	回答割合（%）
離職した	22.3
仕事を継続した（転職含む）	58.7
出産の1年前から働いていなかった	10.7
無回答	8.3

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」：90ページに概要の説明があります。

図表 4-6-3 離職したと答えた方の就労継続希望と継続に必要な環境（複数回答）

	回答割合(%)
職場で育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた	37.4
教育・保育事業と職場の両立支援環境がとちらも整っていれば、継続して就労していた	13.2
教育・保育事業が確実に利用できる見込みがあれば、継続していた	8.6
家族の考え方(親族の理解が得られない)等就労する環境が整っていない	6.9
いずれにしてもやめていた(子育てに専念したいためも含む)	45.4

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

図表 4-6-4 家事や育児を行っている人について (％)

項目	母親		父親		祖父母		その他		無回答	
	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生
食事を作る	74.9	67.6	3.2	2.5	16.2	22.1	5.1	7.4	0.5	0.5
洗濯をする	69.3	72.3	11.1	9.6	11.3	11.0	7.8	6.4	0.5	0.7
掃除をする	73.0	70.3	8.4	9.8	8.6	12.5	9.4	6.6	0.5	0.7
買物をする	76.3	72.1	5.4	3.9	12.4	15.7	5.4	7.6	0.5	0.7
子どもを風呂に入れる	45.3	50.5	41.0	23.5	2.4	2.0	10.8	23.0	0.5	1.0
子どもを寝かせる	74.4	58.6	14.0	14.5	0.8	1.5	10.2	24.3	0.5	1.2
保育所等の送迎をする	54.2	54.9	9.2	15.9	10.8	12.0	18.9	14.0	7.0	3.2
子どもと遊ぶ	51.8	40.4	21.6	34.6	5.4	3.4	20.2	19.6	1.1	2.0

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

図表 4-6-5 山形県の特徴

	割合	全国比較
共働き率	57.9%	全国第2位
25～29歳女性の就業率	82.6%	全国第2位
30～34歳女性の就業率	80.1%	全国第2位
35～39歳女性の就業率	81.5%	全国第3位
40～44歳女性の就業率	83.6%	全国第3位
三世代同居率	17.8%	全国第1位

資料：平成27年国勢調査

施策の方向性 1 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び働き方の見直し

人口減少により、働き手が少なくなる中、働きたいと希望する人が、性別に関係なく自らの選択によってその能力を発揮し、活躍できることは、自己実現のみならず、社会的にも求められています。意識や価値観が多様となり、仕事も家庭も大事にしたいと考える人が増えてきており、こうした人たちの思いに応じて支援していくことが、少子化や次世代育成支援の対策を進めるうえで重要になっています。そのため、国、県、商工会議所、商工会などの関係団体や地域の事業所等との連携もとに、仕事と子育てが両立できる社会の実現を目指していきます。

◆重点課題 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

育児を行いながら仕事を継続できるよう、各種支援制度の周知や講座の開催など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した職場環境づくりを推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
207	市民向けの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する学習機会を充実します。	子育て支援課 地域共生課	
208	女性の再就労などに向けた支援講座を開催します。	子育て支援課 酒田市雇用創造協議会 酒田市産業振興まちづくりセンター	

◆重点課題 2 企業等の子育てしやすい職場環境づくりへの支援

仕事と子育ての両立支援としては、従来からの保育所、認定こども園などにおける子育て支援や学童保育事業の充実、ファミリー・サポート・センターの活用など児童福祉関連の諸施策のほか、子育て家庭に配慮した男女が共に働きやすい就労環境の整備が求められています。このため、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業等の支援や長時間労働是正に向けた取り組みを普及促進します。行政のみならず、地域の実情に応じ、商工会議所や商工会などの関係団体や地域の事業所等と連携、協力しながら取り組みを進めていきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
209	事業所への最新の関係法制度や助成制度の周知を行います。	☆子育て支援課 商工港湾課	
210	子育てを応援する事業所について、「やまがた子育て・介護応援いきいき企業 ²⁾ 」の登録・認定を促進します。	酒田市産業振興まちづくりセンター 子育て支援課 地域共生課	

2. 「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」：90 ページに概要の説明があります。

No.	取組内容	実施主体	新規
211	事業所へのファミリー・サポート・センターの周知と利用促進を図ります。	子育て支援課	
212	仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む事業所や民間団体の好事例の情報収集と提供を行います。	商工港湾課 地域共生課	子育て支援課 事業所
213	企業主導型保育事業を計画している事業者に対して、必要な情報提供を行います。	☆子育て支援課 商工港湾課	事業所
214	働き方改革等に関する企業向けのセミナーを行い、子育てしやすい職場環境づくりを支援します。	酒田市雇用創造協議会	新規

施策の方向性 2 男女共同による子育ての促進

男女が責任を分かち合い、共に子育てに喜びを感じ、豊かな家庭生活を築いてくためには、子育てや家事がどちらか一方に偏ることなく、また、周囲の固定的な意識が、男性の子育てや家事への参画を阻害することのないようにすることが重要です。そのために、アンペイドワーク³の価値と必要性に対する理解を促し、共に子育てに参加する意識を社会全体で醸成していく必要があります。

◆重点課題 1 男女共同参画を推進する学習と意識啓発

男女共同参画の視点から、家庭生活における男性の活躍が期待されています。子育ての喜びを分かち合えるよう、酒田市男女共同参画推進計画に基づき、学習活動や意識啓発に取り組めます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
215	男女共同参画推進センター「ウィズ」を中心とする学習機会を充実します。	☆地域共生課 子育て支援課	
216	男女が共同して子育てを行うことの意義や喜びを感じ取れるような意識啓発を行います。	☆子育て支援課 地域共生課	

3. 「アンペイドワーク」：対価を得ることなく行われる労働。特に、家事労働などをいう。



～用語の説明～



「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」

仕事と生活の調和とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことです。仕事と生活の調和が実現した社会とは、具体的には、

- (1) 就労による経済的自立が可能な社会
- (2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- (3) 多様な働き方、生き方が選択できる社会

とされています。

「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」

女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するため、山形県で実施している認定制度です。県内に活動拠点を有する事業所、法人、団体等のうち、登録・認定基準をすべて満たす場合に応募をすることができ、県の審査を経ての認定を受けることができます。認定を受けた企業は、県のホームページ等で紹介されることで、企業イメージや認知度のアップが期待できるほか、女性を管理職に登用した場合や男性の育児休業取得時などに奨励金が受けられるなど、県のサポートが受けられます。取組の内容によって、実践（ゴールド）企業、実践（ダイヤモンド）企業の2つの認定があります。

※認定基準については、山形県のホームページをご参照ください。

「くるみん認定、プラチナくるみん認定」

事業主は、一定の要件を満たす場合に申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定企業になると、くるみんマークを商品等につけることができ、企業イメージアップや雇用される労働者の労働意欲の向上、それに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などが期待されます。さらに、くるみん認定を受けたことのある企業が一定の基準を満たす取組を行っていた場合、「プラチナくるみん」に認定され、より高い水準の取組を行っている企業であることをアピールすることができます。



基本施策 7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

平成28年の児童福祉法の改正で、「第1条 全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」等、児童の福祉を保障するための理念が明確化されました。しかし、子どもの命が奪われる児童虐待が全国で相次ぎ、国は令和3年度中に全市町村に子ども家庭総合支援拠点¹の設置を目指しています。

本市においても、子育てに不安感や孤立感を抱えている保護者は少なくなく、時にはそれが虐待へとつながる可能性も否定できません。虐待は特殊な事情を抱えている家庭に限った問題ではなく、どこにでも起こりうる可能性があります。

本市では、これまで子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」において、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を行うことで、虐待の未然防止に努めてきましたが、さらに体制整備を図るため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。

また、障がい児や医療的ケアの必要な子どもとその家庭に対しては、早期支援につながるよう切れ目のない相談、支援を行うことが大切です。関係機関と連携し、子どもが地域の中でいきいきと過ごし、また子育て家庭の負担が軽減されるよう支援を行う必要があります。

加えて、日本の将来を担う子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を信じ前向きに挑戦することにより未来を切り拓いていけるように、平成25年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が整備されました。この法律及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの教育支援、生活困窮家庭の生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等に取り組む必要があります。

とりわけ、ひとり親家庭への支援については、世帯収入や親の就労に関わる施策のみならず、子どもの自立に向け、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。

施策の方向性 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが重要となっています。

本市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、虐待の発生予防と早期発見、対応、支援に努めていますが、虐待の疑いを含めた相談や虐待通告件数が増加傾向にあります。通告は児童の通う園や学校などからが多くなっていますが、虐待が社会問題化するにつれ、住民意識も高まり、近隣住民からの通告も増えてきており、今後、子ども家庭総合支援拠点を設置し、体制強化を図ります。

ニーズ調査では、「子どもを虐待しているのではないかと思うこと」に対して、「よくある」0.6%、「時々ある」16.8%と回答しており、前回ニーズ調査から若干割合が減少しています。

(P.92、図表4-7-1)

1. 「子ども家庭総合支援拠点」：平成28年改正児童福祉法において、市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることとされたもの。

そのうち、「どんなときに虐待をしているのではないかと思うか」は、「感情的な言葉」88.2%、「たたくなど手を出してしまう」31.5%、「過剰なしつけ」8.6%と回答しており、前回と比較すると、「たたくなど手を出してしまう」は24ポイント、「過剰なしつけ」は9.1ポイントそれぞれ低くなっており、虐待だと思ふ理由の変化がうかがえます。また、身近に虐待と思われることに会ったことの有無については、10.0%が「ある」と回答しています。

また、虐待を発見した場合の通告先については、「以前から知っていた」と答えた人は35.3%と、前回調査と比べて7.8ポイント上昇しています。

虐待は子どもの心身の成長に大きな影響を及ぼします。子どもの健やかな成長のために、虐待に関する正しい知識、予防法などの学習機会の充実や子育ての悩み等について保護者が気軽に相談できる窓口の周知徹底が重要です。また、虐待を受けている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市民への虐待に関する理解と通告・相談先の周知に努め、地域全体で児童虐待を防止する環境づくりを進めます。

図表 4-7-1 児童虐待に対する意識

◎子どもに対して虐待をしているのではないかと思うときがありますか（%）

回答者	よくある	ときどきある	あまりない	まったくない	無回答
就学前児童	0.5	16.7	22.6	59.8	0.3
小学生	0.7	16.9	23.0	58.8	0.5
全体	0.6	16.8	22.8	59.3	0.4
〔参考〕H25 調査	1.4	19.5	24.4	51.6	3.1

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

◎虐待だと思ふ理由は何ですか ※上記で「よくある」「ときどきある」と回答した方を対象（%）

回答者	たたくなど手を出してしまう	過剰なしつけ	食事を食べさせない等制限や放置	感情的な言葉	その他
就学前児童	35.1	8.1	1.4	87.8	1.4
小学生	28.3	9.0	0.6	88.6	3.0
全体	31.5	8.6	1.0	88.2	2.2
〔参考〕H25 調査	55.5	17.7	1.8	85.1	1.6

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

◆重点課題 1 関係機関の連携による児童虐待防止対策の充実

児童虐待発生の未然防止から早期発見、早期対応、一時保護、保護者支援、子どもの心のケアなどについて、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携して対応します。

また、同協議会がより有効に機能するために、その運営の中核となる学校、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設など、常に子どもたちに接している施設の職員や地域向けの研修の充実を図る必要があります。また、発生の未然防止のために子育て相談窓口の周知や子どもの権利擁護の啓発に取り組みます。

【具体的施策】

(1) 関係機関との連携による児童虐待に対する支援体制の強化

No.	取組内容	実施主体	新規
217	適切な対応をするために、関係機関との個別ケース検討会議を開催するほか、児童相談所や学校、保育所等とのネットワーク会議を開催し連携を強化します。	子育て支援課	
218	要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議や実務者会議を開催して関係機関との連携・支援体制を充実させます。	子育て支援課	
219	里親制度 ² の広報啓発活動を行います。	子育て支援課	
再掲 18	短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ³ を実施します。（再掲）	子育て支援課	
220	妊娠・出産・育児期に支援を必要とするハイリスク妊婦の情報や支援を共有するため関係機関と連携し、定期的に情報交換会を実施します。	☆健康課 子育て支援課	新規
再掲 1	子育て世代の各時期に応じた相談、支援の充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。（再掲）		新規

(2) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の強化

No.	取組内容	実施主体	新規
221	乳幼児健診や保健指導などの母子保健活動、乳児家庭全戸訪問事業、地域の医療機関、医療関係団体、地域子育て支援拠点施設、保育所、認定こども園などとの連携による、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握を行います。	☆子育て支援課 保育所 認定こども園 健康課 医療機関	
222	養育支援を必要とする家庭への、養育支援訪問事業などの適切な支援を行います。	☆子育て支援課 健康課	
223	保護者が気軽に相談できる窓口の周知と市民や関係機関に対し、虐待に関する理解と通報先の周知に努めます。	子育て支援課	新規

(3) 子どもの権利を擁護する活動の推進

No.	取組内容	実施主体	新規
224	児童虐待防止推進の強調月間での啓発活動を推進します。	子育て支援課	

2. 「里親制度」：101 ページに概要の説明があります。

3. 「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」：101 ページに概要の説明があります。

No.	取組内容	実施主体	新規
225	「児童の権利に関する条約」の意義や内容についての広報活動を行い、関係機関との連携による子どもの人権に関する啓発活動を推進します。	子育て支援課	
226	小学校等での虐待防止プログラム等の研修会を開催します。	子育て支援課	

施策の方向性 2 障がい児等へ支援の充実

障がい児等を適切な時期に療育につなげるためには、乳幼児健康診査やその後のフォローを実施し、きめ細やかに切れ目のない相談支援を行う必要があります。本市では、平成23年度に発達支援室を開設し、年齢や発達課題、障がいの有無を問わず一生涯にわたり、総合的、かつ、専門的な相談支援を行う体制づくりを図っています。また、就学前児童の地域における療育の拠点として、福祉型児童発達支援センターはまなし学園を設置し、通園児童の対応のほか保育所等訪問事業を実施するなど、通園児以外の相談機能の充実を図っています。

さらに、障がい児等の健全な発達を支援し、身近な地域との交流の中で安心した生活が送られるように、放課後等デイサービスをはじめとする各種障がい児福祉サービスの充実を図るほか、保育所、認定こども園、学童保育所での受け入れができるよう、相談体制の充実のほかに、障がい児加算などの助成を行います。

◆重点課題 1 早期発見・早期療育支援体制の充実

関係機関との連携のもと、発達や発育の気になる子どもや障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもの療育支援を行うとともに、保護者に対する相談・支援体制を充実します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
227	妊婦及び乳幼児の健康診査、家庭訪問、相談、地域子育て支援拠点施設等での支援を充実し、関係機関との連携に努めます。	☆健康課 福祉課 子育て支援課	
228	県立こども医療療育センター、県立酒田特別支援学校など専門療育機関との円滑な連携による、療育支援の情報提供を行います。	☆福祉課 (発達支援室) 子育て支援課 健康課 専門療育機関	
229	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などの職員の知識習得のための研修会や学習会を充実します。	☆子育て支援課 保育所 認定こども園 専門療育機関	

◆重点課題 2 発達障がいに関する支援と連携強化

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいのある子どもに対して、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培えるよう、子どもの特性に応じたきめ細やかな支援を行います。保育所、認定こども園、学童保育所において受け入れができるように、相談体制の充実のほかに、障がい児加算などの助成を行います。また、小中学校において、教育支援員を手厚く配置します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
230	相談窓口機能の周知と、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の共通理解による連携を強化します。	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課 学校教育課	
231	特別支援教育士等による保育所、認定こども園訪問を充実します（育ちのサポート事業等）	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課 保育所 認定こども園	
232	関係者の資質向上のための研修会や学習会を充実します。	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課 保育所 認定こども園	
233	市民への発達障がいについての適切な情報提供と知識の啓発を行います。	福祉課 (発達支援室)	
234	幼児期から小・中学校への継続した支援体制を整備します。	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課 学校教育課	
再掲 19	ペアレント・プログラムの実施体制を整備します。（再掲）	子育て支援課	新規

◆重点課題 3 障がい児支援サービスの充実

障がいのある子どもが、より良い環境のもと、一人ひとりに合った療育がなされるよう、医療、福祉、教育などの関係機関と連携し、相談支援を行います。また、はまなし学園の利用者負担について、多子カウントの年齢制限を撤廃するなど、保護者の経済的負担を軽減します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
235	児童発達支援センターとしての児童発達支援や保育所等訪問支援事業を行います。	☆はまなし学園 子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	
236	はまなし学園と県立総合療育訓練センターなどの関係機関との連携による地域療育支援ネットワークを充実します。	☆はまなし学園 子育て支援課 福祉課 (発達支援室) 専門療育機関	
237	相談支援の充実に努め、放課後等デイサービス、短期入所などの障がい福祉サービスの受け入れ体制の拡充に努めます。	福祉課	
238	障がいの状況に応じた適切な補装具、日常生活用具の給付支援を充実します。	福祉課	
239	特別児童扶養手当、障がい児福祉手当などの適切な給付を行います。	福祉課	
240	障がい児を対象とした水泳教室などのスポーツ教室を充実します。	スポーツ振興課	

No.	取組内容	実施主体	新規
241	保育所、認定こども園などでの障がい児の受入の推進と受入のための環境整備を充実します。	子育て支援課 県 保育所 認定こども園	
242	障害のある人もない人も、お互いに尊厳を認め合い共に生きる「心のバリアフリー」を学ぶ機会を提供します。	交流観光課 福祉課	新規

◆重点課題 4 特別支援教育の充実

個々の児童生徒に適応した適正な就学指導を行うとともに、インクルーシブ教育システム⁴の考え方を踏まえた特別支援教育を推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
243	特別支援学級と通常学級の交流を推進します。	学校教育課	
244	特別支援教育に対する理解を深める取組を推進します。	学校教育課	
245	県立酒田特別支援学校と連携した支援体制の充実を図ります。	学校教育課	

施策の方向性 3 子どもの貧困対策の推進

平成30年に山形県が行った「子どもの生活実態調査」によると、等価可処分所得⁵が122万円に満たない世帯の子どもの割合（子どもの貧困率）は県全体で16.0%となっています。

子どもが、生まれ育った環境によってその将来を左右されることなく、自分の人生を歩んでいけるよう、平成25年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定され、令和元年には対策の一層の推進を図るため法改正が行われました。この法律及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等などの子どもの貧困対策を進めていきます。

子どもが貧困状態から脱し自立していくためには、貧困状態にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぐことが重要であるため、日常的に子どもに接する機会の多い学校、保育所、認定こども園をはじめ、市や児童相談所などの各相談機関、子育て支援に取り組んでいるNPO法人等、地域のさまざまな関係機関が連携し、貧困問題を抱える家庭の早期発見と、見守り、支援を推進していきます。

4. 「インクルーシブ教育システム」：101ページに概要の説明があります。

5. 「等価可処分所得」：①「可処分所得」：実収入から、税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた手取り収入を、「家計が自由に処分することができる所得」という意味で可処分所得といいます。②「等価可処分所得」：①「可処分所得」を世帯の人数の平方根で割ったもの。

◆重点課題 1 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、社会全体の成長・発展にもつながります。学校と福祉関連機関が連携し、総合的な支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	拡充
246	児童生徒の家庭環境等を踏まえ、必要に応じて生活支援や福祉制度につなぐことができるよう関係機関の連携を強化します。	学校教育課 福祉課 子育て支援課	
再掲 14	保育所、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。（再掲）	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
再掲 147	教育相談室における来室相談、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。（再掲）	学校教育課 学校	
再掲 150	スクールカウンセラーを効果的に活用します。（再掲）	学校教育課	
247	経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度を周知します。	学校教育課	
248	子どもの教育機会の均等を図るため、地域の多様な主体による学習支援の実施を推進します。	子育て支援課 地域 福祉課	
再掲 67	大学等修学支援事業を実施します。（再掲）	企画管理課	

◆重点課題 2 生活の支援

貧困の状況にある子どもについては、これに伴ってさまざまな不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。このような社会的孤立に陥ることのないよう相談体制の充実を図り、生活支援事業の周知を行い、必要な支援が行き届くようにする必要があります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
249	ひとり親家庭子育て生活支援事業の周知を図り、登録受付をします。	☆子育て支援課 県母子連	
250	保育所や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。	子育て支援課	

No.	取組内容	実施主体	新規
251	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	☆福祉課 子育て支援課	
再掲 54	「子ども食堂」の取り組みを支援します。(再掲)	子育て支援課 地域	新規

◆重点課題 3 保護者の就労支援

生活困窮者や生活保護の子育て家庭の保護者が、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図るため、就労に関する相談体制を充実します。また、ひとり親家庭、とりわけ母子家庭の母親は離婚時に無職であったり、非正規職員であったり、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合があります。そのため、生計を賄い、安定した収入を得られる就労につながる資格取得のための支援を行う必要があります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
252	就労支援員による生活困窮や生活保護の子育て家庭の保護者への就労支援を行います。また、生活困窮世帯については、生活自立支援センターを窓口にし、支援を行います。	福祉課	
253	就労支援を効果的・効率的に行うため、福祉部門と雇用部門の各機関の連携を強化します。	子育て支援課 公共職業安定所 福祉課	
254	就労につながる資格取得のため、ひとり親家自立支援給付金事業等を行います。	子育て支援課	

◆重点課題 4 経済的支援

生活保護や各種手当など、さまざまな支援を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えします。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
255	生活保護世帯の子どもの高等学校等の進学に際し、入学料、入学検査料等を支給します。	福祉課	
256	児童扶養手当の適切な給付を行います。	子育て支援課	
257	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。	☆子育て支援課 福祉課	

施策の方向性 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの展開と就労による自立の支援に主眼を置いた子育て支援や生活支援、就労支援、養育費の確保及び経済的支

援など、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。特に経済的支援策では、母子家庭だけでなく父子家庭においても子育てと仕事の両立が難しく、父子家庭への対象拡大が図られてきました。また、税制や各種手当における未婚のひとり親への支援も整備されてきています。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援体制の強化に努めます。また、本市及び山形県の母子寡婦福祉関係団体と連携を図り、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援などに取り組むなど、家庭の状態に応じた支援の充実を図っていきます。

◆重点課題 1 ひとり親家庭等に対する支援の充実

子どもの養育や生活の悩みなどの相談に適切に応じるとともに、就業・自立に向けた総合的な支援を目指し、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等について推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
再掲 12	子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の給付を行います。(再掲)	子育て支援課	
再掲 250	保育所や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。(再掲)	子育て支援課	
再掲 18	短期入所生活援助（ショートステイ） ⁶ 事業を実施します。(再掲)	子育て支援課	
258	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	子育て支援課	
259	母子・父子自立支援員による相談の実施と要支援者の把握を行います。	子育て支援課	
再掲 254	就労につながる資格取得のため、ひとり親家自立支援給付金事業等を行います。(再掲)	子育て支援課	
260	無料法律相談会や市民生活相談窓口、県や財団法人が行うひとり親家庭に対する生活支援事業などの情報提供を行います。	子育て支援課	
再掲 256	児童扶養手当の適切な給付を行います。(再掲)	子育て支援課	
再掲 257	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。(再掲)	☆子育て支援課 福祉課	
261	ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室を実施します。	子育て支援課	新規

6. 「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」：101 ページに概要の説明があります。

◆重点課題 2 ひとり親家庭等の社会参加の支援

ひとり親家庭等が精神的に孤立しないように、自立に向けて互いに支え合う団体活動を積極的に支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
262	「酒田市母子福祉ねむの木会」の活動を支援します。	子育て支援課	
263	親子のふれあいの機会としてのレクリエーション活動を充実します。	子育て支援課	

施策の方向性 5 外国につながる子どもへの配慮・支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該子どもが円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び幼児教育・保育施設等に対し必要な支援を行う必要があります。

◆重点課題 1 子ども、保護者及び教育施設等への配慮・支援

海外からの帰国などによる外国籍等の子どもに必要な支援を行います。また、言葉や生活習慣の違う外国籍等の保護者が不安なく子育てできるよう努めます。特に、妊産婦については、安心して妊娠中の時期を過ごし、出産を迎えられるようにするとともに、子どもが健やかに成長できるように支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規
264	外国籍の妊産婦への相談支援を実施します。また状況に応じてボランティア通訳を利用し、きめ細やかな支援を行います。	健康課	
265	外国語版母子健康手帳や健診問診票等を活用しスムーズな支援を図ります。	健康課	
266	保育所等に入所する日本語でのコミュニケーションが困難な幼児に対し、必要な支援を行います。	子育て支援課	新規
267	日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒に対し、個別に日本語を指導する講師を派遣します。	学校教育課	新規
268	在住外国人と市民が互いの国際理解を深めるための各種交流事業の開催や、日本語教室・相談窓口の開設により、外国籍等の方も子育てしやすい環境づくりを進めます。	地域共生課	新規



～用語の説明～



「里親制度」

里親制度とは、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）が里親に委託する制度です（児童福祉法第6条の3）。里親希望者は、申込書を児童相談所を経由して都道府県知事に提出し、知事は、児童相談所の行った調査を基に、児童福祉審議会の意見を聴いたうえで適否を決定します。

「子育て短期支援事業」

保護者疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、預かることにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児疲れ、慢性的疾患の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設で一時的に預かる事業。

②夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他緊急の場合に、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月23日）では、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。



4 施策の効果の検証につなげる評価指標及び数値目標の設定

第4章に示した各基本施策の内容について、次のとおり評価指標及び数値目標を設定し、施策の効果を検証していきます。

【目標値の設定にあたっての方針】

- 本市の現状や他の施策計画、過去のアンケート結果等をもとに、計画策定時の状況（平成30年度の実績）よりも向上、拡充を図ります。
- ニーズ調査の結果による評価指標については、どの項目も一律に平成30年度の実績（調査結果）から10%改善の数値を目標としています。

全体

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
1	子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	39%	35%
2	合計特殊出生率	1.42	1.50
3	出生数	552人	600人

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
4	気軽に相談できる人、場所があると認識している割合	人：94% 場所：55%	人：100% 場所：61%
5	希望どおりに子育て支援事業を利用できたと感じる割合	73%	80%
6	地域子育て支援拠点（児童センター、子育て支援センター、つどいの広場）設置箇所数	8箇所 (出張つどいの広場含む)	8箇所 (出張つどいの広場含まず)
7	保育所の待機児童数	0人	0人
8	19時まで（以降を含む）延長保育を実施している認可保育所数	13箇所	15箇所
9	休日保育事業の実施施設数	1箇所	2箇所
10	病児・病後児保育事業のサービスを希望したときに利用できた割合	—	90%
11	一時預かりの実施施設数	17箇所	18箇所
12	学童保育所整備及び放課後子供教室の実施による学童保育所の待機児童数	27人	0人

基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
13	若者が酒田で生活や子育てをしたいと感じる割合	25%	28%
14	乳幼児とのふれあい体験を通して子育てに対してポジティブイメージを持った割合	91%	100%
15	結婚推進支援事業を利用した成婚件数	12件	15件

基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
16	妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度	51%	56%
17	妊娠届出の早期提出(満11週以内)の割合	90.5%	90%
18	マタニティ教室への夫の参加割合	75%	77%
19	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の訪問実施割合	99.6%	100%
20	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	100%	100%
21	3歳児健康診査でむし歯のない子の割合	86%	90%
22	不妊に悩む方への特定不妊治療費助成件数	97件	100件

基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
23	子どもの教育環境が整備されていると感じる割合	54%	59%
24	中学生海外派遣事業「はばたき」参加者の満足度	100%	100%
25	赤ちゃん登校日講座を受講しての児童・生徒の満足度	90%	100%

基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
26	子育て世帯にやさしい環境づくり(道路、公園、トイレ、駐車場等)を進めていると評価する割合	48%	53%
27	地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合	53%	58%

基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
28	女性が出産後も仕事を継続している割合	72%	79%
29	仕事と生活の調和に取り組む企業の状況 (やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定制度認定企業数)	122社	150社
30	働き方改革による就労環境向上セミナーの開催回数と参加者数	2回 84人	(令和2・3年度) 累計2回40人
31	女性の再就職支援セミナーの開催回数と参加者数	—	(令和2・3年度) 累計3回60人

基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
32	特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援体制が整っていると感じる割合	38%	42%
33	学習支援事業の実施箇所数	1箇所	2箇所

第5章 子ども・子育て支援

1 子ども・子育て支援の推進

本計画の理念及び目標を達成するためには、質の高い幼児教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を必要とするすべての子育て世帯に行き渡らせるとともに、その質も常に向上させていくことが重要です。

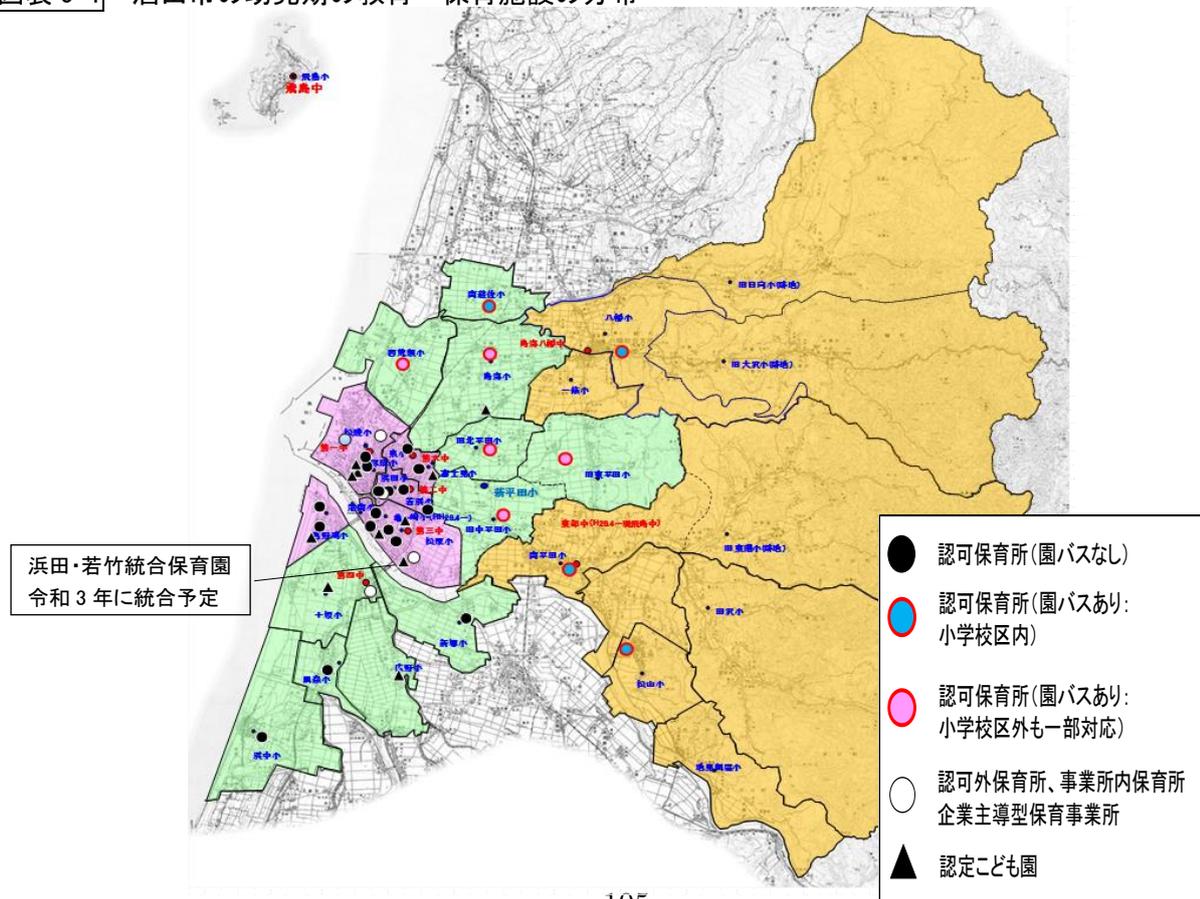
本章では、本市における幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、今後の利用者数の見込みと提供量を確保するための体制について定めます。

2 教育・保育提供区域の設定

第1期子ども・子育て支援事業計画では、市は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供する施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を設定しています。

平成31年1月に実施したニーズ調査によれば、保育所などの施設選びで優先する条件として、「自宅からの距離が近いこと」「施設の教育・保育の方針」が高い割合となっています。本市では、市民の移動手段が自動車によるところが大きく、施設を選択する際の理由も近居だけでなく、通勤経路や施設の方針、開所時間等の多岐にわたっていること、施設の分布が人口の分布と整合性があること、現在も市全域で入所調整を行っている中で待機児童が出ていないことなどの状況から、本計画期間においても、市全域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

図表 5-1 酒田市の幼児期の教育・保育施設の分布



3 人口推計

本市の人口は平成12年（121,614人）頃から急激な減少傾向にあります。

平成26年から平成30年までの3月末日の住民基本台帳人口より算出した、各歳児別の平成31年から令和6年までの人口推計は以下のとおりです。

令和2年以降各歳ともに人口は減少する見込みであり、令和6年には各年齢層とも令和2年に比べて1割以上の減少が見込まれます。

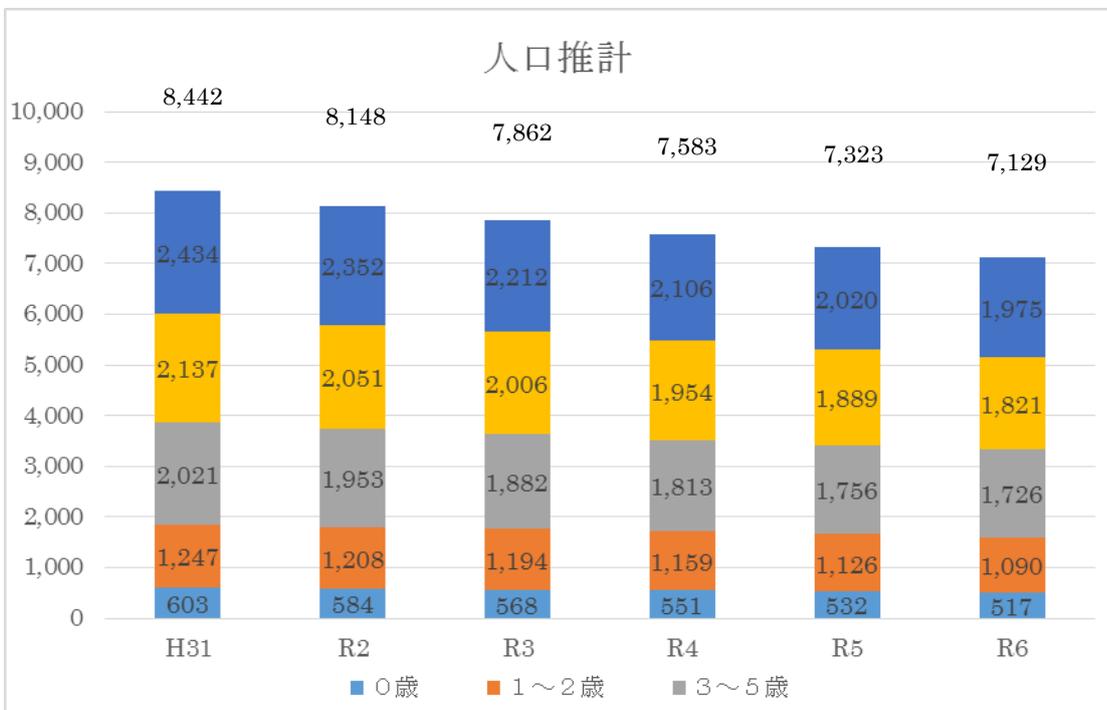
以降の幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みの算出については、基本的にこの人口推計値を使用しています。（図表5-2、5-3）

図表5-2 0歳～11歳までの年別人口推計（人）

年齢	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	584	568	551	532	517
1～2歳	1,208	1,194	1,159	1,126	1,090
3～5歳	1,953	1,882	1,813	1,756	1,726
6～8歳	2,051	2,006	1,954	1,889	1,821
9～11歳	2,352	2,212	2,106	2,020	1,975
合計	8,148	7,862	7,583	7,323	7,129

資料：コーホート変化率法による推計人口。

図表5-3 0歳～11歳までの年別人口推計



資料：コーホート変化率法による推計人口。

4 子ども・子育て支援の体系

(1) 幼児期の教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、保育所、認定こども園等の施設の利用に加え、少人数の子どもを保育する地域型保育事業を実施しています。

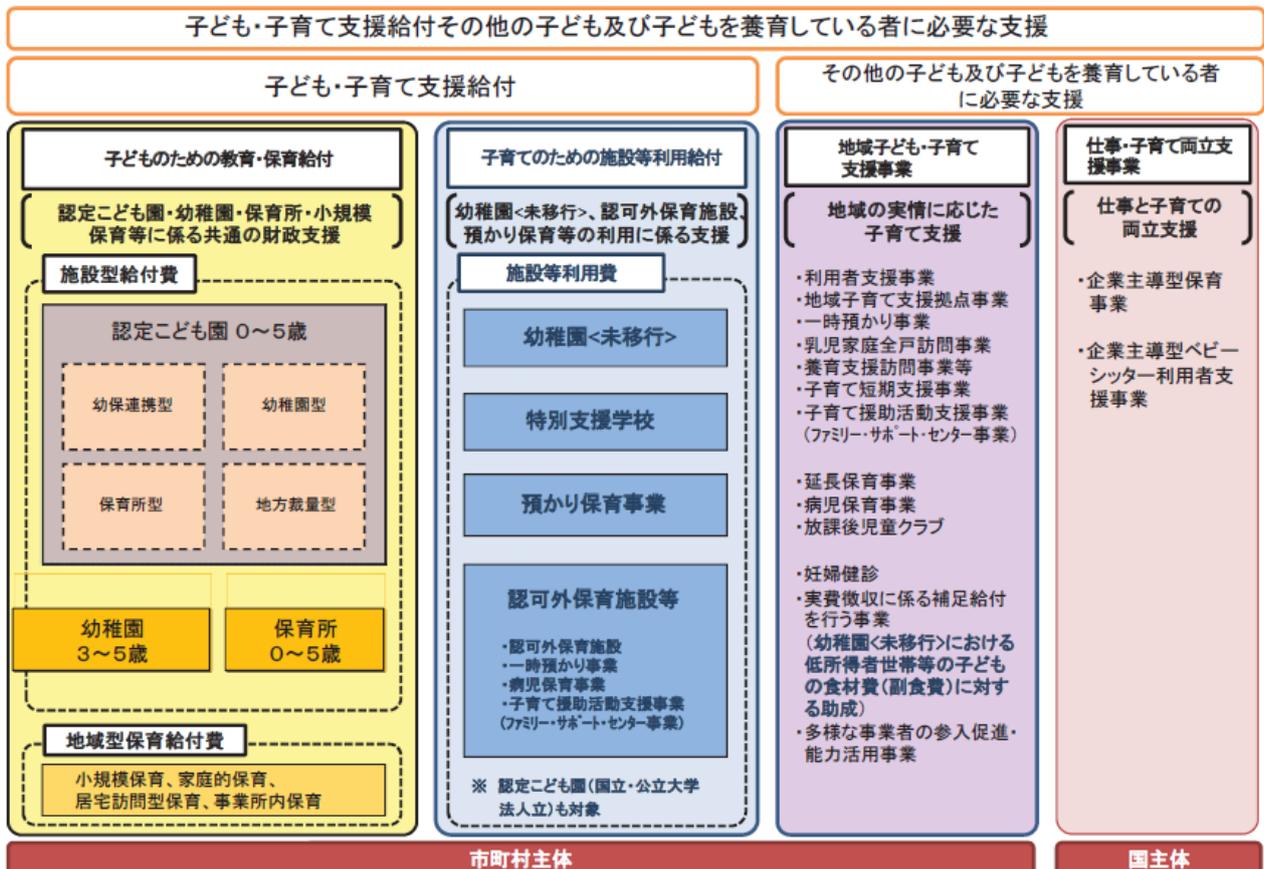
図表 5-4 幼児期の教育・保育の概要

	概要	提供施設・事業
保 育	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護し、教育を行います。	保育所、認定こども園、地域型保育事業
教 育	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。	幼稚園、認定こども園 (※幼稚園については、従来の私学助成制度による運営を選択することも可能です)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度は、在宅で子育てをしている家庭も含め、全ての子育て家庭を支援する仕組みであり、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、学童保育事業などこれまで実施してきた事業のほか、利用者支援事業などの事業を実施しています。

図表 5-5 子ども・子育て支援新制度の概要



5 幼児期の教育・保育の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

(1) 保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育

【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児については、現状でもほとんどの子が何かしらの教育・保育施設を利用しており、利用率はほぼ頭打ちとなっています。今後3～5歳児は、出生数（人口）が減少することにより、施設の総利用者数は減少していく見込みです。
- ・0～2歳の施設利用率は近年増加傾向にあり、6割～7割の利用率で推移していく見込みであり、市街地の園では、低年齢児の利用が混むことが予想されます。女性の就業率が調査時よりも上昇すれば、見込み以上に利用率が上昇することも想定されます。

【今後の方向性】

- ・産後休暇後の入所相談も多く寄せられるため、0歳受入について通年して余裕のある状況を確保する必要があります。
- ・3～5歳児の利用者数の減少により利用定員の見直しをして、0～2歳の利用定員の拡充に努め、適正な利用定員の見直しを図っていきます。
- ・新たな施設拡充は難しい状況の中で、市街地の0～2歳の利用に対応するため、既存の事業所内保育施設を活用し、従業員以外の0～2歳のお子さんを預かる「地域型保育事業」と連携を図ります。
- ・障がい等により、在宅での保育が必要な世帯の需要も捉えながら、新たな事業形態の実施の可能性についても検討します。

		R2(1年目)			R3(2年目)			R4(3年目)			R5(4年目)			R6(5年目)		
		0歳	1～2歳	3～5歳												
利用者数の見込み	市内の利用見込み(A)	351	885	1,561	329	830	1,504	318	802	1,391	307	774	1,287	296	747	1,205
	うち広域利用(B)	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8
	広域受入(C)	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25
	合計(A-B+C)	353	888	1,578	331	833	1,521	320	805	1,408	309	777	1,304	298	750	1,222
提供量の確保	保育所 認定こども園(a)	319	896	1,689	323	908	1,621	323	908	1,571	323	870	1,494	323	870	1,444
	認可保育所予定 (b)															
	地域型保育(c)	6	14		6	14		6	14		6	14		6	14	
	企業主導型(d)	15	36	9	15	36	9	15	36	9	15	36	9	15	36	9
	認可外保育(e)	13	20	20	13	20	20	13	20	20	13	20	20	13	20	20
	広域利用(f)	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8
	広域受入(g)	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25
	合計(a+b+c+d+e)	353	966	1,718	357	978	1,650	357	978	1,600	357	940	1,523	357	940	1,473
	需給ギャップ	0	78	140	26	145	129	37	173	192	48	163	219	59	190	251
	推計人口	511	1,135	1,953	495	1,048	1,882	478	1,013	1,740	459	980	1,610	444	944	1,507
	保育利用率	68.7%	78.0%	79.9%	66.5%	79.2%	79.9%	66.5%	79.2%	79.9%	66.9%	79.0%	79.9%	66.7%	79.1%	80.0%

(2) 幼稚園、認定こども園（教育利用）

【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児は、出生数（人口）が減少することにより、認定こども園（教育部分）の利用者数は、減少していく見込みです。
- ・幼児教育・保育の無償化により1号認定（教育部分）より2号認定（保育部分）を希望する傾向にあり、1号認定の利用者数は見込み以上に減少することも想定されます。

【今後の方向性】

- ・認定こども園の利用者数は、現時点で利用定員を割り込んでおり、十分な提供量の確保がされています。1号認定と2号認定の定員の見直しを図り、適正な利用定員の見直しを図っていきます。

		R2年度(1年目)		R3年度(2年目)		R4年度(3年目)		R5年度(4年目)		R6年度(5年目)	
		保育必要 なし	保育必要 あり								
利用者数の見込み		170	155	164	150	152	138	140	128	132	120
		325		314		290		268		252	
提供量の確保	幼稚園(施設型給付) 認定こども園	466		400		350		350		350	
	幼稚園	0		0		0		0		0	
	広域利用	-		-		-		-		-	
	合計	466		400		350		350		350	
需給ギャップ		141		86		60		82		98	
推計人口		1,953		1,882		1,740		1,610		1,507	
保育利用率		16.6%		16.7%		16.7%		16.6%		16.7%	

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用者数の見込みについては、国の手引きをもとに、平成31年1月に実施したニーズ調査の集計値から、世帯の就労状況と教育・保育の利用希望率を把握し、算定しています。
- ・施設利用希望率は、共働き世帯や、専業主婦（夫）世帯など、世帯の就労状況の類型毎に算定しています。なお、世帯の就労状況については、今後の就労希望の状況も加味することにより、現時点では利用していない世帯の潜在的な施設利用希望率も含めて算定しています。
- ・各年度の利用者数の推計には、各年3月31日の推計人口を使用（R2年度の推計にはR2年3月31日における推計人口を使用）し、推計人口から、共働き世帯等の類型ごとの世帯数を推計し、施設利用希望率をかけて算定しました。
- ・各年度の利用者数の見込みは、年度途中からの利用者も含めた年度末時点における最大の利用者数を推計しています。

【国の手引きとの相違点】

- ・人口推計（H31年度出生数）に実態と乖離が生じていることから、令和2年度以降の人口推計を補正し、利用者数を再算定しています。

【提供量の確保について】

- ・ 保育所、認定こども園（保育利用）については、認可保育所（25 園）と認定こども園（11 園／2 号・3 号認定）、地域型保育所、企業主導型保育所、認可外保育所の利用定員に加え、広域入所を加味して算出しています。
- ・ 令和3年度以降の保育所、認定こども園の利用定員は、人口減少による定員の見直しを想定して、1号・2号認定の利用定員数を減算した推計値です。
- ・ 広域入所は令和元年度8月現在の利用者数より需要ギャップが生じないように調整した人数（0歳児6名を減算）を計上し、人口推計は加味せず、同数で推移するものとして算定しています。

6 地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供をします。また、必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施します。
- ・平成29年度に子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」(母子保健型)を開設し、相談窓口や産前・産後サポート事業の充実を図るとともに、支援を必要とする方への支援計画の作成やサービス提供、関係機関との連絡調整をする等、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を実施します。

【今後の方向性】

- ・保育所、認定こども園での教育・保育をはじめ、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、利用できるように、情報提供を行う窓口等を整備します。
- ・地域の課題や子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくりなどの事業を明確化していきます。
- ・情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- ・専任の相談員に気軽に相談ができる環境の整備を行います。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
実施の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- ・乳幼児と保護者のために、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行うほか、相互の交流を推進します。(平成31年度:常設7箇所、出張1箇所)

【今後の方向性】

- ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの状況の中で、保護者の不安感、孤独感を解消するためのニーズが、今後も見込まれます。
- ・市内の児童センター、子育て支援センター(酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬)、つどいの広場などで、乳幼児の親子の居場所づくりや相談、事業を継続します。拠点施設がない地域については、「出張型つどいの広場」事業を展開し、利用しやすい環境をつくれます。
- ・職員配置を増やし、相談機能の充実を図るとともに、施設だけでなく、地域に出向いた事業も展開します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	70,050	69,720	69,390	69,060	68,730
提供量の確保	70,050	69,720	69,390	69,060	68,730
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用実績に推計人口の変化率をかけて算定しました。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

- ・母子の疾病や障がいの予防、早期発見等を目的に、健診業務を医療機関に委託し、妊娠週数に合わせた検査や保健指導を行います。

【今後の方向性】

- ・妊婦の疾病等の早期発見、早期治療につなげ、母子ともに安全安心な出産を目指します。
- ・妊婦健康診査への助成を行うことで、定期的な受診を促進し、安心して健やかな出産に臨めるよう支援します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
受診件数の見込み	584	568	551	532	517
のべ利用回数の見込み	7,008	6,816	6,612	6,384	6,204
提供量の確保	7,008	6,816	6,612	6,384	6,204
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・妊娠届出者数の推計値（人）に平均受診回数 12.0 回を掛けて計上しました。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・保健師等が全出生児の家庭を訪問し、子どもの発育状態の確認や母親の育児不安等に対して、必要な助言や子育てに関する情報を提供することで、安心して育児ができるように支援します。

【今後の方向性】

- ・乳児と保護者の状況を把握するとともに、安心して育児ができるように、保護者に必要な支援や助言を行っていきます。特別な支援が必要と認められる場合は、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
全戸訪問の見込み	584	568	551	532	517
提供量の確保	584	568	551	532	517
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・各年の0歳児の推計人口を計上しました。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援員が居宅を訪問し、指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育環境を確保します。

【今後の方向性】

- ・家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るため、必要な支援や助言を行っていきます。支援が必要な場合は、関係機関と連携し、早期に必要なサービスにつなげていきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	17	17	17	17	17
提供量の確保	17	17	17	17	17
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年、最も利用回数の多かった年度の実績値を計上しました。

②子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

- ・児童虐待防止や特定妊婦のフォロー等を推進するため、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や関係機関等の職員の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等に取り組みます。

【今後の方向性】

- ・虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、引き続き、関係機関で情報や対応を共有し、円滑な連携・協力を確保していきます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

- ・保護者の疾病等により、家庭において児童を養育できない場合、配偶者の暴力により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行います。

【今後の方向性】

- ・利用件数は必ずしも多くはないですが、ひとり親家庭の増加や女性の就業率の上昇、就業形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用件数の見込み	30	30	30	30	30
提供量の確保	30	30	30	30	30
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年の実績値から算定しました。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

- ・小学生までの子どもの保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動の調整や会員を対象に育児に関する研修会を実施します。

【今後の方向性】

- ・保育所、小学校、学童保育所、習い事などの送迎等を中心に、見込まれる利用に対応しながら子育てと仕事との両立を支援します。
- ・安定した事業展開を図るために、新たな協力会員（預かりの援助を行う会員）の確保と人材育成に取り組んでいきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み (未就学)	176	167	158	149	141
利用者数の見込み (小学生)	642	615	592	570	554
提供量の確保	818	782	750	719	695
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・事業については、平成 30 年度の年間利用実績に未就学児と小学生の推計人口の減少率をかけるという手法を用いています。

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（保育所等における在園児以外の預かり）

【事業概要】

- ・保護者の急な用事などにより一時的に家庭で面倒をみるのが困難になった子どもを、保育所やつどいの広場などで預かり、保育します。

【今後の方向性】

- ・保育所等を利用していない子どものいる保護者の急な用事、週 3 日程度の就労、子育てに伴う心理的、身体的負担の解消等のニーズに応えるため、預かり保育を実施していきます。
- ・利用者のニーズを捉えながら、保育所における休日保育の合わせて、休日の一時保育の実施を検討します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	1,083	1,031	973	918	872
提供量の確保	1,083	1,031	973	918	872
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ニーズ調査から不特定の預かり事業の利用希望率を算出し、各年の推計人口にかけて算出する手法が示されています。この手法では、実際の利用実績と大きく乖離しています。（平成30年度の利用実績（年間の延べ人数）：1,203人）
- ・乖離の理由として、同居や近居の祖父母の協力が得られる場合には、一時預かりを利用しないことが考えられます。
- ・そのため、実利用人数に人口推計による減少率を乗じて算出しています。

②一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

- ・認定こども園の在園児を対象に、教育時間後の預かり保育を実施しています。
- ・保育の必要性のある子どもで、認定こども園（教育）を希望する方については、定期的にご利用しています。
- ・保育の必要性のない子どもについても、保護者の用事などがあるときに利用しています。

【今後の方向性】

- ・幼稚園本体の運営が新制度に移行しない場合でも、一時預かり事業（幼稚園型）を実施することができます。
- ・本市の認定こども園では、1号認定で入所した児童に対し預かり保育を提供しており、十分な提供量が見込まれます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	29,880	28,804	27,753	26,877	26,402
提供量の確保 【預かり保育(幼稚園型)】	29,880	28,804	27,753	26,877	26,402
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、保育の必要な子どもは全員利用するものとして、共働き世帯の在園児数に開園日数をかけて算定する手法が示されています。この手法では、実際の利用実績と大きく乖離しています。（平成30年度の利用実績（年間の延べ人数）：35,029人）
- ・そのため、実利用人数に人口推計による減少率を乗じて算出しています。

(9) 延長保育事業

【事業概要】

- ・保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間（短時間保育（1日8時間）、標準時間保育（1日11時間））以外の時間において、延長して保育を実施します。
- ・保育時間外に、急務な用事・仕事があった場合に利用されています。

【今後の方向性】

- ・利用者の子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに合わせて利用時間を超えた保育を実施します。
- ・就労形態の多様化に対応するため、19時以降の保育の実施も検討します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	892	891	883	874	872
提供量の確保	892	891	883	874	872
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ニーズ調査で、保育を希望する世帯のうち、利用終了時間の希望を18時以降と答えた世帯の割合を、各年の推計人口にかけて計上すると示されています。この手法では、実際の利用実績と大きく乖離しています。(平成30年度の利用実績(利用人数): 898人)
- ・乖離の理由として、同居や近居の祖父母の協力が得られる場合には、預かり保育を利用しないこと等が考えられます。
- ・そのため、実利用人数に人口推計による減少率を乗じて算出しています。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

- ・病気や病気の回復期で、集団保育が困難な児童を専用施設で一時的に保育します。
- ・平成31年4月から、病児・病後児保育所の定員を3名から9名に増員し、施設の空き状況により利用を断る件数もほとんどなくなったことから、令和2年3月をもって病後児保育所1箇所を廃止し、令和2年度からは病児・病後児保育所1箇所で開催します。
- ・事前登録については、平成30年度までは年度を越しても対象年齢の上限(小学校3年生)に達するまで自動更新していましたが、平成31年度からは毎年度登録申請することに変更しています。
- ・平成31年4月から、通常の預かりに加え、病児送迎サービス¹及び受診付添いサービス²を実施しています。

【今後の方向性】

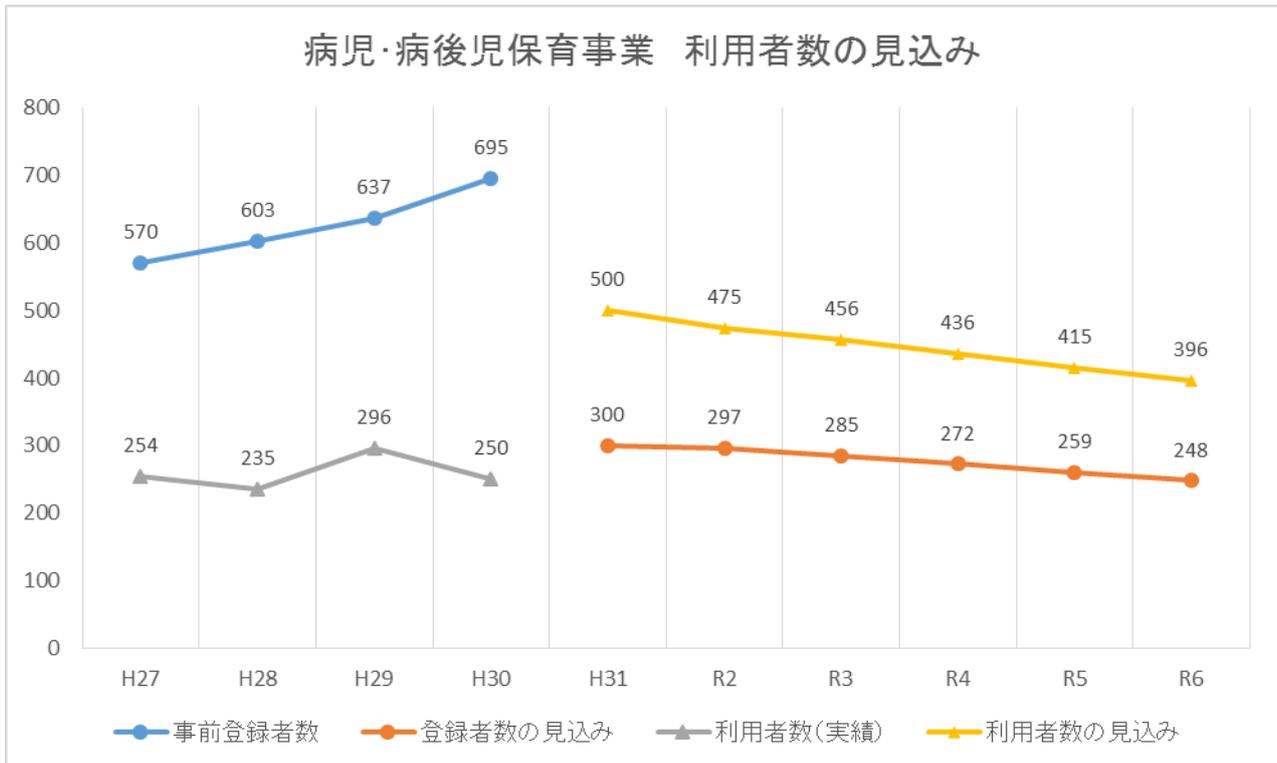
- ・病児保育のニーズは高いものの、対象となる子どもの減少の影響を受け、事前登録者数及び利用者数も減少する見込みです。
- ・保護者の子育てと就労の両立を支援するために、子どもが病気になった時に安心して過ごせる保育を提供していきます。
- ・庄内北部定住自立圏形成協定³に基づく協定自治体の相互利用についても、引き続き連携して行っていきます。

1. 「病児送迎サービス」: 保育所等に通所して、保育中に急な体調不良となった児童に対し、保護者の依頼により、看護師がタクシーで該当園に迎えに行き、かかりつけ医を受診した後に保育するもの。

2. 「受診付添いサービス」: 急に体調不良となった児童を、保護者が直接病児・病後児保育所に連れてきた場合、看護師がタクシーでかかりつけ医に連れて行き、受診後に保育するもの。

3. 「庄内北部定住自立圏形成協定」: 酒田市を中心に、生活・経済面で関わり深い遊佐町、庄内町、三川町が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な機能を確保して人口定住や住みやすい地域社会を形成することを目指すもの。病児・病後児保育施設については、現在、酒田市以外では三川町に1箇所、庄内町に1箇所あり。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
事前登録者数の見込み	297	285	272	259	248
利用者数の見込み	475	456	436	415	396
提供量の確保 【施設定員9人×290日】	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
需給ギャップ	2,135	2,154	2,174	2,195	2,214



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ひとり親世帯と共働き世帯を対象に、仕事を休んで病気の子どもの面倒をみた日数のうち、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと思った日数から計上する手法が示されています。この手法では、近年の利用実績の10倍以上も多い人数が算出され、現状と大きく乖離した見込みとなります。
- ・乖離の原因として、非常時に面倒を見てくれる祖父母がいる場合や、病児・病後児保育施設の利用に係る手続きを保護者が敬遠する場合などが考えられます。
- ・そのため、より現実的な見込み量として、登録数については、これまでの事前登録者数の伸び率を加味した上で、事前登録者率を各年の推計人口にかけて算出しています。また、利用者数については、登録児童の年間利用率を各年の推計人口にかけて算出しています。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

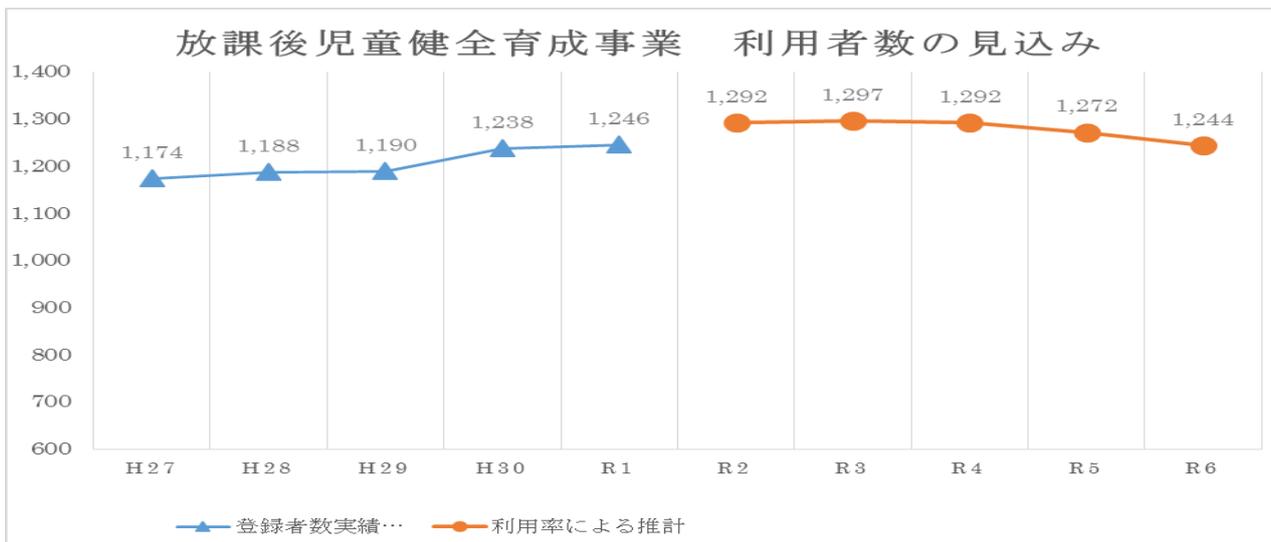
- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。(23箇所)

- ・子どもの居場所づくりとして子ども教室の実施をしています。(1箇所)

【今後の方向性】

- ・児童数は減少するものの、学童利用率が上昇していることから、令和3年度まで増加しています。令和4年度以降は、徐々に減少していきます。
- ・また、高学年の児童については、定員数に達していることから利用調整をしており、潜在的な待機児童がいます。
- ・令和2年度には余裕教室を活用した整備及び若浜学区第二学童保育所の整備をしており、待機児童の解消に努めます。
- ・適切に健全育成が図られるように、支援の単位（保育を提供するグループ）を概ね40人以下となるように努めていきます。
- ・待機児童が発生している学区については、ニーズの動向を見ながら、放課後総合プランの推進による余裕教室やコミュニティセンターなどの地域資源の活用などを検討していきます。
- ・潜在的な待機児童に対し、放課後子供教室との連携も検討して整備を進め、待機児童の解消に努めていきます。
- ・保護者の子育てと仕事の両立を支援するために、開所時間の延長を計画的に進めていきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
登録者数の見込み	1,292	1,297	1,292	1,272	1,244
提供量の確保	1,246	1,297	1,292	1,272	1,244
需給ギャップ	-46	0	0	0	0
潜在的待機児童も 含めた需要数	1,541	1,476	1,421	1,368	1,329
子ども教室による提供量	100	100	100	100	100



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、小学生のいる世帯の利用希望率をもとに算定する手法が示されており、この手法で算定した場合、現時点の登録率と同程度の利用希望率が得られます。
- ・しかし、近年の世帯環境により学童保育の利用率が上昇しています。そのため、利用率の上昇率と、人口減少率を乗じて利用者数を計上しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

- ・低所得で生計が困難な世帯に対し、保育所、認定こども園等に支払う文具その他の教育・保育に必要な物品を購入する費用等を助成します。

【今後の方向性】

- ・子どもたちが家庭の状況によらず、さまざまな活動に参加できる状況を確保することは、すべての子どもの育ちを保障していく上で重要であり、国県の制度設計の状況も踏まえながら支援のあり方等について検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

- ・教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用を補助するものです。
- ・特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用を補助するものです。

【今後の方向性】

- ・健康面や発達面において支援が必要な子ども動向や、新規参入する事業者の動向を踏まえ、事業の必要性や支援のあり方等について検討していきます。

7 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供について

幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労等の状況によらず利用ができるため、子どもの育ちの連続的な支援や地域の利便性向上を図る上で多くの利点があります。認定こども園の普及については、市としても制度の趣旨を踏まえ、国に更なる環境整備の充実を求めながら普及に取り組むべきと考えます。

市では、今後の教育・保育の需要量を踏まえて、既存施設の規模の適正化を行いながら、認定こども園化についても検討していきます。

(2) 幼児期の教育・保育の推進について

保育所、認定こども園等、幼児期の教育・保育の質を常に向上させるとともに、すべての酒田っ子が就学前までに「生きる力」の基礎を獲得し、小学校生活にスムーズに馴染めるような環境整備をさらに進める必要があります。

そのため、保育所、認定こども園等の相互連携や、小学校等との連携（幼保小連携）を強化し、情報共有や合同研修などを充実させることにより、相互理解をさらに深めていくことが重要です。

8 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

保育所、認定こども園、地域型保育等の利用に係る子どものための教育・保育給付に加え、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子どものための教育・保育給付の対象外である、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業の利用にかかる費用を支給する子育てのための施設等利用給付が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の対象として確認した特定子ども・子育て支援施設等は、令和元年10月1日時点で30施設となります。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担軽減のため、市内に住所を有する認可外保育施設（2箇所）と平日8時間以上、年間200日以上の子育て事業を実施している認定こども園（10箇所）の子育て事業の利用料については、施設が保護者に代わって請求する法定代理受領を行います。また、この法定代理受領による給付、その他の事業の利用に対する償還払いによる給付は、毎月支給を基本としつつ、3か月までまとめて請求することができることとし、適正な支給を確保していきます。

また、子ども・子育て支援法に基づく事務に当たっては適正執行に努め、施設等の運営状況、監査状況の情報提供、立入調査への同行等、県と連携し、公正な支給に努めていきます。

1 現状と課題、施策の基本的方向性

■ 子どもの貧困対策の推進経過

- 平成25年度**
 - 6月26日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布
 - 1月17日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行
 - 国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項（都道府県は子どもの貧困対策の計画を定めるよう努める）等を規定
- 平成26年度**
 - 8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条に基づき、子供の貧困対策に関する基本的な方針を定めるとともに、子供の貧困に関する指標を設定
- 平成27年度**
 - 3月16日 山形県子どもの貧困対策推進計画 策定
 - 「ストップ！！貧困の連鎖」を目標に、①教育を応援、②子育て・生活を応援、③仕事を応援、④相談・支援体制の整備の4つを施策の柱として、子どもの貧困対策を総合的に推進
 - 3月16日 山形県あしながプロジェクトチーム 設置
 - 教育、福祉、労働等の多様な分野間の連携、協力を進め、山形県子どもの貧困対策推進計画の着実な推進を図るため、部局横断的なプロジェクトチームを設置。
- 平成28年**
 - 1月 フードバンク（酒田市社会福祉協議会） 開始
 - 酒田市社会福祉協議会がコープ東北サンネット事業連合と食品等の無償提供に関する協定を締結。
 - 7月 ひとり親家庭学習支援教室 開始
 - 山形県の委託を受けたNPO法人山形県ひとり親家庭福祉会が酒田市母子福祉ねむの木会と連携し、ひとり親家庭の子どもを対象に学習支援教室を毎週日曜日に開催。平成31年度からは実施主体が市となり継続。
- 平成29年**
 - 1月 つるかめ食堂（本慶寺） 開始
 - 孤食解消と居場所づくりを目的に、本慶寺住職の奥さんがつるかめ食堂を開始。対象は孤食状況にある子どもや高齢者。毎月1回開催。
 - 8月 庁内関係課による体制強化会議 開催
 - 庁内での主管部署の明確化 ⇒ 子育て支援課。
 - 山形県のあしながプロジェクト（=実行方策）を例に、本市子どもの貧困対策（案）を策定開始。
- 平成30年度**
 - 8月 山形県子どもの生活実態調査 実施
 - 子育て世代の親及び子どもの生活実態や支援ニーズ等を把握するため、県内7,591世帯を対象に調査を実施。
 - 2月 山形県子どもの居場所づくりネットワーク 発足
 - 地域の誰もが子どもの居場所づくりに関わる社会の実現を目指して設立。民間の参加団体と公的機関の支援団体が子どもの居場所づくりの取組みを促進する。

現状

- 子どもの貧困率**
 - 山形県子どもの生活実態調査の結果（平成30年8月実施）
 - 世帯の等価可処分所得が122万円に満たない世帯の子どもの割合は16.0%（県全体）
 - ※市町村ごとの数値は非公表
 - ※1世帯当たりの可処分所得の平均金額は515万円（等価可処分所得の平均金額は241万円）
 - 〈参考〉国民生活基礎調査（厚生労働省）による全国の子どもの貧困率は13.9%（約7人に1人）（平成28年）
- 要保護・準要保護児童生徒の割合**
 - 経済的理由により就学困難と認められ学用品等の就学援助を受けている児童・生徒は、509人 6.97%（平成30年度）
 - ※出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）
 - 〈参考〉山形県6,001人7.05%（平成28年度）
- 母子のみ・父子のみ世帯の数**
 - 母子世帯 578世帯 1世帯の子供の数1.56人
 - 父子世帯 59世帯 1世帯の子供の数1.56人
 - ※出典：平成27年国勢調査（総務省）

- 平成31年度令和元年度**
 - 5月 山形県子どもの居場所運営支援事業費補助金 開始
 - 食事の提供や学習支援による、子ども居場所づくりの取組への支援。8月に2次募集実施。
 - 9月7日 改正子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行
 - 法施行後5年経過による見直し。市町村が子どもの貧困対策の計画策定に努めることが規定された。
- 「子ども食堂」の取組が広がる**
 - つるかめ食堂に加えて、酒田調理師専門学校による「酒調こども食堂（地域食堂）」、みんなの居場所古民家玉手箱による「キッチンおとひめ」も運営を開始。

課題

- 教育の支援**
 - ・学校、保育所、幼稚園等が貧困家庭の子どもを早期に発見し、関係機関等につなぐことが必要
 - ・経済的な理由や家庭事情により、家庭等での学習が困難な子どもや児童養護施設入所児童等に対する支援が必要
- 生活の支援**
 - ・さまざまな問題を抱える子どもとその保護者に対しライフステージや養育、生活状況に応じたきめ細かな支援が必要
 - ・相談・支援窓口の体制整備と支援メニューも含めた積極的な周知が必要
- 保護者の就労支援**
 - ・就職に関する相談や雇用環境の整備、就労に向けた資格取得の支援が必要
- 経済的支援**
 - ・安定した生活を送るための各種資金貸付や給付事業等の周知及び制度の充実が必要

〈参考〉充実が必要な支援制度について
 ～山形県子どもの生活実態調査（平成30年8月実施）～

○全世帯で保育料や授業料の負担軽減、進学のための奨学金等の充実、子どもの医療費支援の充実などの経済的支援のほか、保育サービスの充実や子どもの学習支援の充実が必要とする回答が多い。

○A世帯（等価可処分所得が122万円未満の世帯）ではB世帯（等価可処分所得が122万円以上の世帯）に比べて就学援助や保護者の医療費支援の充実のほか、就職支援や住宅支援、学習支援の充実が必要とする割合が高い。

施策の基本的方向性

- ☞ 早期発見（気づき）**
 - ・貧困状態にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぐ
 - ※詳細は「2 対策の進め方」のとおり。

次の4つの施策の柱にかかわる具体的な施策は、「第4章 次世代育成支援」に記載した内容です。
- ①教育の支援**
 - ・学校と福祉関連機関が連携し、総合的な支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。
- ②生活の支援**
 - ・貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ります。
- ③保護者の就労支援**
 - ・労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図るため、就労に関する相談体制を充実します。
- ④経済的支援**
 - ・生活保護や各種手当など、さまざまな支援を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えします。

2 対策の進め方

子どもの貧困の早期発見（気づき）と関係機関の連携

- ☑ 子どもが貧困状態から脱し自立していくためには、貧困状態にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぐことが重要
- ☑ そのため、日常的に子どもに接する機会の多い学校、保育所、幼稚園をはじめ市や児童相談所などの各相談機関、子育て支援に取り組んでいるNPOなど、地域のさまざまな**関係機関が連携**し、貧困問題を抱える家庭の**早期発見**と、**見守り・支援**対策を推進していく

子どもの貧困の早期発見に向けた取組み（ツール）

子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」の活用

- 子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」を活用し、妊娠から出産・子育てまでの相談や悩みに切れ目なく継続的に対応する中で支援が必要な対象者を把握
 - ・母親が若くして妊娠したり、不安定な就労による経済的な問題等、出産・育児に係るリスクを抱える妊産婦を母子保健コーディネーター等が把握し、必要に応じて**関係機関と連携しながら出産・子育てを支援**

学校と相談・支援機関との連携

- 学校におけるスクールカウンセラー・教育相談員・家庭訪問相談員等の専門職員と連携し、いじめや不登校、虐待等の問題を抱える児童・生徒を把握
 - ・必要に応じて福祉的な支援につなげることができるよう、**関係機関と連携しながら支援**

各種相談支援事業の活用

- 生活困窮者から相談を受けつける「生活自立支援センターさかた」や、子育てなどの相談に応じる「NPO法人にこっと」など、相談・支援機関との連携
 - ・相談の内容に応じて最適な支援機関へつなぐとともに、学校、保育所、幼稚園をはじめ、市、児童相談所、警察、ハローワーク等の各相談機関、子育て支援に取り組んでいるNPOなどと**チームで支援**

要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携

- 酒田市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察、民生委員・児童委員、保健師など関係機関（者）と連携しながら、児童虐待などの子育てにリスクを抱える家庭を把握し、支援と見守りを実施



貧困の連鎖と社会的損失

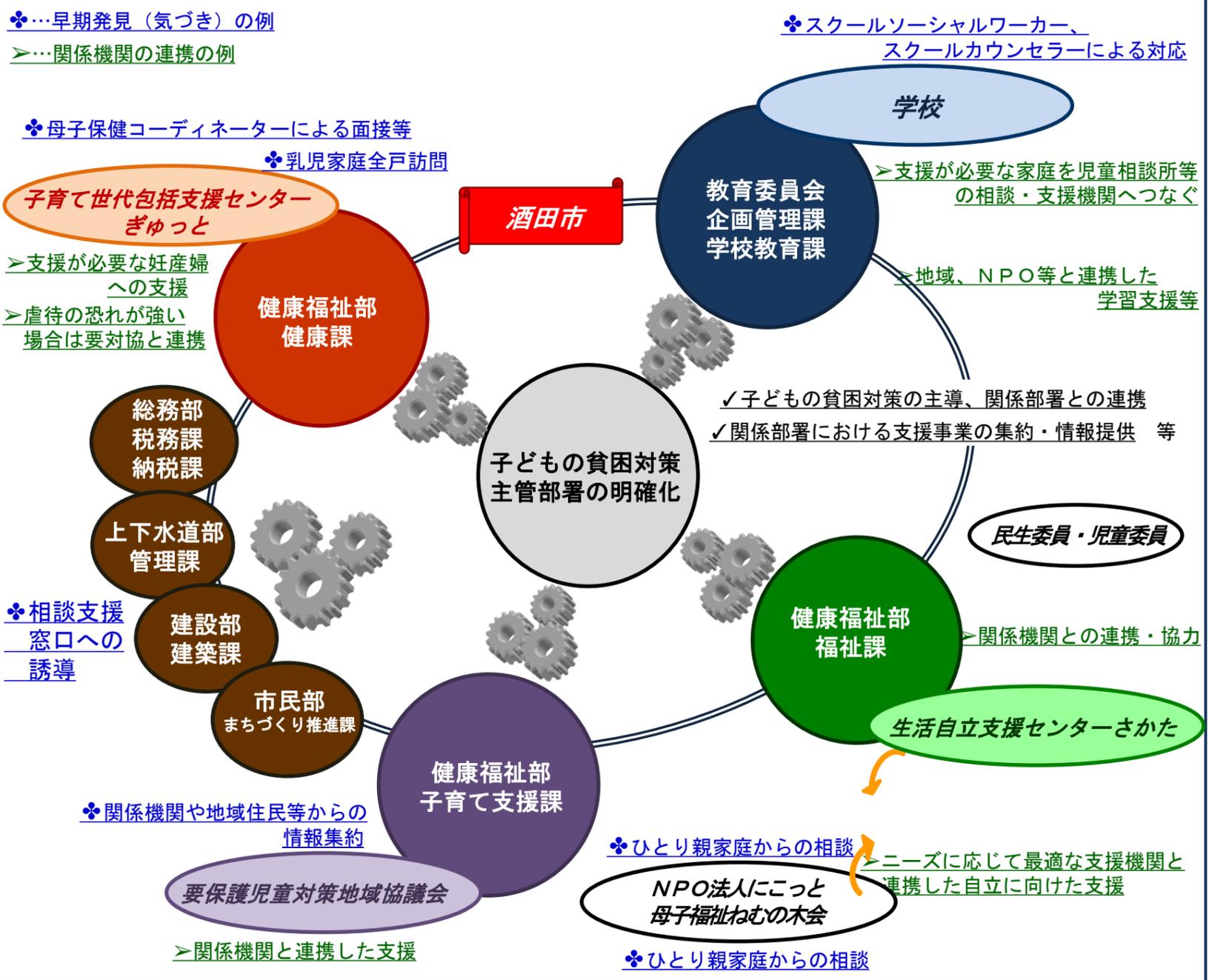
子どもの貧困対策の放置＝「社会の損失」

- ✓ 子どもの貧困を放置すれば、いわゆる「貧困の連鎖」が生じ、社会を支えていくはずの子どもたちが、支えられる側になる恐れ

子どもの貧困対策の推進＝「未来への投資」

- ✓ 子どもは社会の宝であり未来の希望。未来を明るく活力のあるものにするためには、将来、社会の担い手となる子どもたちの未来を応援することが重要

酒田市における関係機関が連携した子どもの貧困の早期発見と支援の展開のイメージ



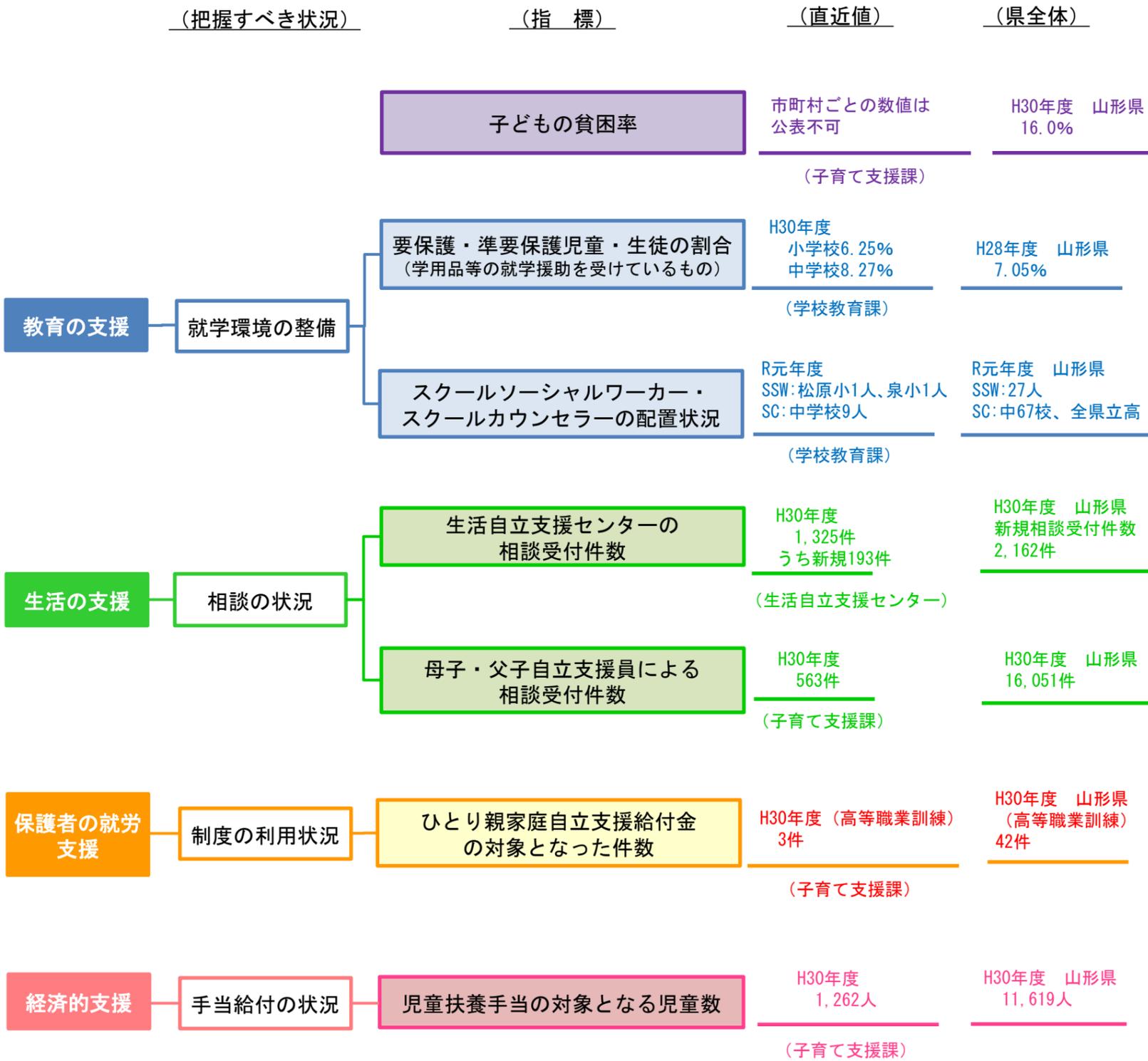
〈参考〉関係機関との連携の必要性等（子どもの貧困に関するアンケート調査（H28.11山形県調査））



3 子どもの貧困に関する指標

■ 主要指標の設定

- 子どもの貧困対策を推進するにあたり、子どもの貧困に関する主要指標を設定し、その改善に向けた施策に取り組み、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握するとともに、取り組みの評価・検証を行う。
- 政府が「子供の貧困対策に関する大綱」で示した指標を踏まえ、酒田市の主要指数として用いるデータは、基本的に既存の統計データ等を活用することにより、比較・検討を行う。



酒田市における子どもの貧困に関する指標の設定について

○基本的に既存の統計データ等を活用することにより、比較・評価を行う。

- ・生活保護に関する数値
- ・要保護・準要保護児童・生徒に関する数値
- ・ソーシャルワーカー・スクールカウンセラーに関する数値
- ・生活自立支援センターに関する数値
- ・児童扶養手当・児童手当に関する数値
- ・ひとり親家庭に関する数値 など

〈参考〉子供の貧困に関する指標（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

指標	直近値	指標	直近値
教育の支援		生活の安定に資するための支援	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7%	電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯、子供がある全世帯) ※直近値はひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1%	食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯、子供がある全世帯) ※直近値はひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0%	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯、等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位) ※直近値はひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9%
児童養護施設の子供の進学率	95.8% (中卒業後) 30.8% (高校卒業後)	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯、父子世帯) 80.8% (母子世帯) 88.1% (父子世帯)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	81.7%	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	44.4% (母子世帯) 69.4% (父子世帯)
ひとり親家庭の子供の進学率	95.9% (中学卒業後) 58.5% (高校卒業後)	経済的支援	
全世帯の子供の高等学校中退率	1.4%	子供の貧困率	13.9% (国民生活基礎調査) 7.9% (全国消費実態調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数	48,594人	ひとり親世帯の貧困率	50.8% (国民生活基礎調査) 47.7% (全国消費実態調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	50.9% (小学校) 58.4% (中学校)	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	42.9% (母子世帯) 20.8% (父子世帯)
スクールカウンセラーの配置率	67.6% (小学校) 89.0% (中学校)	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	69.8% (母子世帯) 90.2% (父子世帯)
就学援助制度に関する周知状況	65.6%		
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	47.2% (小学校) 56.8% (中学校)		
高等教育の修学支援新制度の利用者数	—		

第7章 計画の推進に向けて

1 推進のための役割

社会を構成するすべての方々が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対して理解と関心を深め、各々が主体的に役割を果たすとともに、社会全体がつながり、支え合い、分かち合う環境づくりを進めることが必要です。

(図表 6-1) 推進のための役割

主 体	役 割
市	子ども・子育て支援の総合的な実施主体として子ども・子育て支援事業計画を策定し、市が主体となって取り組む施策に加えて、市民や事業主が主体となった活動に支援・協力し、連携しながら地域社会全体で取組を推進する環境をつくっていきます。
一般事業者	子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなどの労働者の職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る雇用環境を整備します。
保護者	家庭の中のみならず、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域の子育て支援に参画し、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。
子ども・子育て支援関係事業者	施設の地域開放などを通じて、子どもと保護者、地域と施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担います。
地域	地域の子どもが健やかに成長するよう、思いやりの心をもって見守るとともに、地域の子育て支援活動への積極的な参加が求められます。

2 計画の点検、評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととします。

子ども・子育て支援推進委員会並びに子ども・子育て会議において、毎年度、施策の実施状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

各年度の状況については、市のホームページに掲載し公表します。

3 計画の推進体制

①酒田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づく審議機関として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験者など20名で構成し、計画の内容や進捗状況について審議するとともに、それぞれの立場から関わり方や果たすべき役割について情報・意見交換、提言を行います。

②酒田市子ども・子育て支援推進委員会

庁内の関係課長で構成し、国や県の施策、地域や事業所などとの連携に留意しつつ、総合的、計画的な施策の推進及び調整、進行状況の管理、計画素案の策定及び提案を行います。

(図表 6-2) PDCAサイクルを確保した事業管理

